

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 令和8年6月30日
- 【発行者名】** エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
(Emerging Asset Management Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】** マネージング・ディレクター ウィリアム・ウィギン
(Managing Director, William Wiggin)
- 【本店の所在の場所】** バミューダ、ハミルトン HM11、パー・ラ・ヴィル・ロード 58 番、
ヴァリス・ビルディング 4 階
(Vallis Building, 4th Floor, 58 Par-la-Ville Road,
Hamilton HM11 Bermuda)
- 【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 橋 本 雅 行
- 【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】** 弁護士 橋 本 雅 行
- 【連絡場所】** 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】** (03) 6775-1000
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**
ジュエル・ボックス・ファンド (Jewel Box Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】**
日本円建クラス R 受益証券について、500億円を上限とします。
米ドル建クラス R 受益証券について、5 億米ドル (799億4,000万円) を上限とします。
(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年 3 月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧
客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 159.88円) によります。以下、米ドルの円金額表示
は別段の記載がない限りこれによるものとします。
- 【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ジュエル・ボックス・ファンド（Jewel Box Fund）（以下「本ファンド」といいます。）

（注）用語の定義については、別紙A「定義集」をご参照下さい。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

日本円建のクラスRの受益証券（以下「日本円建クラスR受益証券」といいます。）及び米ドル建のクラスRの受益証券（以下「米ドル建クラスR受益証券」といい、「日本円建クラスR受益証券」と総称して「本受益証券」といいます。）で、記名式無額面です。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本受益証券は、追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

日本円建クラスR受益証券について、500億円を上限とします。

米ドル建クラスR受益証券について、5億米ドル（799億4,000万円）を上限とします。

（注１）本ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、米ドル建のクラスは米ドル建であり、日本円建のクラスは日本円建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨又は円貨をもって行います。

（注２）本書の中で金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

ファンド買付日の直前の評価時点に計算される該当クラスの本受益証券1口当たり純資産価格

（注１）「ファンド買付日」とは、各暦月の最初のファンド営業日並びに／又は管理会社が、受託会社及び投資運用会社と協議の上、一般的に若しくは特定の場合について決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（注２）「ファンド営業日」とは、ケイマン諸島、日本及び上海の銀行が通常の銀行業務のために営業している日（土曜日、日曜日、法定の祝祭日を除きます。）、又はそれに加えて若しくはそれに代えて、受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（注３）「評価日」とは、各ファンド買付日及び各買戻日の直前のファンド営業日並びに／又は受託会社が一般的に若しくは特定の場合について決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（注４）「評価時点」とは、各評価日において最後に営業を終了する各資産ポートフォリオに関連する市場の取引終了時点をいいます。以下同じです。

発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

申込手数料に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

（６）【申込単位】

一申込者当たりの最低申込金額及び追加最低申込単位：

日本円建クラス受益証券について、100万円以上及び1円単位とします。

米ドル建クラスR受益証券について、10,000米ドル以上及び1セント単位とします。

（注１）申込みは日本円建クラスR受益証券については日本円、米ドル建クラスR受益証券については米ドル単位で行われ、該当する本受益証券1口当たり純資産価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。

（注2）上記の追加最低申込単位は、分配金の再投資については適用されません。

各販売会社が本ファンドに送金する最低金額は、各クラスについて、10,000米ドル（又はその日本円相当額）とします。

（7）【申込期間】

2026年7月1日（水）から2027年6月30日（水）まで

（注1）原則として、該当するファンド買付日の直前の評価日の10ファンド営業日前のファンド営業日（*）までに販売会社が受け付けた買付申込みを当該暦月の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買付申込みは、翌暦月の受付分として取り扱います。

（注2）申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

* 販売会社又は販売取扱会社（以下に定義します。）と投資者との間で別途の取り決めがなされた場合は、その取決めに従います。

（8）【申込取扱場所】

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

本店：〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目13番7号

ホームページ・アドレス：<https://www.capital.co.jp/>

JIA証券株式会社

本店：〒104-0033 東京都中央区新川1丁目21番2号

ホームページ・アドレス：<https://www.jia-sec.co.jp/>

（併せて以下「販売会社」といいます。）

（注1）日本における販売会社は、他の金融商品取引業者又は登録金融機関と受益証券の取次業務に係る契約を締結し、当該金融商品取引業者又は登録金融機関を販売・買戻取扱会社として随時指名する場合があります。販売・買戻取扱会社は、投資者からの受益証券の申込み又は買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入又は投資者に対する買戻代金の支払等に係る事務等を取扱います。以下、販売会社と販売・買戻取扱会社を併せて、「販売取扱会社」といいます。

（注2）販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（9）【払込期日】

日本の投資者は、該当するファンド買付日の直前の評価日の10ファンド営業日前のファンド営業日までに申込金額及び申込手数料を販売会社に支払います（販売会社又は販売取扱会社と投資者との間で別途の取り決めがなされた場合は、その取決めに従います。）。販売会社は、該当するファンド買付日の直前の評価日の10ファンド営業日前のファンド営業日の午後5時（日本時間）までに、日本の投資者の申込金額を合算した金額を本ファンドの口座に送金します。

（10）【払込取扱場所】

上記「（8）申込取扱場所」に同じです。

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（12）【その他】

申込証拠金はありません。

引受等の概要

（イ）販売会社は、管理会社との間で締結した日本における本受益証券の販売及び買戻しに関する契約に基づき、日本において本受益証券の募集を行います。

（ロ）管理会社は、代行協会員としてキャピタル・パートナーズ証券株式会社を指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券の1口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書及び届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行協会員業務を行う日本証券業協会の会員をいいます。

申込みの方法

本受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」及び当該約款の変更契約（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

申込代金は、口座約款に従い、日本円又は米ドルで支払うものとします。日本円で支払われた場合における米ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社又は販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

日本以外の地域における発行

本募集の期間中に日本以外の地域において本受益証券が発行される可能性があります。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格

本ファンドは、本信託証書によって設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストであり、ケイマン諸島の信託法（改正済）に基づき、免税信託として登録されています。本ファンドは、有期で設立されており、早期に終了されない限り、設立から149年後に終了します。本ファンドは、ケイマン諸島にて2022年3月18日付で登録されました。ケイマン諸島の法律に基づき、本ファンドは、独立した法人ではありません。したがって、本書において、本ファンドが契約締結などの行為を行うということは、受託会社（又は、受託会社が特定の義務を委任したサービス提供者）が、本ファンドに関して当該行為を行うと解釈されるものとします。

本ファンドは、受益者が本英文目論見書及び本書に記載されている投資目的及び戦略に基づいて共同して投資するためのファンド・オブ・ファンズ形態の投資ファンドとして構成されています。本ファンドは、適格投資者からの本受益証券の申込みのみを受領し、申込みの全部又は一部を拒否する権利を有しています。

本ファンドの投資目的は、ファンド・オブ・ファンズの形態でオルタナティブ資産に分散投資することにより、伝統的な資産クラスとの相関を低く維持しながら、中長期的な安定したリターンを追求することです。

本ファンドについては、信託金の限度額はありません。

ファンドの特色

エイペックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（Apex Fund Services (Cayman) Ltd.）は、本ファンドの受託会社として、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（Emerging Asset Management Ltd.）は、本ファンドの管理会社として、及び、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社は、本ファンドの投資運用会社として、各自の役割を担います。本信託証書に基づき、受託会社は、本ファンドの管理・運営について一般的な責任を負います。管理会社は、本信託証書に基づき、受託会社に代わって本受益証券の発行及び買戻し、並びに本ファンドの財産の投資に責任を負います。ただし、受託会社及び管理会社は、投資運用会社に対し、全ての投資運用責任を委任しており、管理事務代行会社に対し、特定の管理機能を委任しています。管理会社及び管理事務代行会社は、投資運用会社に委任された本ファンドの資産の投資について何らの責任も負いません。

米ドル建クラスR 受益証券及び日本円建クラスR 受益証券は、各ファンド買付日において、直前の評価時点における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する申込価格で、募集されます。

本ファンドの各受益者の持分は、その受益者の名義で登録された本受益証券によって表章されます。各本受益証券は、本ファンドの資産及び負債に対する不可分な受益権を表章し、いかなる本受益証券も、本ファンドの特定の資産又は一部に対する権益や持分を、受益者に付与するものではありません。本受益証券は、受託会社の代わりに管理会社により、記名式でのみ発行されます。受託会社が別段の合意をしない限り、証券は発行されません。

本ファンドの本受益証券は、本信託証書に基づき、受託会社の代わりに管理会社によって異なるクラスで発行されます。受託会社は、2つのクラス、すなわち日本円建クラスR 受益証券及び米ドル建クラスR 受益証券を指定し、本英文目論見書の条件に基づき募集します。各クラスは運用通貨を除き、全ての重要な点で同一です。

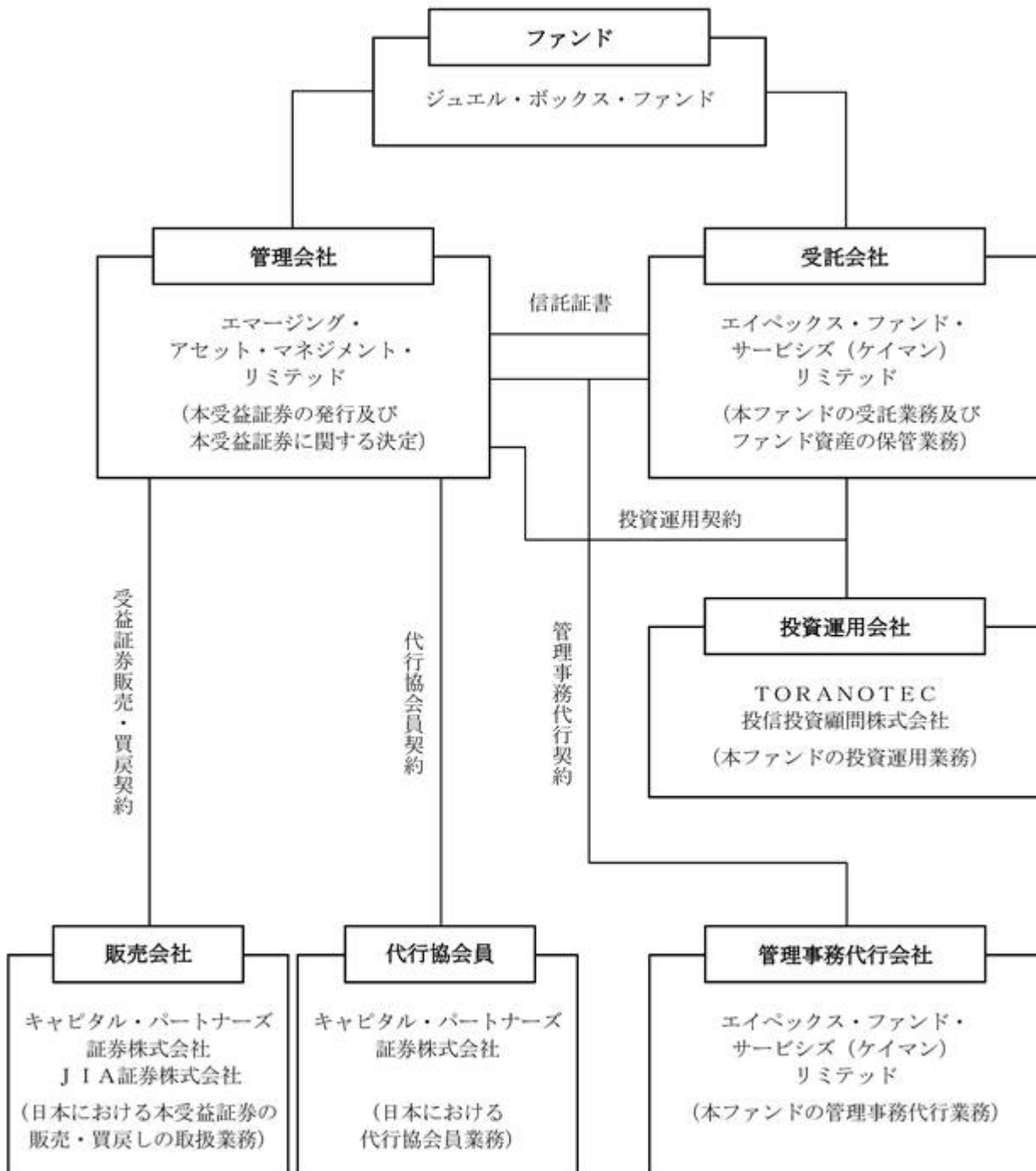
受託会社は、管理会社及び投資運用会社と協議のうえで、受益者の承認や受益者への通知なしに投資運用会社が決定するとおりに、将来、更なるクラスを異なる条件及び異なる通貨建てで募集することができます。全てのクラスは、本ファンドの単一の基本ポートフォリオに帰属します。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2008年11月3日 管理会社設立
 2022年3月18日 受託会社と管理会社との間で信託証書を締結
 2022年5月30日 受託会社と管理会社との間で修正・再表示された信託証書を締結
 2022年10月1日 本ファンドの運用開始
 2024年8月12日 受託会社と管理会社との間で修正・再表示された信託証書を締結
 2024年10月18日 本受益証券の運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



本ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

| 名 称 | ファンドの 運営上の役割 | 契約等の概要 |
|---|-----------------|---|
| エイペックス・ファンド・ サービスズ(ケイマン) リミテッド (Apex Fund Services (Cayman) Ltd.) | 受託会社 | 管理会社との間で締結された本信託証書に基づき、本ファンドの運用管理について全般的な権限及び責任を有します。ただし、受託会社は、本ファンドの日々の運用には関与しません。受託会社及び管理会社は、受託会社、管理会社及び投資運用会社との間の下記の投資運用契約に基づき、本ファンドのポートフォリオの運用に関する権限及び責任を投資運用会社に委託しており、また、受託会社、管理会社及び管理事務代行会社との間の下記の管理事務代行契約に基づき、本ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。 |
| エマージング・アセット・ マネジメント・リミテッド (Emerging Asset Management Ltd.) | 管理会社 | 受託会社との間で締結された本信託証書に基づき、受託会社に代わって本受益証券を発行及び買戻しする権限及び本ファンドの資産の投資に関して責任を負います。ただし、本ファンドの日々の運用には関与しません。投資運用契約に基づき、本ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限と責任を投資運用会社に委託し、管理事務代行契約に基づき、本受益証券の発行及び買戻しに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。 |
| T O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社 | 投資運用会社 | 受託会社及び管理会社との間で2022年5月31日付投資運用契約 ^(注1) を締結しました。 |
| エイペックス・ファンド・ サービスズ(ケイマン) リミテッド (Apex Fund Services (Cayman) Ltd.) | 管理事務 代行会社 | 受託会社及び管理会社との間で2022年5月31日付管理事務代行契約 ^(注2) を締結しました。 |
| キャピタル・パートナーズ 証券株式会社 | 代行協会員 販売会社 | 管理会社との間で2022年6月2日付代行協会員契約 ^(注3) を締結しました。管理会社との間で2022年6月2日付受益証券販売・買戻契約 ^(注4) を締結しました。 |
| J I A 証券株式会社 | 販売会社 | 管理会社との間で2024年9月23日頃付受益証券販売・買戻契約 ^(注4) を締結しました。 |

(注1) 投資運用契約とは、管理会社及び受託会社によって任命された投資運用会社が、定められた投資目的、投資戦略及び投資制限に従って、本ファンドの運用及び投資を行うことを約した契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社及び管理会社によって任命された管理事務代行会社が、本ファンドの事務管理を行い、それに関連して、本ファンドのために、以下を含む(ただし、以下に限定されない)一定の指定さ

れたサービスを提供することを約した契約です：受益者名簿の管理、帳簿及び記録の管理、投資運用会社の投資家とのコミュニケーションにおける支援、費用支払の手配、本ファンドの決算書作成及び本ファンドの登録人としての活動、本ファンド及び各クラスの純資産価額の計算、本ファンドの帳簿及び記録の作成・保管、本ファンドの受益者宛報告書のための情報の作成、本ファンドに関する受益者の質問への対応、マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止に関する適用法令のファンドによる遵守の確保、投資者からの受益証券の申込み及び買戻請求の受理及び処理、受益者名簿の作成・保管。

- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券の1口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書及び届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を提供することを約した契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則及び目論見書に準拠して販売すること及び受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約した契約です。

管理会社の概要

- () 設立準拠法
管理会社は、1981年会社法（以下「バミューダ1981年会社法」といいます。）に準拠して、バミューダ諸島において設立されました。
- () 事業の目的
管理会社の主たる目的は、運用コンサルタント業務を行うことです。
- () 資本金の額
管理会社の資本金の額は、2026年3月末日現在、462,000米ドル（約7,386万円）です。
- () 会社の沿革
2008年11月3日 設立
- () 大株主の状況

(2026年3月末日現在)

| 名 称 | 住 所 | 所有 株式数 | 発行済 株式数に 対する比率 |
|---|---|-----------|----------------------|
| GCアジャイル・ インターメディアイト・ ホールディングス・ リミテッド (GC Agile Intermediate Holdings Limited.) | 英国、EC2Y 5DN ロンドン、 ロンドン・ウォール 140、6階 (6th Floor, 140 London Wall, London EC2Y 5DN United Kingdom) | 140株 | 100% |

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

本ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）に基づき免税信託として登録されています。信託法に基づき設立された信託は、信託の存続期間に関して永続法（改正済）の適用を受けます。本ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

信託法

信託法は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められています。

信託法に基づき、受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務及び責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者又はケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、及び信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

免税信託は、当初手数料及び年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（6）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

永続法

1995年8月1日以降2024年8月22日までに行われた処分行為によって設立された信託は、設立後150年を超えない期間存続することができます。2022年3月18日に設定された本ファンドの場合、この期間は、本信託証書に従い149年に短縮されます。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）に対する開示

本ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、本受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が本ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、本ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

本ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済財務書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、本ファンドに以下の事由があると知ったとき、又は以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）債務を期日に履行できない、又はその可能性があること。
- （ ）投資者又は債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行し、若しくは遂行しようとして意図していること、又は事業の任意解散をしていること。
- （ ）適正な監査が可能な程度の十分な会計記録を維持せずに事業を遂行し、又は遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的又は犯罪的手法で事業を遂行し、又は遂行しようとして意図していること。
- （ ）ミューチュアル・ファンド法若しくはその下位規則、金融庁法（改正済）及びマネー・ロンダリング規則（改正済）又は免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、又は遂行しようとして意図していること。

本ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドです。本ファンドの会計監査は、国際財務報告基準（IFRS）に基づいて行われます。受託会社は、受益者に事前の通知を行うことなく、監査人を変更することができます。

本ファンドは本英文目論見書の内容に重要な影響を及ぼす変更又は本英文目論見書の記載内容の変更については、その21日前までに、本英文目論見書の改訂版又は（場合により）変更後の記載内容を届出なければなりません。

本ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。本ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。

（ロ）受益者に対する開示

毎年、受益者には、各会計年度終了後、本ファンドの監査済財務書類ならびに当該時点における受益者の本受益証券の保有状況説明書（無監査）が送付されます。また、受益者には、毎月純資産価額計算書が送付されます。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

- （ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者及びその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ ） 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、本ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容及び理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、本ファンドの資産について、本ファンドの毎事業年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、本ファンドの本信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容及び理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記の本ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により本ファンドの代行協会員であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社の以下のホームページにおいて提供されます。

<https://www.capital.co.jp>

（6）【監督官庁の概要】

本ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録されており、従って、同法に基づく規制を受けます。ただし、本ファンドは、その潜在的投資者一人当たりの購入可能な最低持分総額を100,000米ドル又はその他の通貨建相当額と定めており、その結果、本ファンドは、同条に基づき、登録に際して、ミューチュアル・ファンド管理事務代行免許を取得することは要求されず、また免許を受けた管理事務代行会社を雇用することも要求されません。

本ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく当初の登録に関連して、本英文目論見書の写し及び本英文目論見書の一定事項をCIMAに提出しています。また本ファンドは、所定の当初登録手数料を支払済です。

ミューチュアル・ファンド法に基づく本ファンドの継続的な義務には以下が含まれます。

(a) 本英文目論見書に対する変更について所定の事項をCIMAに届出ること、(b) 承認された監査人によって監査された財務書類及び年次報告書をCIMAに提出すること、及び(c) 所定の年次手数料を支払うこと。

本ファンドは、規制対象ミューチュアル・ファンドであり、従って、CIMAによって監督されます。CIMAは、いつでも、本ファンドに対して、本ファンドの財務書類の監査を行わせ、特定の期間内にCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAからの監督上の要求を遵守しない場合、高額の罰金を課されることがあります。CIMAは、一定の事象が生じた場合、一定の措

置を取る広範な権限を有しています。例えば、規制されたミューチュアル・ファンドが以下に該当するとCIMAが認めた場合、措置を取る広範な権限を有しています。

- (a) 債務を期日に履行できない場合や履行できない恐れがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンド法又はマネー・ロンダリング防止規則（改正済）の規定に違反している場合
- (c) 投資者又は債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行若しくは遂行を意図している場合や事業の任意解散を行っている場合
- (d) 適切かつ適正な方法で管理されていない場合
- (e) 取締役、マネージャー又はオフィサーとして適切でない者をそれぞれの役職に任命している場合

CIMAの権限には、主に、以下が含まれます。

() 受託会社及び/又は投資運用会社の交替を要求する権限、() 受託会社及び/又は本ファンドの適切な運営について受託会社、及び/又は本ファンドに助言する者を本ファンドの費用で任命する権限、() 本ファンドの業務を支配する者（本ファンドの事業を終了させる目的を含む）を本ファンドの費用で任命する権限、及び() ミューチュアル・ファンド法に基づき付与されたミューチュアル・ファンドの登録を取り消す又はそれに制限を課す権限。またCIMAは、その他の改善策（その他の措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申請する権限又は本ファンドに対してCIMAが指定する方法でファンドの事業再編を要求する権限を含む。）を実施することもできます。

CIMAは、本ファンドによる、ケイマン諸島の規制法についての所定の事項の違反（これにはミューチュアル・ファンド法、アンチマネーロンダリング規制（改訂版）を含みます。）に関連して本ファンドに対して、また、受託会社の取締役若しくは役員でその違反を承諾したか共謀したか、又はその違反がその者の懈怠に起因すると証明された者に対して、多額の行政罰を課す裁量権を有しています。当該行政罰金を本ファンドが支払う範囲において、本ファンドは当該罰金及び関連手続きの費用を負担するものとします。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的

本ファンドの投資目的は、ファンド・オブ・ファンズの形態でオルタナティブ資産に分散投資することにより、伝統的な資産クラスとの相関を低く維持しながら、中長期的な安定したリターンを追求することです。

投資目的が達成される保証はありません。

投資戦略

投資目的を達成するため、投資運用会社は、本ファンドの資産を、主にプライベート・マーケット又はオルタナティブ戦略の投資先ファンドに投資します。

各クラスに関連する投資先ファンドのポートフォリオを組成するにあたり、投資運用会社は、本ファンドのリターンが市場変動の影響を受けることを極力避けるため、伝統的なアセット・クラス（例えば上場株式又は債券）との低相関を維持することを目指します。また、投資運用会社は、投資先ファンドの投資戦略及び投資先地域を分散することで安定的なリターンの獲得を目指します。

また投資運用会社は、その複雑さや専門性の高さ、またそれらの調査、デューデリジェンスやモニタリングに必要な専門知識がないために、これまで一般の投資家にとってアクセスが困難であった、高度な投資戦略へのエクスポージャーを提供するよう努めます。

異なる資産ポートフォリオが異なるクラスに対して設定されることが企図されています。投資運用会社は、現在のところ、各クラスに割り当てられる資産ポートフォリオについて、(a) 異なる申込頻度及び/又は買戻頻度を有するが、その他の点では、他のクラスが投資するその他のすべての投資先ファンドと実質的に同一の投資目的、戦略及び制限を有する投資先ファンドに投資すること、(b) 同じ投資先ファンドに対して、他のクラスと

は異なる割当てを行うことを意図しています。当該差異は、投資運用会社はその単独の裁量により決定し、関連するクラスの投資家に係るリスク属性に基づきます。

投資運用会社は、本ファンドのために、世界各国の熟練したファンドマネージャー及び/又は独自の戦略を追求するファンドマネージャーを調査・特定し、それらに対して精緻なデューデリジェンスを実施します。

また、投資運用会社は、投資先ファンドに対して継続的なモニタリングを行い、その裁量で各資産ポートフォリオにおける投資先ファンドの入れ替えや配分の変更を適宜行います。

本ファンドは、それぞれの投資戦略に特化し専門知識を有する各投資先ファンドのマネージャーのスキルと経験、また、投資家のため「ゲートキーパー」として投資先ファンドのソーシング、精査、モニタリングを行う投資運用会社の専門性から来る便益を、投資家に還元するものです。

レバレッジ

本ファンドは、投資目的のために借入れは行いませんが、必要があれば、買戻請求又は費用支払を行う目的で借入れを行うことがあります。当該借入の費用は、当該買戻請求に關係する関連するクラスに割り当てられます。すべてのクラスに関する借入金額合計は、本ファンドの純資産価額の10%を超えないものとします。ただし、当該制限は、合併等の事由により、その額が一時的に本ファンドの純資産価額の10%を超えることとなった場合には適用されません。

本ファンドが投資する先のファンドは、追加のレバレッジを採用することがあり、本ファンドは当該ファンドのレバレッジの使用に制限をかけることはありません。

外国為替ヘッジ取引

投資運用会社は、本ファンドの基準通貨である米ドル及び/又は関連するクラスの運用通貨以外の通貨に対する本ファンド、各資産ポートフォリオ及び各クラスの通貨エクスポージャーをヘッジするよう試みることができます。投資運用会社はまた、クラスの運用通貨と本ファンドの基準通貨との間の通貨エクスポージャーをヘッジするよう試みすることもできます。投資運用会社は、外国為替の直物為替取引及び先渡為替取引又はその他の通貨変動リスクを軽減する手法を利用することができます。さらに、投資運用会社は、その裁量で随時、その他の為替リスクを軽減するためのポジションを取ることがあります。

本ファンド及び投資運用会社は、当該ヘッジが全ての為替変動を排除すること、又はそれによる影響を軽減する目標を実際に達成することを保証するものではありません。

ヘッジの費用、利益及び損失は、当該ヘッジを締結したクラスに割り当てられ、複数のクラスの場合は、投資運用会社が別段の決定を行う場合を除き、相対的な純資産価額に比例して割り当てられます。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

本ファンドの純資産価額の10%を超えて投資する予定の投資対象（投資先ファンド）の名称、形態、投資運用戦略概要及び運用会社の名称は次のとおりです。

主要な投資先ファンドの概要

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 名称 | GSAコーラル・ポートフォリオ・S.C.A. SICAV-SIF、GSAコーラル・スチューデント・ポートフォリオ (GSA CORAL PORTFOLIO S.C.A. SICAV-SIF - GSA Coral Student Portfolio) | オーラ・プライベート・クレジット・インカム・ファンド (Aura Private Credit Income Fund) | プリズム・インカム・ファンド (The Prism Income Fund) | アリクサ・エンハンスド・インカム・ファンド・LP (ARIXA ENHANCED INCOME FUND, LP) |
| 形態 | ルクセンブルグ籍 SICAV | オーストラリア籍 オープン・エンド型 非上場ファンド | モーリシャス籍 プロテクトド・セル・カンパニー | 英領ケイマン籍 リミテッド・パートナーシップ |
| 投資運用戦略概要 | グローバル 学生寮運営戦略 | 豪州の中小企業向け オンラインローン 投資戦略 | グローバル・ノンバンク向け 短期ローン戦略 | 米国住宅 リノベローン戦略 |
| | ファンド資金で学生寮を購入、寮運営にも参画することで、より多くの賃料等収入を投資家に還元することを旨とする。 | ファンド資金で中小企業に貸し付けを行うデジタル・レンダーに貸し付け、利息収入を得る。デジタル・レンダーは金融テクノロジーを利用して、効率の良い貸し付けを行う。 | ファンド資金をノンバンクを通じた事業・個人向け貸付に振り向け、利息収入を投資家に還元することを旨とする。 | ファンド資金を中古住宅のリノベ向け貸付に振り向け、利息収入を投資家に還元することを旨とする。 |
| 運用会社の名称 | コーラル・エス・エーアール・エル (Coral S.à r.l.) | オーラ・ファンズ・マネジメント・ピーティーワイ・リミテッド (Aura Funds Management Pty Limited) | スカイバウンド・キャピタル (MAU) リミテッド (Skybound Capital (MAU)Limited) | アリクサ・マネジメント・エルエルシー (Arix Management, LLC) |

上記は、本書提出日現在のものであり、将来的に投資運用会社の判断により予告なく投資先ファンドから外したり、新たな投資先ファンドに投資する場合があります。

(3) 【運用体制】

投資運用会社の運用体制

本ファンドは、TORANOTEC株式会社の100%子会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社が運用します。

ファンドの運用体制

管理会社及び受託会社は、TORANOTEC投信投資顧問株式会社を、本ファンドの投資運用会社に任命しています。

TORANOTEC投信投資顧問株式会社は、TORANOTEC株式会社の子会社である投資運用会社であり、「すべての人を投資家に」の社是のもと、独自のスマートフォンアプリを開発し、主に若年層・投資未経験者等を対象に、少額のおつりとポイントを投資運用会社が運用するファンドに投資できるサービスを提供しています。また、主として機関投資家や富裕層・準富裕層向けに、海外の優れたオルタナティブ、プライベート・アセット運用戦略を提供しています。

投資運用会社は、1998年7月31日に設立され、TORANOTEC株式会社による買収後の、2016年12月にTORANOTEC投信投資顧問株式会社に商号を変更しました。

投資運用会社は、日本において、第二種金融商品取引業、投資助言代理業、及び投資運用業の登録を受けています。2026年3月末日時点において、投資運用会社の運用資産の総額は、297億5,577万円です。

上記の運用体制は2026年3月末日現在のものであり、随時変更されます。

(4) 【分配方針】

本ファンドの投資目的は、資本増加の最大化であり、その投資から派生した収益や利得が分配金として分配されることは想定されていません。ただし、受託会社が適切と判断した場合に、将来いずれかの時点で分配を宣言することを妨げるものではありません。本ファンドに関して分配が宣言される範囲において、本信託証書に準拠して支払いがなされます。

(5) 【投資制限】

投資制限

本ファンドの資産の投資に関して、下記の投資制限が適用され、本ファンドは、下記の投資制限に従います。

- (A)他の集団投資スキーム(又は同様の分散投資)の株式、受益証券又は他の持分への投資のみを行い、それ自体は集団投資スキーム(又は同様のもの)ではない発行体により発行された株式、債券その他有価証券への直接投資を行わないこと。
- (B)常に(本ファンドの純資産価額が最初に20,000,000米ドルを超えた後)、最低3つの投資先ファンドに投資し、1ファンドへの割当が本ファンドによる投資又はコミットメント時点でのクラスに割り当てられる関連するポートフォリオの純資産価額合計の50%を超えないこと。

また、一つ又は複数のクラスに割り当てられる各資産ポートフォリオに関し、本ファンドは、当該クラスの純資産価額合計の20%を上限として現金及び現金同等物を保有することができます。ただし、当該クラスに関して、申込金の受領と買戻代金の支払及び投資先ファンドへの申込代金の支払と投資先ファンドからの買戻代金の受領のタイミングが合わないことにより、一時的に当該上限を超えることがあります。

上記を制限することなく、本受益証券には以下の追加の投資制限が適用されます。

- (a)本ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後に本ファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りをしないこと。
- (b)借入れの結果、借入れの未返済総額が純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行わないこと。ただし、特別な状況(他のファンド、投資ファンド又はその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。)においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (c)投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得しないこと。
(注：上記の百分率の計算は、買付時点基準又は時価基準のいずれかによることができます。)
- (d)本ファンドは、非上場又は即時に換金できない投資対象に対し、本ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られる純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得しないこと。ただし、日本証券業協会が定める外国証券の取引に関する規則第16条第1項の外国投資信託受益証券の選別基準の11に規定する価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合はこの限りではありません。(注：上記の百分率の計算は、買付時点基準又は時価基準のいずれかによることができます。)
- (e)投資対象の買付、投資の実行又は追加により、本ファンドの純資産価額の50%超が、金融商品取引法第2条1項に定義される「有価証券」に該当しない資産を構成することになる場合は、当該買付、投資の実行又は追加を行わないこと。

- (f)本英文目論見書に記載された本ファンドの主な投資対象以外への投資を行わない。
- (g) () 管理会社自身又は管理会社の取締役を相手方として取引を行わないこと、() 管理会社、本ファンド若しくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行わないこと、又は() 受益者の利益を害するか、若しくは、本ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社若しくは受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行わないこと。
- 下記(h)から(k)について、本ファンドは、投資先ファンドに投資する場合、ルックスルーベース（関連するエクスポージャーが関連する投資先ファンドの各原資産に基づいて計算されることをいいます。）で遵守します。
- (h)同一の会社の株式又は同一の投資信託の受益証券の保有価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、本ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）、当該株式又は投資信託の受益証券を保有しないこと。
- (i)同一のカウンターパーティーを相手方とするデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が、本ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかるポジションを保有しないこと。
- (j)同一の法主体によって発行され、組成され、又は引き受けられている(a)有価証券（上記(h)に記載される株式又は受益証券を除きます。）、(b)金銭債権（上記(i)に記載されるデリバティブを除きます。）及び(c)匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。）の保有価額が本ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかる有価証券、金銭債権及び匿名組合出資持分を保有しないこと。
- (k)同一の発行体又はカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ・エクスポージャーの合計が本ファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジション又は当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないこと。
- (l)金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引及び類似取引（新株予約権証券、権利証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、本ファンドの純資産価額の80%を超えないこと。上記の目的において、「内部管理モデル方式（VaR方式）」及び「自己資本比率規制」は、金融庁告示に定める意味を有します。
- (m)不動産又は現物商品への直接投資は行わないこと。
- (n)本ファンドの指定された銀行口座以外の口座において余剰現金を保有しないこと。
- (o)他の者に対して貸し付けを行わないこと。

上記の制限は、関連する取引又は投資コミットメント日に適用されるものとし、誤解を避けるために付言すれば、上記(B)に従ったコミットメントを満たす場合、純資産価額の50%を超える投資を投資先ファンドに対して投資することができます。さらに、本ファンドの資産ポートフォリオの変更は、価額の上昇若しくは下落、為替レートの変動又は資本の性質を有する権利、ボーナス若しくは利益の受領又は合併、再編、交換のためのスキーム若しくはアレンジメント又は関連する投資の保有者全員に影響を与えるその他の行動を理由とした結果として、上記に定められた制限のいずれかに違反したという理由だけで影響されるものではありません。上記制限のいずれかに違反した場合、投資運用会社は、受益者の利益を十分に考慮して、違反を是正するに適切と考える措置をとりますが、違反に関してそれ以上の責任を負わないものとします。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドは、銀行口座に預託されている現金を除くその資産を、他の投資先ファンドに投資します。投資先ファンドの成果は、当該ファンドの運用会社及び専門スタッフの能力に依拠しており、本ファンドの成果は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成果が見込める投資セクター及び投資戦略を識別できるか否かに依拠します。

投資先ファンドに組入れられた資産の値動きによる本ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動及び為替の変動により、損失を被ることがあります。

本ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、為替リスク、カウンターパーティーリスク、流動性リスクを含む投資戦略に関連するリスク及び一般的ナリスクがあります。

投資信託は、預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、損失を被り、元本を割り込むことがあります。本ファンドの運用による損益及び為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

本ファンドへの投資には、以下に記載されたものを含む（ただし、以下に限られません）重要なリスクを伴います。投資を予定する者は、本ファンドへの投資が自身に適切であるかを判断する際に、特に以下の要因を慎重に検討する必要があります。

投資戦略に関連するリスク要因

借入れ

原則として、本ファンドは借入取引の実施を予定していません。しかし、英文目論見書に従い、投資運用会社は、適用される信用規制及び信託証書に基づき許容される最大限度で、担保付及び無担保の借入れにより本ファンドの運営資金を調達することが認められています。一般的に、当該借入れは、(a) 特定のクラスに関して締結された場合、当該クラスの資産から返済され、又は(b) 一般的に締結された場合、すべてのクラスから純資産価額に比例して支払われますが、借入れは本ファンドの一般的義務となる場合があり、当該割当は、投資運用会社により変更されるか、又は1つ若しくは複数のクラスがその割当の全額を決済できない場合、その他の本ファンドの資産から決済されることがあります。その他の形式のレバレッジと同様、借入金の利用は、借入資金で取得された資産の市場価格水準に不利な変動があった場合には資本の損失リスクを拡大させる可能性があります。

1つ又は複数のクラスに関し個別のポートフォリオが設定される場合、投資運用会社は、別のポートフォリオに利益をもたらす借入れに関連してポートフォリオ資産に担保を設定せず、関連するポートフォリオの資産のみから返済することができないと判断する場合には、当該借入れを利用しないという決定をすることがあります。

投資の集中

投資運用会社は、一般的な方針として、各クラスのポートフォリオに割り当てられた資産を多くの投資対象に分散させることを追求しますが、適宜当該方針から離れて、各クラスに関して少数の比較的多額の証券ポジションを保有することがあります。このような投資の集中の結果、かかるポジションにおける損失が関連するクラスの純資産価額を大きく減少させることがあります。

投資先ファンドへの投資

投資運用会社は、銀行口座に預託されている現金を除く本ファンドの資産を、他の投資先ファンドに投資する予定です。投資先ファンドの成功は、当該ファンドの運用会社及び専門スタッフの能力に依拠しており、本ファンドの成功は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成功が見込める投資セクター及び投資戦略を識別できるか否かに依拠します。

複数段階の報酬

本ファンドが投資する投資先ファンドは、運用報酬及び/又は成功報酬を請求することが予想されます。その結果、本ファンド（及び間接的に本ファンドの投資者）は複数段階で運用報酬を負担することになり、それには成功報酬やインセンティブとなる配分が含まれることもあり、報酬の総額は、単一の運用会社が運用する投資において一般的に課される報酬を超える結果となる可能性があります。ある投資先ファンドが、その目標とする運用成績が達成された場合に支払われる成功報酬を課す場合、それは本ファンドの他の投資対象には関係なく課されるので、投資者は、本ファンドのポートフォリオ全般が下落している期間でも、成功報酬を間接的に負担しなければならない可能性があります。

投資先ファンドの独立したポートフォリオ・マネージャー

一般的に、投資先ファンドの運用会社（以下「ポートフォリオ・マネージャー」といいます。）は、相互に完全に独立して投資を行います。時に、それらの運用会社は、経済的に相殺されるポジションを保有することがあります。ポートフォリオ・マネージャーが経済的に相殺されるポジションを実際に保有する範囲で、ポートフォリオは、全体としてみた場合、費用が発生しているにもかかわらず、何らの利益も損失も達成できないこととなります。複数のポートフォリオ・マネージャーを用いることには、各投資先ファンドの投資対象に関連するリスクの他にも様々なリスクがあります。これらのリスクには以下が含まれます。

- ・ **マルチマネージャー戦略** - 取引手法及び取引市場の分散化を図るために、本ファンドは、複数のポートフォリオ・マネージャーに投資を行い、各ポートフォリオ・マネージャーは、他の運用会社とは独立して投資を行います。この分散化は、利益につながる価格の動きを資本化する可能性を維持しつつ損失を相殺することを意図するものですが、本ファンドは、この戦略の結果、本ファンドに正味の損失が生じないことを保証することはできません。
加えて、一部のポートフォリオ・マネージャーは、市場における同一のポジションに対して互いに競合する場合があります。また逆に、あるポートフォリオ・マネージャーは、同一銘柄について、別のポートフォリオ・マネージャーが保有するポジションと正反対のポジションを保有する場合があります。ポートフォリオ・マネージャーは、同一の又は関連ある市場において、同時に又はほぼ同時に、多額のポジションを取る場合があります。本ファンドは、複数のポートフォリオ・マネージャーの選定が、単一のポートフォリオ・マネージャーの選定より成功すると保証することはできません。
- ・ **ポートフォリオ・マネージャーからの情報の入手** - 投資運用会社は、本ファンドのために雇用する各ポートフォリオ・マネージャーに対し、ポートフォリオに関する詳細な情報を継続的に請求します。ただし、特定のポートフォリオ・マネージャーが、ある情報を機密情報であると判断した情報については、常に入手できるとは限りません。このような情報へのアクセスの欠如は、投資運用会社がポートフォリオ・マネージャーを選定し、その中で配分し、評価することをさらに難しくさせる可能性があります。
- ・ **新しいポートフォリオ・マネージャー** - 本ファンドの資産の一部は、実績が限定的である又は実績が全くない新規のポートフォリオ・マネージャーに配分される場合があります。かかる配分には、かかる新しいポートフォリオ・マネージャーのリスク/リワードの水準を評価するために有用な情報量が限定されることから、追加リスクを伴います。
- ・ **買戻請求権が存在しないことによる買戻日におけるポートフォリオ・マネージャーの資産の評価** - 本受益証券が買戻される場合、買戻価格には、ポートフォリオ・マネージャーに対する本ファンドの投資の純資産価額が反映されます。ただし、一部のポートフォリオ・マネージャーは、各買戻日に、本ファンド自身による買戻請求を認めない場合があります。かかる場合、本ファンドは、買戻を請求している受益者の本受益証券が評価される買戻日からファンド自身が当該買戻を反映するために当該ポートフォリオ・マネージャーから資金を引揚げることができる日までの間、当該ポートフォリオ・マネージャーに対する既存の投資の純資産価額の下落リスクを負うとともに、上昇による潜在的利益を有することとなります。

加えて、一部の投資先ファンドは、買戻手数料を請求する場合があります。本ファンドが所定期間の終了前にその投資の買戻を受けようとする場合に買戻手数料を請求することがあります。投資運用会社が、手数料を負担して原投資の買戻を受けるか買戻請求を充足させないかのいずれかを選択する場合、投資運用会社は、当該投資を継続することにおいて、追加の手数料が発生するかどうかではなく、本ファンドの最善の利益を第一に考慮するものとします。請求される買戻手数料は、本ファンドの一般的費用として負担されます。

- ・ **ポートフォリオ・マネージャーに対する限定的コントロール-追加費用** - ポートフォリオ・マネージャーに対する投資者として、本ファンドは、第三者であるポートフォリオ・マネージャーが選定するブローカー、保管会社及びカウンターパーティーならびに税務・会計手続に依拠しなければならないこととなります。また、通常、本ファンドは、ポートフォリオ・マネージャーのポジションに関連する取引データにアクセスすることはできず、全体的な純資産価額のみを入手することができます。

加えて、本ファンドは、ポートフォリオ・マネージャーに投資する者として、本ファンドが直接負担する費用に加えて、これらのポートフォリオ・マネージャーの費用を按分比例の割合で間接的に負担します。これら間接的に負担する費用としては、ポートフォリオ・マネージャーの投資費用（保管報酬及び売買委託手数料など）及び諸経費（賃料、人件費、設備、消耗品、運用・コンサルティング報酬ならびに類似の費用など）のうち本ファンドが案分比例の割合で負担する分が含まれます。本ファンドがポートフォリオ・マネージャーに投資する場合、当該ポートフォリオ・マネージャーは、（ ）運用報酬、及び（ ）投資エンティティ又は投資勘定の利益率に基づく成功報酬を請求する可能性があります。これらの報酬により、当該エンティティ又は当該勘定への投資に関する本ファンドの利益が減ることとなります。

本ファンドの費用（本ファンドがポートフォリオ・マネージャーに支払う報酬の支払を含みます。）の純資産価額に対する比率は、他の投資エンティティの費用比率よりも高くなる可能性があります。本ファンドが雇用する一部のポートフォリオ・マネージャーが採用する戦略は、頻繁な取引が要求され、その結果、ポートフォリオの回転率及び売買委託手数料費用が、その他の同規模の投資エンティティの当該費用を大幅に超過する可能性があります。本ファンドも、投資運用会社も、当該取引を直接コントロールすることはできません。

- ・ **ポートフォリオ・マネージャーの不正行為又は判断の誤り** - 投資運用会社は、最高水準の誠実さをもって本ファンドの資産の投資に当るポートフォリオ・マネージャーのみを選定するよう努めますが、選定されたポートフォリオ・マネージャーの日々の運用に対して本ファンドのコントロールは及びません。その結果、本ファンドは、本ファンドが委託する各ポートフォリオ・マネージャーがこの業務執行水準に適合することを保証することはできません。
- ・ **投資先ファンドの限定的な流動性及び限定的な投資可能性** - 本ファンドの構造上内在する主な不利な点及びリスクは、ポートフォリオ・マネージャーの流動性が限られていること、透明性が限られていること、及び本ファンドからの投資の受け入れが可能な投資先ファンドが限られていることにより、本ファンドの資産配分の柔軟性及びリスク・コントロールが制限されるという点です。ポートフォリオ・マネージャーが大きな損失を出した場合や、当該ポートフォリオ・マネージャーが事前に公表している取引方針・戦略から逸脱していると投資運用会社が判断した場合でも、本ファンドは、何ヶ月間も当該ポートフォリオ・マネージャーから資本を引き揚げることができない可能性があります。かかる場合、投資運用会社は、関連するポートフォリオの純資産価額に比例して投資先ファンドからの引揚げと買戻しを行うよう努めるものとします。
- ・ **ポートフォリオ・マネージャーの成功報酬** - 通常、本ファンドは、全部又は一部のポートフォリオ・マネージャーとの間で、特定の測定期間中に勘定の価値が上昇した場合（未実現の上昇を含みます。）に当該ポートフォリオ・マネージャーに報酬を支払うという取り決めを行います。一部の稀なケースでは、ポートフォリオ・マネージャーは、過去の測定期間に発生した損失を考慮することなく、特定の測定期間中の上昇に基

づいて報酬を受領する場合があります。ただし、投資運用会社は、かかる手数料を請求するポートフォリオ・マネージャーのすべてではないにしてもその大部分は、過去の損失を考慮すると予想しています。このような実績ベースの取り決めは、それが存在しない場合よりも、ポートフォリオ・マネージャーに対して、よりリスクが高い、あるいはより投機的な投資を行うインセンティブを与える可能性があります。

カウンターパーティーリスク及び決済リスク

投資運用会社又は本ファンドの投資先ファンドが行う一部の投資は、その性質上、取引相手方の債務履行能力に依存します。かかる当事者が、何らかの理由により債務を履行できなかった場合、本ファンドは損失を被ることがあります。そのため、本ファンドは、本ファンド又は本ファンドの投資先ファンドの取引相手方の信用リスクにさらされます。また本ファンドは、清算機関及び取引所による清算不履行リスクも負います。カウンターパーティーによる不履行又は清算の不履行は、本ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社は、信用力が高いと考えるカウンターパーティーとのみ取引を行う予定ですが、カウンターパーティーが債務不履行に陥らないという保証及び本ファンドが取引で損失を被る結果にならないという保証はありません。さらに、限定的な数のカウンターパーティーとの間に取引が集中することによって、本ファンドの損失の可能性が拡大する可能性があります。投資運用会社は、投資先ファンドが契約するカウンターパーティーに対するコントロールを有しません。

通貨変動リスク

投資運用会社は、通常、為替ヘッジ取引を行い、またその他本ファンド及び各クラスが直面する当該通貨変動リスクの低減を追求します。本ファンドが本ファンドの基準通貨又は関連するクラスの運用通貨以外の通貨建ての資産に投資する場合、投資運用会社は、常にではないものの、当該通貨変動リスクを回避することを追求します。また、投資運用会社は、本ファンドの基準通貨と関連するクラスの運用通貨が異なる場合には、当該通貨変動をヘッジすることができます。かかる回避が成功するかについては何らの保証も存在しません。当該ヘッジにかかる費用、利益、又は損失は、そのヘッジがなされたクラスにのみ配分されません。また、投資先ファンドの資産は米ドル以外の通貨で表示されている場合があり、投資先ファンドの運用通貨と投資先ファンドの投資の表示通貨との間の為替レートの変動により、投資先ファンドの運用通貨の価値が変動する可能性があります。通貨価値に影響を与える要因としては、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨建ての類似資産の相対的価値の差、投資と値上り益に対する長期的な機会及び政治情勢などがあります。

デリバティブ商品

投資運用会社は、様々なデリバティブ商品（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ、及びボラティリティがあり投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用する投資先ファンドに投資することがあります。ポジションによっては、急激かつ大きな時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。デリバティブ商品の利用は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ・ **トラッキング** - ヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジの対象である原投資資産の価格変動との間の相関性が不完全であるか又は変動の程度によっては、投資先ファンドは、意図していたヘッジ効果を得ることを妨げられ、ポートフォリオが損失リスクにさらされる可能性があります。
- ・ **流動性** - デリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、すべての状況において流動性が確保されるとは限らず、ボラティリティが大きい市場では、投資先ファンドは、損失を負うことなくポジションを手仕舞うことができない可能性があります。さらに、投資先ファンドが一部のデリバティブ取引を行う取引所においては、一日当たりの値幅制限や投機的ポジションの制限により、ポジションを即座に清算できない場合があり、ポートフォリオの潜在的な損失額が拡大する可能性があります。

- ・ レバレッジ - デリバティブ商品の取引においては、多額のレバレッジを利用する結果となる可能性があります。したがって、デリバティブ商品の取引がもたらすレバレッジ効果により、投資先ファンドがデリバティブ商品のレバレッジ特性を利用しなかった場合よりも、本ファンドに生じる利益及び損失は拡大する可能性があります、本ファンドの純資産価額の変動幅も大きくなる可能性があります。
- ・ 店頭取引 - ポートフォリオのために売買されるデリバティブ商品には、取引所で取引されていない商品が含まれる場合があります。店頭オプション取引は、取引所で取引されるオプションと異なり、買い手と売り手が価格その他の条件を相対で交渉する二当事者間の契約です。このような商品の債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる可能性があります、また、投資先ファンドは、取引所で取引される商品に比べて、当該商品の処分又は当該商品を手仕舞うための取引を容易に行うことができない可能性があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」は著しく乖離する可能性があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制の対象となっており、規制された環境において参加者に与えられている保護の多くが、取引所で取引されていないデリバティブ商品に関連して提供されないことがあります。

ポートフォリオの実績の違い

本ファンドは、上記「2 投資方針（1）投資方針」の「投資目的」及び「投資戦略」に記載のとおり、異なる投資戦略を用いることがあります。このため、異なるクラスの実績は必ずしも相互に相関するものではなく、投資運用会社は、異なるポートフォリオに係る同一又は類似の資産に関連して異なる決定を行う可能性があります。ある一つのポートフォリオの実績は、その他ポートフォリオ又は本ファンド全般の実績を示唆するものではありません。

投資機会にとって困難な市場

魅力的な投資対象を特定、実行及び実現する行為は、高い不確実性を伴います。投資運用会社が投資目的を充足することのできる投資対象を特定し、実行し、その価値を実現できる保証、又は投資運用会社が投資戦略と一致する方法で本ファンドの資産を全額投資できる保証はありません。

ヘッジ

投資先ファンドは、一般にリスク管理を目的として、デリバティブ、オプション、金利スワップ、スワップション、キャップ及びフロア、先物及び先渡取引等、様々な金融商品を利用することがありますが、特定のヘッジが適切である保証及び一定のリスクが正しく測定される保証はありません。さらに、一若しくは複数の投資先ファンドは、リスク軽減の目的でヘッジ取引を行う場合がありますが、かかる取引の結果、投資先ファンドが当該ヘッジ取引を行わなかった場合よりも、当該投資先ファンドの全体的なパフォーマンスが低下し、リスクが（軽減されずに）増大する可能性があります。投資先ファンド毎に異なるヘッジ戦略が採用される可能性があり、その結果、本ファンドの段階において、これらの影響が抑制又は拡大される結果となる可能性があります。

エクイティ証券への投資

投資先ファンドの資産は、一般に、発行体の資本構成において最も下位にある普通株式及び類似のエクイティ証券に投資される可能性があります。その場合、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産（もしあれば）に対して権利を有します。普通株式の保有者は通常、発行体の業務執行等決定機関が宣言した場合にのみ、その宣言された範囲内で、発行体の上位証券の利息、配当及びその他の要求される支払が行われた後に残る充当可能な収益又はその他の資産から配当を受け取る権利を有します。ワラント及び新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券を取得する権利を付与する証券であり（義務付けるものではありません。）、発行体の資産に対する権利を表章するものでは

ありません。その結果、ワラント及び新株購入権は、その他の種類のエクイティ証券への投資よりも投機的であるとみなされる可能性があります。

新規公開株への投資

投資先ファンドの資産は、新規株式公開によって発行される企業の証券に投資されることがあります。かかる証券は、多くの場合、より確立されている大手の公開株式会社よりも潜在的に高い収益及び売上の成長の可能性があります。したがって、株価が大きく上昇する可能性があります。ただし、かかる企業は、事業サイクルの初期段階にあり、業歴が限られているという点で、当該証券に付随するリスクは高くなる可能性があります。

市場リスク及び流動性リスク

投資先ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券及びその他の投資対象の将来の価格の動きを正確に評価できるかどうか、及び/又は当該評価を行う際の投資先ファンドの運用会社のパフォーマンスに大きく左右されます。投資先ファンドの運用会社が価格の動きを正確に予測できるという保証はありません。投資先ファンドは、ロング・ポジション及びショート・ポジション又はその他の方法を利用することにより、市場リスクの軽減を試みる場合がありますが、常に一定程度の（時に重大な程度の）市場リスクが存在します。さらに、投資先ファンドは、その資産が投資される商品の市場の流動性が低下した場合には悪影響を受ける可能性があります。その結果、投資先ファンドがポジションの調整を迅速に行うことができなくなる可能性があります。ポジションの規模によっては、当該商品の市場の流動性の低下の影響が拡大する可能性があります。市場全体のレバレッジの変化、プライム・ブローカーが利用可能なレバレッジ水準を引き下げる決定を行った結果としてのレバレッジの削減又はその他の市場参加者による同一又は類似のポジションの解消もまた、純資産価額に悪影響を及ぼすことがあります。投資先ファンドの一部は、活発に取引されないことがあり、かかる投資対象の評価には不確実性が伴うことがあります。かかる状況において、純資産価額は悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社は、必要な時に投資対象を速やかに清算できなくなる可能性があります。

本ファンドは、関連する投資先ファンドが十分な流動性をもって取引することができない又は証券を売却又は取得する際において市場における十分な需要又は供給の欠如若しくは取引制限によって取引することができないことで、本ファンドが投資する投資先ファンドを通じて、流動性リスクにさらされる場合があります。例えば、投資先ファンドが、流動性のある市場に投資することができる場合であって、ポジションを清算することが不可能になるか又はそのための費用が高くなる場合があります。その結果、多額の取引費用が生ずる場合があります。純資産価格が下落し損失を被り、投資元金を割り込む場合があります。かかる状況における損失発生危険性に加えて、本ファンドが適時に投資先ファンドから買戻しが受けられるかは、投資先ファンドの資産の流動性の損失により影響を受けることがあります。本ファンドが、直接投資し、又は上場され又は買戻しを受ける形以外の方法で現金化される投資先ファンドに投資する場合、同様のリスクに直接さらされる場合があります。

空売り

投資先ファンドは、その全額がカバーされている又はカバーされていない空売りを行う場合があります。空売りした証券の市場価格が上昇を続けた場合には、理論上、空売りの損失額は無限に拡大する可能性があります。

日本を含む様々な金融規制当局が、近年、一定の証券の空売りを制限する規則を制定しています。かかる制限は、通常は一時的なものであり、一部の法域では廃止されていますが、一又は複数の規制当局が、かかる制限を延長し、修正し又は復活させる可能性があります。空売りの規制に関しては、様々な提案（競合他社にそのポジションに関する透明性を提供する案など）がなされており、一又は複数のかかる提案が施行された場合、投資先ファンドがその投資戦略を成功裡に実行することを妨げられるか、本ファンドのパフォーマンスにその他の悪影響を及ぼす可能性があります。

小規模企業又は未成長企業

投資戦略の実施において、投資先ファンドは、時価総額が中小規模である企業の証券に投資する場合があります。かかる証券は多くの場合、著しい潜在的値上がりの可能性を提供する一方、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。例えば、小型証券のみならず中型証券の価格でさえ、大型証券の価格よりも変動性が高くなることが多く、多くの中小規模企業の倒産リスク又は支払不能リスク（投資家に対する付随的損失を伴う）は、大規模な「優良」企業よりも高くなります。中小規模企業は、製品ライン、流通経路、財源及び経営資源が限られていることがあります。さらに、一部の小規模企業の証券の取引量は少ないため、これらの企業への投資は、相対的に流動性が低くなる可能性があります。

一般的なリスク要因

ブローカーの支払不能リスク

投資戦略の実施において、投資先ファンドは、時価総額が中小規模である企業の証券に投資する場合があります。かかる証券は多くの場合、著しい潜在的値上がりの可能性を提供する一方、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。例えば、小型証券のみならず中型証券の価格でさえ、大型証券の価格よりも変動性が高くなることが多く、多くの中小規模企業の倒産リスク又は支払不能リスク（投資家に対する付随的損失を伴う）は、大規模な「優良」企業よりも高くなります。中小規模企業は、製品ライン、流通経路、財源及び経営資源が限られていることがあります。さらに、一部の小規模企業の証券の取引量は少ないため、これらの企業への投資は、相対的に流動性が低くなる可能性があります。

投資ファンドの事業リスク及び規制リスク

本ファンドの存続期間中に、ファンドに悪影響を及ぼすような法律上、税制上及び規制上の変更が行われる可能性があります。投資ファンドの規制環境は進化しつつあり、投資ファンドの規制の変更は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼすことがあり、投資運用会社のレバレッジ利用能力（本ファンドに関して当該変更前に利用できたレバレッジが得られなくなるなど）又は取引戦略の遂行能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、証券市場及び先物市場には、包括的な法律、規制及び証拠金要件が適用されます。規制当局、自主規制機関及び取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、臨時措置を取る権限を付与されています。デリバティブ取引及びかかる取引に従事する投資ファンドに対する規制は、発展途上の法分野であり、政府の規制や司法判断により変更されることがあります。将来行われる規制の変更がファンドに与える影響は、重大で不利なものとなる可能性があります。

クラス間債務リスク

本ファンドは、1つ又は複数の特定クラスが参加する個別の資産ポートフォリオを設定する予定です。あるクラスの資産は、本ファンド内のその他全てのクラスから法的に分離されていないため、あるクラスの負債が当該クラスの資産額を超える場合に、本ファンド又は他のクラスの債権者による請求を充足させるために、一つのクラスの資産が充当されることがあります。そのため、支払能力のあるクラスの資産は、債務超過クラスの債務に関連したリスクにさらされ、その債務を弁済するために使用されることがあります。

ポートフォリオ間債務リスク

本ファンドは、一つ又は複数の特定クラスが参加する個別の資産ポートフォリオを設定する予定です。各ポートフォリオは、異なる投資目的及び/又は戦略を有し、より大きな又は小さな程度のレバレッジを活用し、異なる資産タイプ、産業部門、地理的地域及び国に投資することがあります。その結果、各ポートフォリオは、大幅に異なるリスク特性を有し得ます。各ポートフォリオに関して個別の会計記録が維持されますが、各ポートフォリオに帰属する資産及び負債は法的に分離していません。したがって、あるポートフォリオに帰属する

負債がその資産を超過する場合には、本ファンドの債権者は、他のポートフォリオに帰属する資産に対して遡求権を有する可能性があります。

投資運用会社及びキーパーソンへの依存

本ファンドの投資活動は、投資運用会社の本ファンドを運用する継続的な能力及び投資運用会社の一定の投資プロフェッショナルの経験及び専門性に依拠しています。いずれかの投資プロフェッショナルのサービスが失われた場合には、本ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、本ファンドの運営には関連しない可能性もありますが、投資運用会社の利益率が失われた場合には、投資運用会社が本ファンドを成功裡に運用する能力又は本ファンドの運用のための投資プロフェッショナルを呼び込む能力を低下させる可能性があります。

本受益証券の非流動性

本受益証券は、受託会社の承認を得ずに譲渡することはできません。また、本受益証券に流通市場が存在する見込みはありません。したがって、受益者には、買戻しを請求する以外に本受益証券を処分する方法がない可能性があります。買戻しは、一定の状況において、停止される可能性があります。

現物分配

買戻しを請求する受益者は、受託会社の裁量に基づき、現金と一緒に又は現金の代わりに、本ファンドが有する証券を受領する場合があります。本ファンドは、後日清算されるまで、関連する証券を保有するための清算信託、清算勘定又は清算法人を設立することがあります。分配される証券の価値は、それらの証券が売却される前に上昇又は下落することがあり、買戻しを請求する受益者は、それらの証券の売却に関連する費用を負担することになります。さらに、買戻しに関連して受益者に分配される証券は、容易に換金できるとは限りません。かかる状況下で、買戻しを請求する受益者は損失のリスク及びかかる証券の清算遅延のリスクを負担することになり、その結果、買戻日において当該本受益証券について現金のみで支払われた場合に受領できたであろう金額を下回る現金を最終的に受領することになる可能性があります。

限定的な運用歴

本ファンドは2022年中ごろに設定され、投資予定者が本ファンドへの投資を行う前に参照できる本ファンドの運用歴は限定的です。投資運用会社の投資戦略の短期的若しくは長期的な見通しの評価が正確であるという保証も、本ファンドがその投資目的を達成する保証もないことを前提に、本ファンドの投資プログラムは評価される必要があります。

限定的な受益者の権利

受益者には、本ファンドの日常の運営に関与する権利はありません。したがって、受益者は、本ファンドの運用又は本ファンドのサービス提供会社の任命及び解任をコントロールすることはできません。

全体的な投資リスク

すべての有価証券の投資には、元本を失うリスクがあります。本ファンドに関して取得及び取引される有価証券ならびに利益の増加を目指して用いられる投資手法及び戦略の性質により、このリスクが増大することがあります。投資運用会社は、本ファンド全体のポートフォリオの運用に最善の努力を尽くしますが、本ファンドが損失を被らないという保証はありません。様々な政府機関による措置を含む多くの予測不可能な事由ならびに国内外の政治的事由により、急激な市場変動が発生することがあります。

感染症の流行、その世界的拡大（エピデミック／パンデミック）

感染症の発生又は地域的・世界的拡大は、本ファンド及びその投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、本ファンドの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼし、本ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。感染症の発生が本ファンド及びその投資のパフォーマンスに与える影響の程度は、多くの要因に左右されますが、これらの要因には、感染症の発生期間及び範囲、感染症を引き起こす細菌、ウイルス、その他の生物に対する治療法やワクチンの開発及び普及、世界全体、地域的及び局所的な重要なサプライチェーン及び経済市場の混乱の程度、ならびに全体的な需要と供給、投資家の流動性、消費者の信頼感、様々な経済活動の段階が含まれますが、これらはすべて非常に不確実であり、予測することは不可能です。感染症の地域的・世界的拡大が発生している最中における本ファンド及びその投資対象の運用能力は、政府が義務づけた、あるいは企業が課した隔離、渡航制限、その他の事項によっても影響を受ける可能性があります。このような措置の中・長期的な影響は、感染症の世界的又は地域的流行が収束した後も、本ファンド及び/又はその投資対象に悪影響を引続き与える可能性があります。

これらの結果の一部又は全部は、2019年12月に新型コロナウイルス株、すなわちCOVID-19が特定された後に始まったCOVID-19アウトブレイクで見ることができました。これは中国の武漢で広がり、その後ほぼすべての世界各国に拡大しました。2020年1月30日、世界保健機関は世界的な緊急事態を宣言しました。COVID-19のアウトブレイクとそれに関連する公衆衛生の悪化は、世界中の労働力、顧客、供給業者、経済、金融市場に悪影響を及ぼしました。アウトブレイクは市場を大きく混乱させ、2020年第1四半期の金融市場は深刻な損失と極度のボラティリティに見舞われました。COVID-19の状況に関して市場は全般的に安定していますが、深刻な損失と極度のボラティリティが再び発生する可能性があり、長期にわたって継続し、本ファンドに損失をもたらす可能性があります。別の広く蔓延している感染症のアウトブレイクは、COVID-19によって引き起こされたものと同様の影響をもたらす可能性があります。同様に、深刻さと期間の両方の点で異なる結果をもたらす可能性があり、これは関連する疾病の伝達性と影響、及び緩和措置（社会的又は医学的、例えばワクチン開発）の開発と展開の成功の両方によって影響を受ける可能性があります。COVID-19及び将来の疾病の両方が本ファンド又は投資運用会社に及ぼす将来の継続的な影響は非常に不確実であり、予測することはできません。

大量買戻しの潜在的影響

本受益証券の大量買戻しが生じた場合、投資運用会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために当初の想定よりも早くポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。投資運用会社は、有利な条件でポジションを清算することが困難となる可能性があります。その結果、損失又は純資産価額の減少が発生することがあります。また、複数のポートフォリオが同一又は類似の資産に投資される場合、投資運用会社は、本ファンドが当該資産を処分する能力の制限について、ポートフォリオ間でバランスを取ることを求められる可能性があります。ポートフォリオ資産を決済することが賢明ではないと投資運用会社が判断する場合、受託会社は、本受益証券の買戻代金の支払を行うために必要な現金を借り入れることが認められます。投資運用会社には、かかる借入れの返済の担保としてポートフォリオの資産を抵当に入れる権限が付与されています。これらの状況において、継続的な受益者は、本ファンドの資産の価額がその後下落するリスクを負います。

その他の受益者の権利；サイドレター

適宜、本ファンド、管理会社及び/又は投資運用会社は、受益者の同意なしに、本受益証券の既存又は潜在的保有者との間で、合意書（サイドレター）を締結することができ、当該本受益証券の保有者は、本書に記載のない利益を享受することがあります。それらの既存又は潜在的受益者との間のサイドレターでは、例えば受益者に対し、()本ファンド、他の投資ビークル、又は運用勘定への将来へ投資することができる特別な権利、()頻度、通知期間、支払う買戻費用（割引又は割り戻しの形式を問わず）、若しくは他の条項又はこれらの組み合わせにかかる特別な買戻権、()一又は複数回にわたり本ファンドから報告を受領する権利又は他の受益者に提供されない情報を受領する権利（ポートフォリオのポジションに

かかるより具体的な情報が含まれますがこの限りではありません。）、及び（ ）本ファンドと当該受益者の間で合意により取り決めることのできる他の権利が付与されます。

サイドレターの条件は本ファンドの裁量によります。それらは、特に（ ）本ファンドの受益者の投資規模、（ ）受益者が長期間に渡り本ファンドに投資を行うことの合意、又は（ ）受益者が本ファンドに対して行う他の同種の約定をするかに基づくものとします。

取引費用

投資戦略は、高い水準の投資取引及び投資の回転率を伴うことがあり、多額の取引費用を発生させることがあります。本ファンドは、その取引活動が利益を生み出すか否かにかかわらず、売買委託手数料及び関連する取引手数料及びコストを負担します。運営管理費も本ファンドが負担します。受益者が保有する本受益証券の純資産価額の増加が実現されるためには、本ファンドが、これらの手数料及びコストの総額を上回る収益を達成する必要があります。かかる値上がり益が（又はいかなる値上り益も）達成される保証はありません。

投資運用会社は、ポートフォリオ間のコスト配分を、当該コストがポートフォリオの運用に関連する程度に基づいて行うようにしますが、特定のコストは複数のポートフォリオに関係します。かかる状況において、投資運用会社は、通常、各ポートフォリオの相対的な純資産価額に基づいて配分を行いますが、投資運用会社が適切と考える場合には、これに代わる別の配分を採用することもできます。

本ファンドの投資対象の評価

本ファンドの有価証券及びその他の投資対象の評価は、不確実性を伴い、判断に基づき決定される可能性があるため、かかる評価が不正確であることが判明した場合、本受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。上場証券以外は、一部の証券及びその他の投資対象に関して独立のプライシング情報が入手できないことがあります。評価の決定は、本書の規定に従って誠実に行われるものとします。

投資運用会社は、その性質上正確な評価が困難な一部の資産に投資することがあります。かかる投資対象に割り当てられた価額が実際の価値と異なる場合、本受益証券1口当たり純資産価格は、その分過小評価又は過大評価される可能性があります。上記に鑑み、本ファンドが当該投資対象を保有する期間中に本受益証券の全部又は一部の買戻しを受ける受益者には、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、本来支払われるべき金額を下回る金額が支払われるリスクがあります。同様に、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、当該受益者には過大に支払われるリスクがあります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、新規の受益者による本ファンドへの投資（又は既存の受益者による追加投資）が、他の受益者にとっての当該投資対象の価値を希薄化させる可能性があります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、新規の受益者（又は追加投資を行う既存の受益者）は、本来支払うべき金額よりも多く支払っているというリスクがあります。特別な状況（受託会社が投資運用会社と管理事務代行会社に相談の上で合理的に決定されます。）を除き、本ファンドは、本受益証券の1口当たり純資産価格を適時的に調整することはありません。

一般的には、本ファンドは他の投資ファンドに投資し、それら投資先ファンドの評価は当該投資先ファンドによって提供される純資産価額の計算書に基づいて行われます。各投資先ファンドは、本ファンドに提供される純資産価額の正確性に影響を与える可能性のある評価リスク及び不確実性（上記のリスクを含みます。）にさらされます。加えて、一部の投資先ファンドは、その運用会社又は他のサービス提供会社に対して、潜在的な利益相反を生じさせる評価プロセスへの関与を認める場合があります。

純資産価額の計算に関して誠実に使用された価格若しくは評価が、本ファンドのいずれかの資産の価格若しくは評価の誤った若しくは不正確な見積もり若しくは決定であったことが判明した場合でも、受託会社、投資運用会社又は管理事務代行会社は一切責任は負いません。

強制監査ホールドバックの不存在

本受益証券の買戻しの際に、買戻価格は未監査の本受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとし、年次監査において過去の評価の調整が必要な場合であっても本信託証書はいかなるクローバックの仕組みも提供するものではありません。したがって、買戻しする受益者に対して支払われる買戻金額は、買戻価格が監査済みの本受益証券1口当たり純資産価格に基づくものである場合に受益者が受領することのできる金額よりも多く又は少なくなる可能性があります。買戻価格が監査済みの本受益証券1口当たり純資産価格に基づくものである場合に、受益者が受領することのできる金額よりも支払われる買戻価格が大きくなる場合、当該過剰な支払額は、本ファンドに対し不利益な影響を与えることになる可能性があります。受託会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻価格の5%を上限とする本受益証券の買戻しについて、監査ホールドバックを適用することができ、監査後の買戻価格に調整を加えることができますが、当該ホールドバックを行う義務は一切なく、一部の買戻しについてホールドバックを適用し、他には適用しないことも可能です。

サイバーセキュリティ・リスク

ビジネスにおけるインターネット等のテクノロジーの利用の拡大により、本ファンドは、オペレーション、情報セキュリティ及び関連するリスクを受けやすくなっています。一般的に、サイバーインシデントは、意図的な攻撃又は意図されない事象から引き起こされる可能性があります。

サイバー攻撃は、第三者が資産や機密情報の不正流用、データの破壊又は業務の混乱を生じさせる目的で、デジタルシステムへの無権限のアクセスを得ようとする（例えば、「ハッキング」又は悪意のあるソフトウェアの符号化を通じて）が含まれますが、これらに限定されません。サイバー攻撃は、ウェブサイトへのDoS攻撃（Denial of Service attack）（通常の意図された利用者にネットワークサービスを利用できなくさせること）など、必ずしも不正アクセスを必要としない方法で行われることもあります。

投資運用会社及びその他のサービス提供会社（会計士、保管会社、名義書換代理人及び金融仲介業者を含みますが、それらに限られません。）に影響を与えるサイバーインシデントは、業務を混乱させ、事業の運営に影響を与えることができ、潜在的には、ファンドがその証券若しくはその他の投資対象を取引又は評価できなくなるよう妨害し、又は取引や受益者のビジネス取引の能力を損ない、適用あるプライバシー法及びその他の法律の違反を生じさせ、結果的に、財務上の損失、規制上の罰金、罰則、風評被害、補償若しくはその他の賠償費用、又は追加のコンプライアンス費用を生じさせる可能性があります。

同様の損害は、本ファンドが投資する証券の発行会社、ファンドが従事する取引のカウンターパーティー、政府その他の規制当局、取引所及びその他の金融市場運営者、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社及びその他の金融機関（受益者の金融仲介業者及びサービス提供者を含みます。）ならびにその他の当事者に対して影響を与えるサイバーインシデントからも発生する可能性があります。加えて、将来に、サイバーインシデントを防止するために、多額の費用が発生する可能性があります。

本ファンドのサービス提供者は、かかるサイバーインシデントが発生した場合に、当該サイバーインシデントを防止するためのリスク管理体制及び事業継続計画を構築していますが、当該システム及び計画には、事前に認識されなかったリスクが発生する可能性を含め限界があります。さらに、本ファンドは、サービス提供者又はファンド若しくは受益者に影響を与える業務を行っているその他の第三者によって運用されているサイバーセキュリティ計画及びシステムをコントロールすることはできません。

FATCAに関するリスク

米国内国歳入法の第1471条乃至第1474条（一般に外国口座税務コンプライアンス法又は「FATCA」として知られています。）は、ファンドがFATCAを遵守しない場合には、本ファンド等の外国金融機関への一定の支払（米国の発行体の証券に係る利子・配当収益及び当該証券の売却収入総額を含みます。）に対して源泉税（現行税率30%）が課税される旨を定めています。

本ファンドは、本ファンドに課せられた義務を果たし、FATCAによる源泉課税を回避するよう努めますが、本ファンドがこれを達成し、かつ当該FATCA義務の充足を保証することはできません。FATCA制度により、本ファンドが米国の投資対象から受取る大部分の種類の所得に対して、罰則として30%のFATCA源泉課税の対象となった場合、本ファンドが受領する配当所得の純額は予想を下回ることになり、本ファンドの受益者が保有する受益証券の価値を潜在的に低下させる可能性があります。

本ファンドがFATCAを遵守できるかどうかは、各受益者が、本ファンドが要求する受益者又はその直接・間接的所有者に関する情報をファンドに提供することに依拠します。本ファンドが要求する情報を提供しない受益者による本受益証券の保有（直接保有又は実質的保有であるかを問いません）によって、本ファンドが税金を負担する、又は本ファンドが本来発生し得ない金銭的不利益を被る、又は本ファンドが負債、罰金若しくは規制上の措置の対象になり得ると受託会社が考える場合、受託会社は、当該受益者が保有する本受益証券の他の者への譲渡を要求する権利又は強制的に買戻す権利を行使することができます。かかる譲渡又は強制買戻しは、適用される法令規則に従って行われるものとし、それを行う裁量権は、誠実にかつ合理的根拠に基づき行われる受託会社によって行使されるものとし、これを行使するものとします。

本件については、後記「4.手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い-ケイマン諸島及びFATCA」の項にも詳述されています。

投資先ファンドへの適用

上記の一般的なリスク要因の一部又は全部は、本ファンドが投資する投資先ファンドにも該当します。投資運用会社は、投資判断を行う際に、投資先ファンドがその目論見書に記載しているリスクを考慮しますが、これらは多くの要因のうちの一つに過ぎず、本ファンドは、上記に記載されるリスクを除き、投資先ファンドが記載しているリスクを受益者に通知することはありません。

独立の法律顧問の不存在

オジエ法律事務所（以下「オジエ」といいます。）は、ケイマン諸島における本ファンドの法律顧問であり、アンダーソン毛利友常法律事務所外国法共同事業（以下「AMT」といいます。）は、日本における本ファンドの法律顧問です。受託会社は、本ファンドの法律顧問とは別の独立した法律顧問を雇用していません。オジエ及びAMTのいずれも、本ファンドの投資者を代表するものではなく、受益者を代表する独立の法律顧問は雇用されていません。オジエ、AMTのいずれも、投資運用会社、受託会社、管理会社又は本ファンドの作為又は不作為（ガイドライン、ポリシー、制限、適用法の遵守、又は投資活動の選定、適合性、推奨度を含みます）、又は投資運用会社又は本ファンドの管理事務代行会社、会計士、プライム・ブローカー、その他のサービス提供者の作為又は不作為について責任を負いません。本英文目論見書は、受託会社、管理会社及び投資運用会社によって提供された情報に基づき作成されたものであり、オジエ及びAMTのいずれも、かかる情報を独立の立場から検証していません。

日本に関する特定のリスク要因

財務情報

日本の企業に適用されている会計、監査及び財務報告要件は、米国の企業に適用される要件とは異なります（一部については大幅に異なります）。日本の上場企業は、2010年3月以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）を任意で採用することが可能ですが、2026年3月末現在においてもIFRSの強制適用は実施されておらず、適用済企業数は295社にとどまっています。そのため、日本の基準及び報告要件は、米国に比べ緩やかです。特に、日本企業の財務諸表に記載される資産及び利益は、IFRS又は米国GAAPに基づいて作成された場合に反映されるような財政状態又は営業成績を反映していない可能性があります。一般的に、日本企業に関して入手できる情報は、米国企業について発表されている報告書及び格付よりも大幅に少なく、日本企業は、しばしば、米国の発行体にとっては一般的な財務情報そ

の他の開示を投資家に行うことに消極的です。したがって、投資後に入手された情報が、かかる投資の価値にマイナスの影響を及ぼさないという保証はありません。

日本の政治・経済リスク

2025年10月の自民党総裁選挙で高市早苗氏が勝利し、自民党と日本維新の会による連立政権（第1次高市内閣）が発足し、2026年1月に高市首相が衆議院を解散、同年2月8日に第51回衆議院議員総選挙が実施されました。自民・維新の連立与党は合計352議席を獲得し、第2次高市内閣が発足、与党は安定した政権基盤を確立しています。次回の衆議院議員の任期満了は2030年となる見込みですが、今後の政治情勢の変化が政策運営や法案審議に影響を及ぼす可能性は引き続き否定できません。

金融政策については、日本銀行は2024年3月のマイナス金利政策解除以降、段階的に利上げを進めており、2025年12月の政策決定会合では政策金利を0.75%へ引き上げました。2026年1月時点では0.75%水準に据え置かれているものの、市場では今後も緩やかな追加利上げが見込まれています。金利上昇に伴う資金調達コストの増加や個人消費への影響が企業活動及び市場全体に与えるリスクには引き続き注意が必要です。

法律・規制環境

近年、日本の法令の一般的なトレンドは、外国人の投資に対する保護を強化する傾向にあり、事業の法的環境は改善されてきました。しかしながら、経済法令におけるこのトレンドが、政権の交代、社会的混乱又は日本の社会的、政治的又は経済的状况に影響を及ぼすその他の状況により失速、縮小又は後退しないという保証はありません。かかる転換は、ファンドの投資対象の価値に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

ファンドが投資する企業又は当該企業の取締役、執行役員、株主若しくは破産管財人に対して訴訟を提起するファンドの能力は限定される可能性があります。かかる企業は、日本の法律に基づき設立されている可能性が高く、実質的にすべての資産が日本に所在している可能性があります。その結果、ファンドが当該企業又はその取締役、役員若しくは管財人に対して訴状の送達を行うことが不可能な場合があります。日本国外において企業を訴えることに成功したとしても、日本における判決の執行は困難な場合があります。

自然災害のリスク

日本を含む一部のアジア地域は、自然災害によるシステミック・リスクが比較的高い地域であり、ファンドの資産価値に深刻な影響を及ぼす可能性があります。日本は地震をはじめとする自然災害の発生頻度が高く、首都圏直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害の発生可能性が継続的に指摘されています。自然災害は、広範な産業及び地域にわたって事業活動を大幅に縮小させ、企業収益や消費者支出に深刻な影響を与える可能性があり、ファンドの財政状態に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

潜在的な利益相反

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社、代行協会員（及びこれらの各役員及び取締役）ならびに本ファンドに関して任命された各ブローカーは随時、本ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役又は私募代理人として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります。又は投資目的が本ファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用サービス又は付随する管理事務サービス、保管サービス若しくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、本ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を引き受ける際に、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、一任の投資運用業に従事しています。投資運用会社は、有価証券及び金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客投資家に助言を行い、また、本

ファンドに対するサービスの提供において入手、作成又は使用する情報及び取引戦略と同一の又は異なる情報及び取引戦略を用いて、本ファンドの勘定の管理及び助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他の勘定にも助言を行うことがあります。その他の勘定の運用/助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、本ファンドの勘定の運用/助言の提供に支払われる報酬を超えることがあり、そのことは、かかるその他の勘定を優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、投資運用会社が、同時に、又はほぼ同時に、かかる勘定と本ファンドの勘定に係る取引の決定を行う場合、本ファンドは、同一又は類似のポジションについて、かかるその他の勘定と競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会が本ファンドとかかるその他の勘定との間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

管理会社は、本ファンドの資産の投資について全面的な責任を負っており、投資運用会社を起用し監督することでその責任を完全に免れることを想定しており、従って、個別の投資判断には責任を負いませんが、管理会社は、本ファンドの投資戦略と同様又はこれと相反する他の顧客のために行動することができます。管理会社は、本ファンド又は他の顧客から取得した秘密情報又は市場に影響を及ぼす機微情報を他の顧客又は本ファンド（他の顧客から取得した場合）と共有しないことを確認するポリシー及び手続を整えるものとします。

本ファンドは、投資運用会社によって企画立案されているため、投資運用会社の選定ならびにその任命の条件及び報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬及び手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。

投資運用会社及び/又はその関連会社は、直接又は間接的に、本ファンド及び/又は本ファンドにより買い付けられた資産に投資することができます。投資運用会社及び/又は関連会社は、当該取引又は当該取引から得られる利益について、本ファンドに対して説明し（又は本ファンドと共有し若しくは本ファンドに通知）する義務はありません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使用することができない結果、本ファンドの投資の柔軟性は制限される可能性があります。

管理会社、受託会社及び管理事務代行会社は同一の会社グループを構成します。管理事務代行会社の任命の条項については、管理会社により承諾されていますが、受託会社は、本ファンドについて管理事務代行会社を任命し、管理事務代行会社の本ファンドに対するサービスの管理について全責任を負います。加えて、受託会社の報酬及び管理事務代行会社の報酬は、管理事務代行会社によって計算される本ファンドの純資産価額に基づき算出され、これにより利益相反の可能性が生じます。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、当該利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることがあります。また受託会社の取締役及びその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあり、適用される守秘義務に従い、受託会社の取締役又はその他の従業員がファンドのためのサービスの遂行において学び、取得し、作成し、又は利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができます。

ソフトダラー取引

投資運用会社は、一般的に、本ファンドのサービス提供会社から提供される物品又はサービス（例えば、投資リサーチ又はシステムへのアクセスなど、一般的に「ソフトダラー」の特徴を有するもの）を受領しません。

上記に列挙されるリスク要因は、本ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅しているものではなく、またそれらを完全に説明するものではありません。投資を予定する

者は、本書全体を読了の上、本ファンドへの投資を決定する前に、ご自身で弁護士、税理士及びフィナンシャル・アドバイザーに相談する必要があります。

（２）リスクに対する管理体制

投資運用会社では、本ファンド・オブ・ファンズのリスク管理に際し、投資先ファンドのマーケットリスクについてはインベストメント・デューデリジェンスの一環として、システムリスクやオペレーショナルリスク、リーガル/レギュラトリーリスク等についてはオペレーショナル・デューデリジェンスの一環として投資前に精査するほか、投資後もモニタリングを行います。その結果、問題が認められれば投資先ファンドに改善を促し、改善が認められない場合は解約し、別の投資先ファンドに入れ替える等の措置を採ります。なお、上記は投資政策委員会においても報告、審議されます。

（注１）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

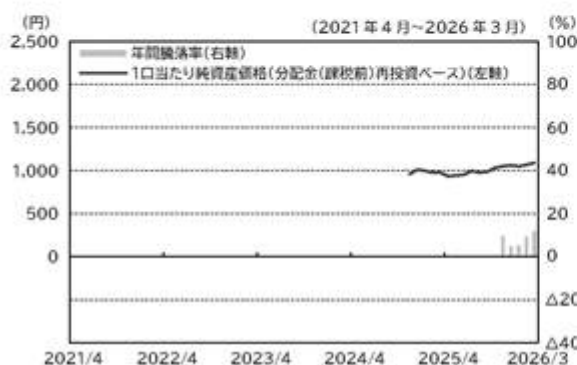
（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

（３）リスクに関する参考情報

グラフは、本ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

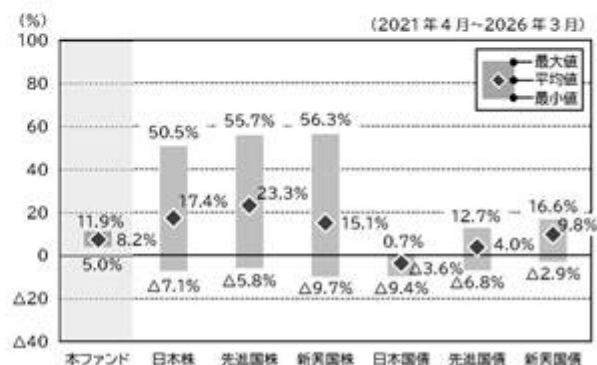
<円クラス>

本ファンドの1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）・年間騰落率の推移



本ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



（出所）指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業が作成

※円クラスは、現在、分配を行わない方針であり、これまで分配金の支払実績もないため、1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）は、1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。

※本ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出するものです。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※本ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、本ファンドは年間騰落率が5年分ないため、運用開始日以降算出できる値を使用しています。

※本ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

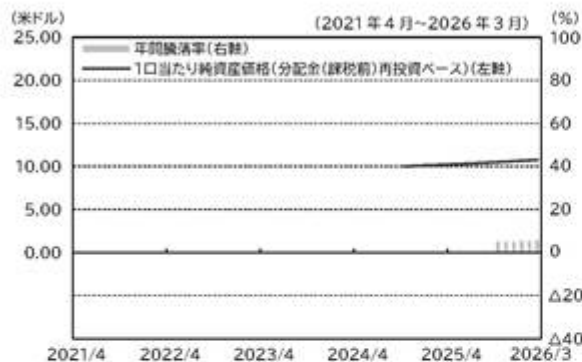
<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込）
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込）（円ベース）
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込）（円ベース）
- 日本国債・・・FTSE 日本国債インデックス（円ベース）
- 先進国債・・・FTSE 世界先進国債インデックス（円ベース）
- 新興国債・・・FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証又は示唆するものではありません。

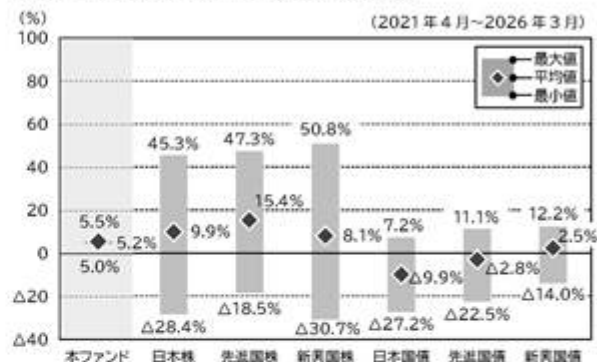
<米ドルクラス>

本ファンドの1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）・年間騰落率の推移



本ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業が作成

※米ドルクラスは、現在、分配を行わない方針であり、これまで分配金の支払実績もないため、1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）は、1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。

※本ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出するものです。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※本ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、本ファンドは年間騰落率が5年分ないため、運用開始日以降算出できる値を使用しています。

※本ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込）
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込）（米ドルベース）
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）
 日本国債・・・FTSE 日本国債インデックス（米ドルベース）
 先進国債・・・FTSE 世界先進国債インデックス（米ドルベース）
 新興国債・・・FTSE 新興国市場国債インデックス（米ドルベース）

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証又は示唆するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料該当ありません。

日本における申込手数料

日本における申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社が定めます。

申込手数料は、本ファンド及び関連する投資環境の説明及び情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が販売会社に対して購入時に支払うものです。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

発行後1年を経過していない本受益証券の買戻しについては、5%の買戻し手数料が、当該買戻しに適用される買戻価格から控除されます。

買戻し手数料は、他の受益者の利益のため本ファンドに留保されます。

日本における買戻し手数料

発行後1年を経過していない本受益証券の買戻しについては、5%の買戻し手数料が、当該買戻しに適用される買戻価格から控除されます。

買戻し手数料は、他の受益者の利益のため本ファンドに留保されます。

（３）【管理報酬等】

受託会社に支払われる報酬

受託会社は、受託業務の対価として本ファンドの資産から、本ファンドの純資産価額の0.02%（各月の最終評価日ごとに計算され、暦年にわたり発生します。）又は年額15,000米ドルのいずれか大きい方に相当する報酬を受領する権利を有します。当該報酬は、投資運用会社の同意を得た場合のみ、随時有効な受託会社の条件に従って増額されることがあります。加えて、受託会社は、本信託証書に基づく業務を遂行する中で適切に自ら負担した全ての費用について、本ファンドから払戻しを受ける権利を有します。

2025年12月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、0米ドルでした。

投資運用会社に支払われる報酬

投資運用契約の条件に基づき、本ファンドは、投資運用業務の対価として、下記管理報酬を、投資運用会社に支払います。

（ ）管理報酬

本ファンドは、本受益証券に係る純資産価額（当該月の管理報酬を控除する前で、適用ある場合、販売会社報酬及び代行協会員報酬を控除する前のもの）の1.1%の12分の1に相当する額の月額管理報酬を、各暦月の最終評価日に、投資運用会社に対し支払います。

管理報酬は、毎月計算され、四半期毎に米ドルにより後払いで支払われます。投資運用会社が、暦月の全期間を投資運用会社として行為してはいなかった場合、当該月に支払われる管理報酬は、当該月で投資運用会社が投資運用会社として行為した期間を反映して按分されます。

管理報酬は、各四半期の終了後合理的に可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、投資運用会社に対し支払われます。

適用される法令及び規則に従い、投資運用会社は、受託会社と協議の上、投資運用会社によって識別されている特定の受益者（投資運用会社の従業員又は関係会社、その親族及び特定の大規模又は戦略的な投資家を含む受益者）に関し、管理報酬を免除又は減額することができます。管理の便宜のため、本ファンドは、当該受益者に対し、別個のクラスの本受益証券を発行することができます。

本ファンドが投資を行う投資先ファンドは、管理又はその他の報酬を請求することができます。

2025年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、1,805.57米ドルでした。

（ ）成功報酬

パフォーマンスに基づく報酬は、本ファンドが投資するファンドが支払うことはありませんが、本ファンドのレベルでは支払いません。

管理会社に支払われる報酬

管理会社は、本受益証券の発行に関する業務その他の管理会社の業務の対価として、本ファンドの資産から年額35,000米ドルの報酬を受領する権利を有します。当該報酬は、投資運用会社の同意のみをもって、その時々有効な管理会社の条件に従い増額されることがあります。加えて、管理会社は、その職務の遂行に際して管理会社が適切に負担したすべての立替払費用について払戻しを受ける権利を有します。

2025年12月31日に終了した会計年度中の管理会社報酬は、0米ドルでした。

販売会社に支払われる報酬

販売会社は、本受益証券の販売及び買戻しの取扱業務の対価として、本ファンドの資産から、クラスR受益証券について、各クラスの純資産価額の年率0.8%の販売会社報酬を受領します。販売会社報酬は、毎月、各暦月に係る最終評価日において、当該月の管理報酬、販売会社報酬及び代行協会員報酬を控除する前のもので計算されます。

販売会社報酬は、各四半期の終了後合理的に可及的速やかに、かつ、一般的に当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、販売会社に対し米ドルで支払われます。販売会社

が、暦月の全期間を販売会社として行為してはいなかった場合、当該月に支払われる販売会社報酬は、当該月で販売会社が販売会社として行為した期間を反映して按分されます。

日本円建クラスR受益証券及びノ又は米ドル建クラスR受益証券について、複数の販売会社が任命された場合、販売会社報酬は、販売会社間で合意する割合で分けられ、増額されることはありません。

適用される法令に従い、管理会社は、受託会社と協議の上、投資運用会社によって決定された特定の受益者に関し、販売会社報酬を免除又は減額することについて販売会社と合意することができます。管理の便宜のため、本ファンドは、当該受益者に対し、別個のクラスの本受益証券を発行することができます。

販売会社は、本ファンドから支払われる販売会社報酬に加え、投資者に対し、申込金額の最大3%の販売手数料を直接徴収することができます。また、日本の消費税も賦課されることがあります。いずれの場合も、販売会社は、関連する投資者に対し、かかる費用及び税金を支払うか直接確認し、投資者は、当該金額を申込金額に加えて支払うことが求められます。販売会社を通じて申し込んだ投資者は、費用及び申込代金を販売会社に送金し、販売会社は、本ファンドに対し、申込代金のみを支払うことが予定されています。

追加で任命された販売会社もまた、かかる直接の費用及び手数料を請求することができます。

2025年12月31日に終了した会計年度中の販売会社報酬は、1,314.12米ドルでした。

代行協会員に支払われる報酬

代行協会員は、本受益証券についての代行協会員業務の対価として、本ファンドの資産から、本受益証券に係る純資産価額の年率0.1%の報酬を受領します。代行協会員報酬は、毎月、各暦月の最終評価日において、当該月の管理報酬、販売報酬及び代行協会員報酬を控除する前のもので計算されます。

代行協会員報酬は、各四半期の終了後合理的に可及的速やかに、かつ、一般的に当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、代行協会員に対し支払われます。代行協会員が、暦月の全期間を代行協会員として行為していなかった場合、当該月に支払われる代行協会員報酬は、当該月で代行協会員が代行協会員として行為した期間を反映して按分されます。

2025年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、164.26米ドルでした。

管理事務代行会社に支払われる報酬

管理事務代行契約の条件に基づき、管理事務代行会社は、本ファンドの管理事務代行業務の対価として、本ファンドの資産から、本ファンドの純資産価額に基づく、慣行上一般的な年次管理事務代行報酬を受領します。当該報酬は、各月の最終評価日現在で計算され、四半期毎に後払いされます。また、管理事務代行会社は、本ファンドの管理事務代行に付随する業務（FATCA/CRS業務、AML業務、年次財務書類作成を含みますが、それに限られません。）の対価としてその他の報酬を受領する権利、及び自らの業務を遂行する中で適切に自ら負担した全ての立替費用について、払戻しを求める権利を有しています。

2025年12月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬は、0米ドルでした。

監査人に支払われる報酬

監査人は、本ファンドの監査済み年次財務諸表の作成のための固定報酬を受領し、また、継続的な助言に関連して、固定報酬及び時間単価で計算された報酬を組み合わせ受領します。当該報酬は、本ファンドの資産から支払われます。

リーガル・カウンセルに支払われる報酬

本ファンドのリーガル・カウンセルは、本ファンドの組成及び立ち上げに関連して、固定報酬及び時間単価制を組み合わせ計算された報酬を受領しており、引き続き、継続的な法令上及び規制上の助言に関連して、当該計算方法に基づく報酬を受領します。

(4) 【その他の手数料等】

初期費用

当初募集期間中の募集の初期費用及びそれに付随する費用（ケイマン諸島における本ファンド設立に関する費用、当事者となる各契約の交渉及び準備の費用、本英文目論見書の印刷費用、日本における募集のための有価証券届出書作成費用及び日本の関連規制当局への登録費用その他日本の投資者に対する本ファンドの募集に関する費用、並びに専門アドバイザーの報酬及び費用を含む）は、本受益証券の初回発行の手取金から支払われます。初期費用は、およそ127,000米ドルでした。

初期費用は、当初募集期間終了後の最初のファンド営業日から始まる5年の期間にわたって、定額法で償却されます。受託会社は、当該費用が償却される期間を短縮することができます。クラス固有の初期費用は、関係するクラスのみが負担します。資産ポートフォリオに帰属する初期備費（もしあれば）は、関係する資産ポートフォリオのみが負担します。本ファンドの初期費用は、これ以外の場合、当該償却期間中、全てのクラスにより比例按分して負担されます。IFRSにおいては、設立費用は発生基準にて費用計上されるべきものとされており、償却はIFRSと一致するものではありません。しかしながら、受託会社は、設立費用については、発生基準で全額を費用計上するよりも償却するほうが公正であると考えており、かつ、このIFRSからの乖離が本ファンドの財務書類全体にとっては重大なものとなる可能性は低いとの意見を有しています。本ファンドで採用されている初期費用の方針がIFRSから逸脱している範囲で、本ファンドは、本ファンドの年次会計において、IFRSに準拠するため一定の調整を行うことがあります。

2025年12月31日に終了した会計年度中に負担した初期費用は、0米ドルでした。

運営費用

本ファンドは、投資プログラムに関して、次の費用を含む全ての費用を負担します。(a) 売買委託手数料、(b) 申込又は償還手数料、証券取引に関連して課せられる発行又は譲渡税を含む、有価証券の売買に関する費用、(c) 借入れ（プライムブローカーからの借入れを含む）に係る利息、(d) 投資運用サービスの提供に関連して投資運用会社に発生した費用（調査関連費用、取引又は調査に関するコンピューターソフトウェアのライセンス費用、コンプライアンス・プログラム、審査、照会及び届出の費用を含むがこれらに限定されない規制遵守に関する費用、投資のモニタリングに関する費用並びにデューデリジェンスを実施するために発生した費用（合理的な旅費及び宿泊費を含む）を含めませんが、これらに限定されません（特定の取引が完了したか否かに関わりません））、(e) 本ファンドによって任命されたカストディアン、エスクロー・エージェントその他投資に関するサービス提供者の報酬及び費用。

また、本ファンドは、運営に関連して発生した次の費用を含む費用を負担します。（ ）本ファンドによって任命されたアドバイザー、コンサルタント及びサービス提供者の報酬及び費用、（ ）管理報酬、（ ）損害賠償費用及び潜在的な損害賠償責任に対する保険の費用、（ ）法務、一般管理、会計、税務、監査及び保険の費用、（ ）政府又は当局に支払うべき全ての税金及び法人の費用、（ ）受益者集会の全費用並びに財務諸表その他の報告書、委任状、目論見書及び類似の文書の作成・印刷・交付の全費用を含む、投資者向けサービスに関する通信費、（ ）規制遵守に関する費用（コンプライアンス・プログラム、審査、照会及び届出の費用並びに日本での本受益証券公募実施に関連する費用を含むがこれらに限られません。）、（ ）受託会社の報酬及び費用、（ ）訴訟又はその他の特別な費用、（ ）本英文目論見書を定期的に更新するための費用。クラスに特有の費用は、関連する1つ又は複数のクラスのみによって負担されます。資産ポートフォリオに帰属する費用は、関係する資産ポートフォリオのみによって負担されます。

本ファンドは、投資運用会社又はその他のサービス提供者が本ファンドを代理して支払った初期費用又は運営費用に対する払い戻しを行うことができます。投資運用会社は、投資者の経費を削減するために本ファンドの経費の一部を支払うことができますが、義務ということではありません。投資運用会社が経費の支払いを行う場合、当該経費の後日の払い戻しをすることはできません。

2025年12月31日に終了した会計年度中に負担した運営費用は、105.00米ドルでした。

その他

本ファンドの投資対象である投資先ファンドにおいて、別途運用報酬及び成功報酬等が計上され、投資先ファンドの基準価額に反映されます。投資先ファンド毎にそれらの報酬は異なり、特に成功報酬はその時々のパフォーマンスにより変動するため予め金額や料率を表示することはできません。本ファンドは、これらの運用報酬及び成功報酬等を間接的に負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

以下は、ケイマン諸島及び日本で現在施行されている法律及び実務の一定の側面に関する一般的な記載です。以下の記載は、現在有効な法律、規制、ガイドライン、公表された行政判断、判決に基づいていますが、これらはいずれも変更され、又は異なる解釈の対象となる可能性があり、場合によっては遡及して適用されることがあります。かかる変更は、以下の記載内容に不利な影響を及ぼす可能性があります。本書提出日現在又は投資時点での課税上の取扱い又は想定された課税上の取扱いが無期限に有効に存続するという保証はありません。

異なる法域ごとに受益者に適用される法令が異なることを考慮すると、以下の記載は、投資者が本受益証券を購入、所有及び処分した場合のすべての税務上の影響について言及するものではありません。本ファンド、投資運用会社、受託会社、及び本英文目論見書の作成に関与したその他の者は、本ファンドの受益証券の購入、保有、及び処分に起因するいかなる税効果又は負債についても責任を負いません。投資者は、ご自身が市民、居住者、又は居住者である法域、事業を行う法域、及び本受益証券を保有する法域の法律の下で起こりうる課税上の取扱いの影響について、自身の税務専門家から助言を受けることをお勧めします。本記載は、包括的なものではなく、税務上又は法律上のアドバイスを構成するものではありません。

日本

2026年4月1日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- () 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- () 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- () 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- () 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等又は金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

- ()日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいいます。以下同じです。)に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益及び一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ()日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、()と同様の取扱いとなります。
- ()日本の個人受益者についての分配金並びに譲渡及び買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所又は登記上の営業所若しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ()受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ()国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ()国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- ()日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

- ()日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益及び一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ()日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、()と同様の取扱いとなります。
- ()日本の個人受益者についての分配金並びに譲渡及び買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所又は登記上の営業所若しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算します。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することが推奨されます。

ケイマン諸島

本ファンドレベル

本ファンドは、ケイマン諸島においては法人税、源泉税又はキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。

本ファンドは、ケイマン諸島の信託法(改正済)第74条に基づき、非課税信託として登録されています。受託会社はケイマン諸島の財務長官から非課税証明書を取得しており、本ファンドの設立日である2022年3月18日から最長50年間、ケイマン諸島でその後制定されたいかなる法律も、所得や資本資産に課される税金又は義務を課すことはありません。遺産税又は相続税といった性質の税金を課す法律は、本ファンドに含まれる財産や、本ファンドに基づいて発生する収益、又はそのような財産や収益に関し受託会社又は受益者に対しては適用されません。

ケイマン諸島では、本受益証券の発行、譲渡又は買戻しに対して資本税又は印紙税は課されません。ケイマン諸島で本ファンドに課せられる税金は、信託登録機関に支払う一定の金額及びミューチュアル・ファンド法に基づく登録料のみです。ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

受益者レベル

ケイマン諸島では、受益者は、所有する本受益証券及びその受益証券に基づいて受け取る分配金について、所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税が課されることはなく、また、ケイマン諸島の財産税又は相続税が課されることもありません。

ケイマン諸島及びFATCA

米国の要件

雇用回復奨励法(HIRE法)の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の規定により、本ファンドは、米国とケイマン諸島との間の政府間協定(US IGA)及びケイマン諸島で採択された施行法及び規制の条件に従い、本ファンドの持分を直接又は間接的に保有する特定の米国人の氏名、住所、納税者番号、及び当該持分に関連するその他の情報を開示しなければなりません。本ファンドがこれらの要件に従わない場合、本ファンドへの米国源泉所得の所定の支払いに30%の源泉税が課されます。本ファンドは、この源泉徴収税の課税を回避するために課せられた義務を満たすよう努めますが、本ファンドがこうした義務を満たすことができるという保証はありません。これに関連して、本ファンドは、本ファンドが源泉徴収税を回避し、その他HIRE法を遵守するために必要又は望ましいと判断した、投資者及びその受益者に関する書類その他の情報の提供を投資者に求めることがありま

す。HIRE法の結果、本ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、すべての受益者が保有する本受益証券の価値に重大な影響を与える可能性があります。ケイマン諸島の法律では、本ファンドは、ケイマン諸島税務情報交換局(ケイマンTIA)に対して年次報告を行うことが義務付けられています。本ファンドからケイマンTIAに提供された情報は、米国内国歳入庁(IRS)と共有されます。

その他の政府間協定

ケイマン諸島政府は米国IGAに類似の追加の政府間協定(将来のIGAs)をその他第三国と締結し、当該第三国の財務当局への報告に関する類似の制度を導入することがあります。

OECD - 権限のある当局による多国間合意

OECDの税務行政執行共助に関する多国間条約に基づく税務情報の自動交換の実施のために、100カ国を超える国々が、OECDの権限のある当局による多国間協定及び共通報告基準(以下「CRS」といいます。)を締結しています。CRSは、その形式及び内容においてUS IGAと同様であり、各「参加法域」(ケイマンTIAが公表するリストに特定されます。)について適用されます。ケイマン諸島内においては、税務情報庁(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)規則(改正済)(以下「CRS規則」といいます。)の制定によってCRSは施行されました。その結果、ファンドを含むケイマン諸島の金融機関は、国際税務コンプライアンス義務が大幅に拡大され、また報告義務が大幅に拡大されることになりました。

投資者は、本ファンドに投資する(又は継続投資する)ことにより、以下の事項を承認したものとみなされます。

- ()本ファンド(又はその代理人若しくは委任者)は、投資者に関する一定の秘密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)及び投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られませんが)をケイマンTIAに開示することを要求される場合があること。
- ()ケイマンTIAは、上記の通り、米国内国歳入庁(IRS)、英国歳入関税庁(HMRC)及びその他のCRS「参加法域」の財務当局(以下「権限のある当局」といいます。)との間で自動的な情報交換を行うことを要求される場合があること。
- ()本ファンド(又はその代理人若しくは委任者)は、IRS、HMRC及びその他の権限のある当局に登録するときに、また、かかる当局が追加的な照会のために本ファンド(又はその代理人若しくは委任者に直接)に連絡してきた場合、かかる当局に対して一定の秘密情報を開示することを要求される場合があること。
- ()ファンド(又はその代理人)は、本ファンドがケイマンTIAに対して開示が要求される追加情報及び/又は書類の提供を投資者に対して要求する場合があること。
- (v)投資者が要求された情報及び/又は書類を提供しない場合、及び/又は投資者が適用ある要件を遵守しない場合、それが実際に本ファンドの法令遵守違反や、本ファンド若しくは本ファンドの投資者が関係法令若しくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに発展するか否かに関わらず、本ファンドは、自らの判断で、あらゆる措置を講じる権利及び/又はあらゆる救済策を追求する権利を留保していること(対象となる投資者の受益証券の強制買戻し又は取り消しを含むがこれらに限られませんが)。
- ()米国IGA、CRS規則又は国際財務の透明性の確保及び/又は拡充の目的でケイマン諸島が締結又は施行する将来の追加IGA、合意、法令規則を遵守するために、本ファンドによって、又は本ファンドの代理人によって取られる措置又は追求される救済策の結果として生じるいかなる形態の損害若しくは負債についても、当該措置若しくは救済策の影響を受ける投資者は、本ファンド(又はその代理人若しくは委任者)に対して何らの請求権も有さないこと。

その他の法域

本ファンドが特定の国の源泉から受け取る配当金、利息及びその他の収入は、当該国で課される源泉徴収税の対象となる可能性があります。また、本ファンドが証券の売買やその他の事業を行っている一部の国では、キャピタル・ゲイン税やその他の税金が課される可能性があります。各国で投資される本ファンドの資産額は不確定であるため、支払われる税率を事前に予測することは不可能です。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

(2026年3月末日現在)

| 資産の種類 | 国名・地域名 | 時価合計 (米ドル) | 投資比率 (%) |
|-------------------|-----------|------------------------|-------------|
| 投資証券 | モーリシャス共和国 | 181,872.24 | 98.88 |
| 現預金・その他の資産（負債控除後） | | 2,053.37 | 1.12 |
| 合計 (純資産価額) | | 183,925.61 (約29百万円) | 100.00 |

(注) 投資比率とは、本ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年3月末日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国名 | 種類 | 数量(口) | 簿価(米ドル) | | 時価(米ドル) | | 投資比率 (%) |
|----|-----------------------------------|-----------|------|----------|---------|------------|---------|------------|-------------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| 1. | Prism Income Fund Class 10A (USD) | モーリシャス共和国 | 投資証券 | 534.0603 | 309.27 | 165,167.45 | 340.55 | 181,872.24 | 98.88 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2026年3月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2026年3月末日現在)。

(3) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

【純資産の推移】

下記の会計年度末及び2025年4月1日から2026年3月末日までの間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

< 日本円建クラスR受益証券 >

| | 純資産価額 | 1口当たり純資産価格 |
|---------------------|--------------|------------|
| | 円 | 円 |
| 第2会計年度末(2024年12月末日) | 4,043,892.82 | 1,010.9732 |
| 第3会計年度末(2025年12月末日) | 4,244,645.17 | 1,061.1612 |
| 2025年4月末日 | 3,735,249.67 | 933.8124 |
| 5月末日 | 3,782,319.42 | 945.5798 |
| 6月末日 | 3,805,639.18 | 951.4097 |
| 7月末日 | 3,988,201.58 | 997.0503 |
| 8月末日 | 3,908,363.21 | 977.0908 |
| 9月末日 | 3,947,041.50 | 986.7603 |

| | | |
|-----------|--------------|------------|
| 10月末日 | 4,131,550.88 | 1,032.8877 |
| 11月末日 | 4,207,035.70 | 1,051.7589 |
| 12月末日 | 4,244,645.17 | 1,061.1612 |
| 2026年1月末日 | 4,202,836.74 | 1,050.7091 |
| 2月末日 | 4,266,162.73 | 1,066.5406 |
| 3月末日 | 4,366,627.17 | 1,091.6567 |

(注1) 上記「純資産価額」及び「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額及び1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

(注2) 本受益証券は2024年10月18日から運用を開始しましたので、第1会計年度に係る運用実績はありません。以下同じです。

< 参考情報 >

純資産価額及び1口当たり純資産価格の推移（2024年10月18日～2026年3月末日）



(注) 本ファンドは、現在、分配を行わない方針であり、これまで分配金の支払実績もないため、1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）は、1口当たり純資産価格と等しくなります。以下同じです。

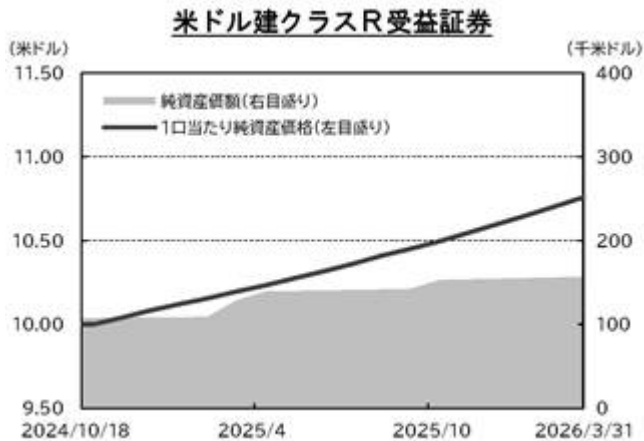
< 米ドル建クラスR受益証券 >

| | 純資産価額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|-------------------------|------------|------------|------------|-------|
| | 米ドル | 円 | 米ドル | 円 |
| 第2会計年度末 (2024年12月末日) | 107,886.93 | 17,248,962 | 10.0828 | 1,612 |
| 第3会計年度末 (2025年12月末日) | 154,139.38 | 24,643,804 | 10.5979 | 1,694 |
| 2025年4月末日 | 139,030.73 | 22,228,233 | 10.2323 | 1,636 |
| 5月末日 | 139,619.38 | 22,322,346 | 10.2756 | 1,643 |
| 6月末日 | 140,161.62 | 22,409,040 | 10.3156 | 1,649 |
| 7月末日 | 140,769.62 | 22,506,247 | 10.3603 | 1,656 |
| 8月末日 | 141,378.10 | 22,603,531 | 10.4104 | 1,664 |
| 9月末日 | 141,988.56 | 22,701,131 | 10.4500 | 1,671 |
| 10月末日 | 152,650.95 | 24,405,834 | 10.4956 | 1,678 |
| 11月末日 | 153,377.93 | 24,522,063 | 10.5455 | 1,686 |
| 12月末日 | 154,139.38 | 24,643,804 | 10.5979 | 1,694 |

| | | | | |
|-----------|------------|------------|---------|-------|
| 2026年1月末日 | 154,906.09 | 24,766,386 | 10.6506 | 1,703 |
| 2月末日 | 155,638.89 | 24,883,546 | 10.7010 | 1,711 |
| 3月末日 | 156,453.91 | 25,013,851 | 10.7570 | 1,720 |

< 参考情報 >

純資産価額及び1口当たり純資産価格の推移（2024年10月18日～2026年3月末日）



【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

下記の会計年度における収益率は、以下のとおりです。

< 日本円建クラスR受益証券 >

| | 収益率（注） |
|--------|--------|
| 第2会計年度 | 1.10% |
| 第3会計年度 | 4.96% |

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（ただし、第2会計年度については当初発行価格（日本円建クラスR受益証券は1口当たり1,000円及び米ドル建クラスR受益証券は1口当たり10米ドル））

以下同じです。

< 参考情報 >

年間収益率の推移

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2026年については2026年3月末日における1口当たり純資産価格）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2024年については当初発行価格（日本円建クラスR受益証券は1口当たり1,000円及び米ドル建クラスR受益証券は1口当たり10米ドル））

以下同じです。

（注2）2024年については10月18日（運用開始日）から12月末日までの収益率を、2026年については1月1日から3月末日までの収益率を記載しています。以下同じです。

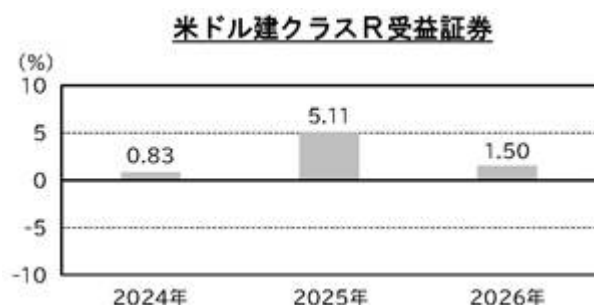
（注3）本ファンド及び各クラスにベンチマークはありません。以下同じです。

<米ドル建クラスR受益証券>

| | 収益率 |
|--------|-------|
| 第2会計年度 | 0.83% |
| 第3会計年度 | 5.11% |

<参考情報>

年間収益率の推移



（4）【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売及び買戻しの実績、並びに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

<日本円建クラスR受益証券>

| | 販売口数 | 買戻し口数 | 発行済口数 |
|--------|---------|-------|---------|
| 第2会計年度 | 4,000 | 0 | 4,000 |
| | (4,000) | (0) | (4,000) |
| 第3会計年度 | 0 | 0 | 4,000 |
| | (0) | (0) | (4,000) |

（注1）（ ）の数は本邦における販売・買戻し及び発行済口数です。以下同じです。

（注2）上記の数値は、評価日付で公表された販売及び買戻しの実績、並びに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

<米ドル建クラスR受益証券>

| | 販売口数 | 買戻し口数 | 発行済口数 |
|--------|----------|-------|----------|
| 第2会計年度 | 10,700 | 0 | 10,700 |
| | (10,700) | (0) | (10,700) |
| 第3会計年度 | 3,845 | 0 | 14,545 |
| | (3,845) | (0) | (14,545) |

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

本受益証券の募集

本受益証券は適格投資者にのみ販売されます。

適格投資家

本受益証券の各申込者は、特に以下の事項を本ファンドに表明し保証する必要があります。（ ）国、規制機関、政府当局の法律又は要件に違反することなく、本受益証券を取得及び保有することができること、（ ）本ファンドへの投資に関連するリスクを評価するための財務に関する知識、専門性及び経験を有していること、（ ）本ファンドが投資する資産の種類及びこれらの資産の保有及び／又は取引方法への投資に固有のリスクを認識していること、（ ）本ファンドへの全投資額の損失に耐えられること。

管理会社又は投資運用会社の見解において、本ファンド又はいずれかの受益者に税務、規制、その他の悪影響を及ぼす過度のリスクを引き起こす、又はその可能性がある状況では、本受益証券はいかなる者にも発行又は譲渡されることはありません。

本書提出日現在、上記に加えて本ファンドは、（ ）米国の市民又は居住者、（ ）米国の州、領土、連邦、領地で組織化され若しくは存在するパートナーシップ、又は米国若しくはその州、領土、連邦、領地で法律に基づいて組織化され若しくは存在する法人、信託、その他の団体、又は執行者若しくは管理事務代行会社が当該個人、法人、団体で事業体、（ ）ケイマン諸島の市民若しくは居住者、又はケイマン諸島に居住する個人若しくは事業体（ケイマン諸島で設立された免税事業体又は非居住者事業体を除く）、（ ）欧州連合の市民若しくは居住者、（ ）前述の（ ）、（ ）又は（ ）に記載された個人又は事業体のカストディアン、ノミニー、又は受託会社からの申し込みを受け付けず、また、これらの個人、法人、事業体への本受益証券の譲渡を許可しません。（ ）～（ ）のいずれかに該当する個人、法人又は団体は適格投資者にはあたりません。前項の規定にかかわらず、受託会社は、投資運用会社と協議の上、米国人による受益証券の申込（当該者に対する受益証券の譲渡申込を含みます。）が、受益者に事前に通知することなく認められる旨を決定することができます。

適用される法令に従い、受託会社は、投資運用会社と協議の上、欧州連合の市民又は居住者からの受益証券の申込が、受益者に事前に通知することなく認められる旨を決定することができます。

受託会社は、自らの裁量により、追加の適格性の要件を決定することができます。

申込価格

米ドル建クラスR受益証券及び日本円建クラスR受益証券は、各ファンド買付日において、直前の評価時点における関連するクラスの本受益証券1口当たり純資産価格に相当する申込価格で、募集されます。

最低投資額

各クラスに対する申込者1人当たりの最低初回投資額は、100,000米ドル（又は他通貨による相当額）、又は受託会社が一般的に、又は特定のケースで決定するそれ以下の金額です。ただし、その金額は、本ファンドが随時改正されるミューチュアル・ファンド法第4条（3）に基づいて登録されることと矛盾しないことを条件とします。

各クラスの追加募集の最低金額は、10,000米ドル（又は他通貨による相当額）です。

申込手続

本受益証券の申込者及び追加の本受益証券の申込を希望する受益者は、適用されるファンド買付日の関連評価日の少なくとも10ファンド営業日前のファンド営業日、又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で決定するそれ以下の日数前に到来するファンド営業

日の午後5時（日本時間）までに、記入済の申込契約を管理事務代行会社が受け取るように、送付しなければなりません。

本受益証券は、該当するファンド買付日に発行されます。

申込みは、本英文目論見書、本信託証書及び申込契約の条件に従います。

適格投資者のみが本受益証券を申し込むことができます。本受益証券は、企業、パートナーシップ、又は個人の名前でのみ発行されます。18歳未満の者のために買い付けられた本受益証券は、親又は法定後見人の名前で登録しなければなりません。

本受益証券の申込は、申込契約の形で行う必要があります。申込契約に記載された住所（電子メールアドレスを含みます）で、管理事務代行会社に送付し、そのコピーを投資運用会社に送付しなければなりません。

申込書は、電子メール（スキャンして署名したコピー）又は郵送にて送付することができます。受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社のいずれも、電子メールで送信された申込書の不受領や判読不能に起因する損失、あるいは、適切な権限を持つ人物から発信されたと善意で信じられた電子メールによる指示の結果として取られた行動に関する損失について、一切の責任を負いません。電子メールで送信された申込書は、送信された時点ではなく、管理事務代行会社が受領した時点で提出されたものとして扱われます。

本受益証券は1口単位で発行されます。1口に満たない本受益証券の端数が生じた場合は切り捨てられ、関連する申込金は本ファンドの利益のために留保されます。

管理会社は、その裁量又は受託会社又は投資運用会社の指示により、理由を示すことなく、申込みの全部又は一部を拒否することができます。申込みが拒否された場合、支払われた申込金又はその残額は、場合によっては、申込者のリスクとコストで、関連する運用通貨で可及的速やかに無利息にて返却されるものとします。

記入済みの申込契約を管理事務代行会社が受領した時点で、その申込契約は取消不可となります。発行された本受益証券の詳細を記載した書面による確認は、該当するファンド買付日の後、実務上可能な限り速やかに申込ができた者に送付されます。

払込み

適用されるファンド買付日の関連評価日の少なくとも10ファンド営業日前のファンド営業日、又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で決定するそれ以下の日数前に到来するファンド営業日の午後5時（日本時間）までに、本ファンドの口座にて、即時利用可能な資金を受領しなければなりません。

本受益証券の払込みは、銀行手数料を控除した上で、電信送金により現金で行う必要があります。払込みは、申込契約に記載されている銀行の詳細に基づいて行われなければなりません。すべての申込金は、申込者本人の名義の口座から支払われなければなりません。第三者による支払いは認められません。電信送金にかかる銀行手数料は、申込者が、投資者により支払われる申込金の中から負担し、控除後の純額が本ファンドに投資されます。

申込金は直ちに本ファンドの口座に入金され、無利息で保管されます。本受益証券の発行に先立ち、管理事務代行会社は、関連するファンド買付日の終了直後のファンド営業日に投資が可能となるように、申込金を送金することができます。申込手取金は通常、本ファンドの投資対象である投資先ファンドの口座に（当該ファンドの申込手続きの要件を満たすように）送金され、本受益証券がまだ発行されていない場合でも通常は取り消すことができません。投資運用会社、受託会社及び管理事務代行会社のいずれも、このような状況で申込金が送金された結果、申込者が被る可能性のあるいかなる損失に対しても責任を負いません。

マネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリング防止及びテロ防止対策に関して適用ある法定の要件の遵守を確保するため、管理事務代行会社、受託会社、管理会社及び/又は投資運用会社（それらの任命する、当該法域の内外の受任者、復受任者若しくは代理人を含む）は、申込者の身元及び資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元の確認を要求します。

受託会社、管理会社及び投資運用会社は、管理事務代行会社に対して、本ファンド、管理会社又は投資運用会社に代わって、申込者の身元及び住所、税務リスク特性及び資金源を確認するため、及び／又は管轄法域の法令規則を遵守するために、管理事務代行会社が必要と考える情報及び書類を請求する権限を付与しています。

申込者から入手した情報、又は申込者、本ファンド又はその事業に関して入手した情報は、本ファンド又は管理事務代行会社の業務遂行の過程において、本ファンド、管理会社又は管理事務代行会社によって、法域内外の第三者（主に、関係会社、サービス提供会社及び／又は規制・司法・税務・行政当局を含む）に対して開示されることがあります。

各申込者は、管理事務代行会社（又は受託会社、管理会社、若しくは投資運用会社）が要求した情報及び書類を提供しなかった場合又は当該情報及び書類の提供が遅れた場合、当該申込者の申込書の処理の遅延又は拒絶、あるいは買戻代金の支払いの遅延に起因して生じるいかなる損失に対しても、管理会社、受託会社、投資運用会社及び管理事務代行会社を免責することを承認し、それに同意するものとします。

通常、管理事務代行会社は、投資者が最初に本受益証券を申し込む際に、顧客のデューデリジェンス書類を要求します。ただし、規制上の変更の結果として、又は買戻しに関連して、あるいはその他の理由で、管理事務代行会社は継続的なデューデリジェンスの実施を要求することがあり、したがって管理事務代行会社は、受益者又は本受益証券の実質的所有者の身元を確認するのに必要な情報をいつでも要求する権利を留保しています。管理事務代行会社は、受託会社、管理会社及び／又は投資運用会社に代わって、本受益証券の譲受人に関しても当該本人確認の証拠書類を要求することができます。

申込者又は譲受人からの本人確認証拠書類の提出が遅れる場合や当該書類が提出されなかった場合、受託会社、管理会社、投資運用会社又はこれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾又は当該譲渡の登録を拒否し、当該申込者の保有ポジションを強制的に買戻すことができます。その場合、受領した資金は、当初の振込元の口座宛に利息を付さず銀行手数料を差し引いた上で返還されるか、受託会社、管理会社又は管理事務代行会社によって、適用されるマネー・ロンダリング防止制度を遵守して取り扱われます。

申込者は、申込者の情報が、管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社及びそれらの各代理人、子会社又は関連会社によって、ケイマン諸島内外におけるマネー・ロンダリング防止及び反テロ資金供与対策ならびに類似の事項に関連して政府機関、規制当局及びその他の関係機関等からの要求に応じて開示されることについて、申込みを行うことにより同意するものとします。

管理会社、受託会社、投資運用会社及び管理事務代行会社のいずれかが、本ファンドに対する支払い（申込みの場合又はそれ以外の場合）に犯罪行為の収益が含まれている、又はいずれかの取引がマネー・ロンダリング又はテロ資金供与に何らかの関連があるとの疑いを持った場合、管理会社、受託会社、投資運用会社及び／又は管理事務代行会社は、法律により、かかる疑いのある支払及び取引を報告することが要求されます。かかる報告は、法令その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

ケイマン諸島の居住者は、あるケイマン諸島の居住者が犯罪行為を行っているか、テロ活動若しくはテロリストの財産に係わっていることを知った場合又はその疑いを持った場合又はかかる認識若しくは疑いを持つ合理的な根拠がある場合で、かつ、かかる認識若しくは疑いに関する情報を、規制事業部門の業務の過程で、又はその他の事業、職業若しくは雇用において認識するに至った場合には、（ ）それが犯罪行為若しくはマネー・ロンダリングに関係する場合には、ケイマン諸島の金融報告庁（以下「FRA」といいます。）又は指定の役人（ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に従って任命されます）に対し、又は（ ）それがテロ活動若しくはテロリスト金融若しくはテロリスト財産に関係している場合には、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に従ってFRA又は警察官若しくは指定された役人に対し、かかる認識若しくは疑いを報告する義務を負います。かかる報告は守秘義務の違反又は法律その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

管理会社、受託会社及び管理事務代行会社は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社又は投資運用会社が受益者への買戻代金の支払いが、関係法域のいずれかの者によるマネー・ロンダリング法又は反テロリズム法の違反につながる可能性があるとの疑いを持って

いる場合又はその旨の助言を受けている場合、又は本ファンド、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社又はそれらの関連会社、子会社又は関係会社が当該法域の反マネー・ロンダリング法又は反テロリズム法を遵守するために必要である場合には、当該受益者への買戻代金の支払いを拒否することができます。

本受益証券の各申込者は、マネー・ロンダリング防止プログラムに関連して本ファンドが要求する表明を行うことが要求されます。さらに、本受益証券の申込みを行うことにより、各申込者は、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）及び国連及び英国の枢密院勅令によりケイマン諸島に拡大された欧州連合の制裁リストを含む適用ある制裁リスト（随時更新されます。以下「制裁リスト」といいます。）に記載されている、禁止された国、地域、個人又は事業体ではないこと、いずれかの制裁リストに記載されている国、地域、個人又は事業体と直接的又は間接的に関連する者ではないこと、国連、欧州連合、英国による制裁措置が適用される国や地域に事業拠点や住所を置いていないこと、また申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、米国の連邦・州、ケイマン諸島又はその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的又は間接的に派生するものではないことを表明するものとします。また、各申込者は、申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、ケイマン諸島、米国の連邦・州又はその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的又は間接的に派生するものではないことを表明することが要求されます。

受託会社、管理会社、投資運用会社及び管理事務代行会社の各々（並びにそれらの各受任者、関係会社、子会社、従業員若しくは代理人）は、申込者が要求された情報及び書類を提供しなかった場合における申込契約又は買戻請求書の処理の遅延若しくは不処理の結果として生じるいかなる損失に対しても免責されるものとします。申込者からの本人確認情報の提供が遅れるか、当該情報が提供されなかった場合、管理会社、受託会社又はそれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒否するか、かかる情報の提供を条件として発行されている受益証券を強制的に買戻すことができます。申込者から必要情報の提供が遅れたことや当該情報が提供されなかったことに起因してファンドが被った経費、損失又は費用は、当該申込者が負担するものとします。受託会社、管理会社、投資運用会社又は管理事務代行会社（又はそれらの各受任者、関連会社、子会社、従業員若しくは代理人）は、いかなる場合も、申込みの拒絶又は買戻代金の支払の拒絶若しくは遅延の結果申込者が被った損失につき責任を負わないものとします。

AMLオフィサーの任命

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則及びCIMAが発行したガイダンスに従い、本ファンドは、反マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告オフィサー、副マネー・ロンダリング報告オフィサー（以下、併せて「AMLオフィサー」といいます。）に自然人を任命することが要求され、AMLオフィサーをそれぞれ任命しています。AMLオフィサーの身元に関する詳細な情報（英文のみ）は、受託会社に連絡することにより入手可能です。

受益証券の形式

すべての本受益証券は、記名式で発行されます。すなわち、受益者の権原は、本ファンドの受益者名簿への登録によって証明されるものとし、本受益証券の券面は発行されません。本受益証券の券面は、受託会社が別段の決定を行う場合を除き、発行されません。管理会社は、本信託證書に基づき、受託会社に代わって、本受益証券の発行者として任命され、かつ授權されています。

本受益証券は、単一の名義で、又は最大4名の共同名義で登録することができます。共同名義で登録される場合、共同保有者は、当該受益証券の全部若しくは一部の譲渡又は買戻しに関して、共同保有者のうちいずれか1名の単独の書面による指示に基づいて行為する権限を管理事務代行会社に付与することができます。かかる授權がない限り、管理事務代行会社は、共同保有者全員の書面による指示に基づいてのみ行為します。

（２）日本における販売

日本においては、前記「第一部 証券情報（７）申込期間」記載の申込期間に、同証券情報に従って、販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「口座約款」を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定のための申込書を提出します。

本受益証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、申込価格の支払後、販売会社から取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、本ファンドの純資産価格が１億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に本受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

受益証券の買戻し

本受益証券の買戻しを希望する受益者は、管理事務代行会社に対し、買戻請求書に指定される住所宛に、署名された買戻請求書を交付する必要があります。完成された買戻請求書は、本受益証券が買戻しを受ける該当する買戻日の関連評価日の少なくとも65暦日前のファンド営業日（又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で、一般的に若しくは特定のケースにおいて承諾するそれより後の日）の午後5時（日本時間）までに、管理事務代行会社を受領する必要があります。ただし、いかなる場合であっても、買戻請求が該当する評価日の評価時点後に管理事務代行会社により受領された場合には、当該買戻請求が当該買戻日付で取り扱われるために受諾されることはないものとします。

買戻請求書は、電子メール又は郵送により管理事務代行会社に対し交付することができます。受託会社、投資運用会社及び管理事務代行会社のいずれも、電子メールの送信エラー、電子メールにより送信された買戻請求書の判読不能又は適切に授権された者から発せられたと誠実に信じられる当該電子メールによる指示の結果として行われた行為に起因して生じた一切の損失については責任を負いません。

買戻請求により、要件を充足するものの、本受益証券の最低保有額未満の受益者が生じる場合に、受託会社は、当該買戻請求を、最低保有額を上限とする一部買戻しの要求として取扱うことができ、又は当該受益者の全本受益証券を買戻しすることができます。

10,000米ドル（又はその日本円相当額）未満の本受益証券1口当たり純資産価格の合計額の買戻しにかかる請求又は受託会社が定めたこれより低い額の買戻請求については、一般的に又は特定のケースにおいて、拒絶することができます。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止要件又は類似事項に関連して請求された書類が管理事務代行会社によりまだ受領されていない場合には、買戻代金を保留することができます。受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社又はそれらの代理人若しくは関連会社のいずれも、買戻代金の支払の実行の遅延又は拒否の結果として発生した損失について責任を負うことはありません。

受益者は、一旦提出した買戻請求を、受託会社が純資産価額の決定を停止する後述の場合又は投資運用会社が合意するその他の場合を除き取り消すことはできません。

買戻手数料

発行後1年を経過していない本受益証券の買戻しについては、5%の買戻手数料が、当該買戻しに適用される買戻価格から控除されます。

買戻代金

本受益証券は、該当する買戻価格で買戻しが行われます。本受益証券の買戻価格は、該当する買戻日の直前の評価日の評価時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する金額となります。該当するクラスの直近の買戻価格は、管理事務代行会社からの要求に基づき提供されます。

決済

以下の規定に従い、買戻代金は、通常、買戻日後45ファンド営業日以内に、又はこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の書類が受領されてから速やかに、受益者のリスク及び費用負担で、電信送金により現金で支払われます。現金による支払いは、買戻される本受益証券の運用通貨建で行われます。いかなる場合も、買戻代金の第三者への支払又は第三者の口座への振込みは行われません。

受託会社、投資運用会社、又は管理事務代行会社のいずれかが、ある受益者に対する買戻代金の支払い若しくは金銭の分配によって、いずれかの関係法域におけるいずれかの者による適用あるマネー・ロンダリング防止等又はその他の法令規則違反を引き起こす可能性があるとの疑いを持つか又はその旨の助言を受けた場合、又は本ファンド、受託会社、投資運用会社及び管理事務代行会社が関係法域において当該法令規則を確実に遵守するために必要若しくは適切であるとみなす場合、受託会社及び/又は管理事務代行会社は、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒否する権利を留保します。

投資先ファンドが、当該投資先ファンドからの買戻代金の決済を遅延又は延期する権限を行使する場合、本ファンドは支払を遅らせることができます。

受益者が本受益証券の95%以上を買戻しする場合、本ファンドは、適用ある買戻価格の合計額の最大5%に相当する額を当該買戻日に関して計算される純資産価額の変更に対するリザーブとして保留することができます。受託会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻価格を留保するか、何パーセント留保するかについて決定します。かかる留保は、買戻価格の減額とはみなされません。

買戻する受益者は、本英文目論見書の規定に従うことを条件として、関連する買戻日における買戻請求の価額を上限として買い戻されますが、買戻代金の支払は、時期がずれたり又は現金と現物譲渡の組合せにより決済されることがあります。本ファンドの一般的な意図は、買戻する受益者への買戻代金の支払を有効にするために、受益証券の関連するクラスに割り当てられた資産ポートフォリオの代表的な部分を換金することですが、受益者が買い戻す受益証券のポートフォリオに割り当てられた投資先ファンドの買戻しサイクルの結果、本ファンドが関連する買戻日後45営業日以内に当該投資を現金に換価できない場合、本ファンドは次項に従って買戻代金の支払の全部又は一部を実行することができます。上記を制限することなく、当該買戻代金は、本ファンドが保有し当該ポートフォリオに配分される現金留保金から支払うこともできます。

本ファンドの複数の資産ポートフォリオが同一の投資先ファンドに投資され、当該投資先ファンドが買戻決済に一定の制約を課し又は遅延が生じ、本ファンドが当該ポートフォリオに配分されたクラスに関する買戻請求を受ける場合、投資運用会社は、買戻請求の対象となる受益証券の純資産価額に応じた比例割合で、当該投資先ファンドからの払戻し及び買戻しを行うよう努めるものとします。

受益者が買い戻す受益証券のポートフォリオに割り当てられた投資先ファンドの買戻しサイクルの結果、本ファンドが関連する買戻日後45営業日以内に当該投資を現金に換価できない場合、及び、投資先ファンドからの買戻代金の決済に制限や遅延が生じている場合、又は資産の流動性が低下している場合や不利な市場環境にある場合を含む特定の状況下において、受託会社は、買戻金額の全部又は一部の支払いを、現物資産の譲渡（清算を行おうとしている信託、口座又は団体に当該資産を移転することにより実行され、買戻しを行う受益者の利益のために売却又はその他の方法で換金されます。）によって行うことができます。譲渡される資産は、本英文目論見書に記載されている評価規定に従って、該当する買戻日に評価されます。買戻しを行う受益者が受領する現金手取額は、当該資産が売却又は換金された日の当該資産の価値を反映します。清算を行おうとしている信託、口座又は団体の運営費用及び資産の管理、売却その他の換金の費用は、買戻しを行う受益者に対し支払われる買戻代金から控除されます。

各クラスの受益証券は、当該クラスが参加するポートフォリオを構成する資産のみから買戻しを受ける権利を有します。本ファンドは、当該ポートフォリオに参加していないクラス

に関する買戻請求に応じるために、異なるポートフォリオに帰属する資産を換金することを要求されません。

指定投資

投資運用会社は、管理会社の同意を得た上で、1つ又は複数の投資対象を、特定投資として指定することができます。指定された場合、特定投資への各受益者の参加を表章する分離されたクラスの受益証券が指定されます。これらの受益証券は、指定された投資対象が実現するまでは、買戻しはできません。

買戻しの繰延べ

ある買戻日について、受領した買戻請求の全部を充足すると合計で、関連するクラスの純資産価額の25%（又は管理会社が一般的に又は特定の買戻日について決定するこれより高い割合）（以下「買戻閾値」という。）を超える本受益証券にかかる買戻請求を受領した場合、管理会社は、当該買戻日に本受益証券の買戻しを請求している受益者の間で当該買戻請求を按分比例により縮減し、買戻閾値を上限とする合計額の買戻しのみを実施することができます。完全に充足されていない買戻請求は、翌買戻日に繰り越され、他の買戻請求に対して優先権を有しません。本受益証券は、買戻しがなされる買戻日の実勢買戻価格で買戻されます。買戻請求は、4回を超えて繰延されることはありません。

現時点で、買戻請求は4連続買戻日を超えて繰延されることはないものと想定されます。したがって、受託会社が別段の決定をしない限り、買戻請求書が提出された本受益証券は、当該請求について4回の買戻日の繰延がなされた場合、買戻されることとなります。

強制買戻し

受託会社は、理由の有無にかかわらず、受益者に書面で通知することによって、受託会社が指定する日に、当該受益者の本受益証券の全部又は一部を買戻しすることができ、又は管理会社に当該本受益証券の買戻しを行わせることができます。ただし、通知は、当該買戻しの5日以上前に行われるものとします。

受託会社が、()受益者が適格投資者でなくなったこと、()受益者がいずれかの国、規制当局、政府機関の法令若しくは要件に違反して本受益証券を保有していること、又は()受益者による本受益証券の継続的な保有により、受託会社の判断で、本ファンドや他の受益者に税務上、規制上又はその他の不利な結果となる過度のリスクをもたらすか又はその可能性があることのいずれかを認識した場合、直ちに当該受益者が保有する本受益証券を買戻しすることができます。受益者は、自らが上記のいずれかの状況に該当することを認識した場合にはいつでも、直ちに受託会社、投資運用会社及び管理事務代行会社に通知することが要求されます。

特定の受益者を理由に、本ファンドの資産から手数料、支払金、源泉徴収又は控除の支払いが必要になった場合、受託会社は、当該金額を支払うために、当該受益者の本受益証券の一部を買戻しすることができます。かかる場合、当該買戻代金は、受託会社から関連する第三者に対し直接支払われ、当該受益者には支払われない場合があります。

本受益証券の譲渡

本受益証券は、投資運用会社と協議の上、受託会社及び投資運用会社による書面による事前の同意がない限り譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社又は投資運用会社のいずれかにより、その完全な裁量に基づき留保される場合があります。

受託会社は、何らの理由なく、譲渡にかかる登録を拒絶することができます。譲渡の結果、譲渡人が有する本受益証券又は譲受人の名義で登録される本受益証券が最低保有額未満の場合は、譲渡は登録されません。

本受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針及び手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人は、申込契約を締結することが要求され、本ファンドの適格投資者の要件を充足することが要求されます。

他のクラスの本受益証券への転換

下記3（1）「純資産価額の計算及び/又は取引の一時停止」に規定された状況下で本受益証券の発行及び買戻しの繰延がなされた場合を除き、受益者は、日本円建クラスR受益証券を米ドル建クラスR受益証券に（その逆も可能）に転換することができますが、クラスR受益証券を他のクラスの受益証券に（他のクラスの受益証券をクラスR受益証券に転換することも含みます）転換することはできません。ただし、そのような転換が適用ある法令において認められる場合はその限りではありません。かかる許される転換は、保有するクラスの買戻日に効力を生じるものとし、かかる日を取得するクラスのファンド買付日（以下「転換取引日」といいます。）とします。ただし、あるクラスの本受益証券のみが転換される場合には各クラスの該当する最低保有量を維持するものとし、取得される本受益証券については適格要件を充足しなければなりません。

転換は、あるクラスの本受益証券の買戻し及び他のクラスの本受益証券の同時申込（直近の申込価格による）により効果を生じることになります。したがって、本受益証券の買戻し及び申込に関する一般条項及び手続きが適用されます。買戻代金は、適用がある場合は、管理事務代行会社に提供される為替レートにて算定される関連する運用通貨建に転換され、転換費用は他のクラスの申込に充当される金額から控除されます。あるクラスから別のクラスへの受益証券の転換については買戻手数料はかかりません。上記の規定に従って受益証券があるクラスから他のクラスに転換される場合、投資運用会社は、これに応じて関連するポートフォリオの資産を管理し、結果として当該ポートフォリオに配分された資産のリバランスが行われることがあります。

本受益証券の転換を希望する受益者は、管理事務代行会社から提供された書式に従い、完成された転換請求を行い、転換取引日前の、少なくとも30ファンド営業日（又は受託会社が一般的に又は特定のケースにおいて認めるより短い期間）前のファンド営業日の午後5時（日本時間）までに管理事務代行会社をして受領させる必要があります。受託会社が別途定めた場合を除き、当該時間の後に受領された買戻請求は、翌転換取引日に繰り越され処理されます。

（2）日本における買戻し

日本における受益者は、販売会社を通じ、管理事務代行会社に対し、その保有する本受益証券の買戻しを請求することができます。

本受益証券は、該当する買戻日において、該当する買戻価格で買い戻されます。買戻し単位は、1口以上1口単位です。

当該買戻しが実行される買戻日の関連する評価日の少なくとも65暦日前のファンド営業日（又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で、一般的に若しくは特定のケースにおいて承諾するそれより後の日）の午後5時（日本時間）までに販売会社が受け付けた買戻請求を、本ファンドの当該月の受付分として取り扱い、当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買戻請求は、翌四半期の受付分として取り扱います。

通常、該当する買戻日から45ファンド営業日以内に、販売会社に対して、本ファンドから買戻代金が現金で支払われます。販売会社は、本ファンドから買戻代金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻代金を支払います。

買戻代金は、口座約款に従い、日本円又は米ドルで支払うものとし、日本円で支払われた場合における米ドルへの換算は東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとし、

なお、前記「（1）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、前記「証券情報（8）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価額の決定

本ファンドの純資産価額、各クラスの純資産価額、本受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社が、本信託証書、定款及びNAV計算方針に従い、以下のとおり要約される評価規定に従って、各評価日の評価時点において計算します。

クラス及び本ファンドの純資産価額を決定するために、各クラスに関して、本ファンドの帳簿に独自に明確に指定された別個の記録が設定されます。各本受益証券の発行手取金に相当する金額が、当該クラスの記録に計上されます。純資産価額の増減（この目的においては、新規申込による純資産価額の増加、買戻し又は分配金の支払いによる純資産価額の減少及び指定調整（以下に記載）を除きます。）は、直前の評価日現在に各記録が表す純資産価額のそれぞれの割合（新規申込、買戻し及び分配金の支払いにつき調整したもの）に基づいて、各クラスの記録に割り当てられます。その後、各クラスの記録には、受託会社はそのクラスにのみ関連すると判断したコスト、費用、損失、分配金、利益、利得及び収益（基準通貨以外の通貨で建値されたクラスの外貨エクスポージャーをヘッジするためのコスト及び利益を含みます。）である指定された調整が割り当てられます。

各クラスは、通常、本受益証券1口当たり純資産価格が異なります。クラスに関して算出された管理報酬は、そのクラスの純資産価額から控除されます。特定のクラスに関連する報酬及び費用は、当該クラスの純資産価額を計算する際に、当該クラスに対して請求されます。本ファンドに関連するものの特定のクラスに関連しないその他の報酬及び費用は、それぞれの純資産価額（発生済みの適用ある管理報酬及び成功報酬の割当後）に応じて全てのクラス間で比例配分されるか、又は受託会社が衡平と判断するその他の方法により配分されます。

評価日における本受益証券1口当たり純資産価格は、該当クラスの純資産価額を該当する評価時点現在で発行済みの当該クラスの本受益証券口数で除して算出され、結果として出た金額は、小数点第7位まで算出され、小数点第5位を切り捨てとします。切り捨てられたことによる利益は、本ファンドの利益のために留保されます。

資産の評価

本ファンドの資産は、以下の原則に従って評価されます。

- () 取引所で取引されていない集団投資スキームへの投資は、当該集団投資スキームの株式又は受益証券の入手可能な直近の純資産価額で評価されます。集団投資スキームに関して管理事務代行会社が採用している価格設定のヒエラルキーは以下のとおりです（優先順位の高い順）：(1)当該集団投資スキームの管理事務代行会社からの最終的な価格の採用、(2)投資先である集団投資スキームの運用会社からの最終的な価格の採用、(3)投資先である集団投資スキームの管理事務代行会社が決定した見積額の採用、(4)投資先の投資運用会社が決定した見積額の採用、(5)従前の最終的な価格の採用。見積額が採用される場合には、当該スキームの純資産価額がその後変動しても、当該見積額が最終的かつ決定的なものとし、当該集団投資スキームが本ファンドに適用される可能性のある償還手数料を課す場合、当該手数料は、発生基準で純資産価額に含まれますが、確定されていない場合は含めないものとし、
- () 証券取引所に上場又は建値されている有価証券は、関連評価日の関連市場の公式終了時前の最終取引価格で評価されますが、当該日に取引が行われなかった場合、入手可能な最終取引価格で評価されます。特定の有価証券について複数の取引所で価格が入手できる場合、価格は当該有価証券の主たる市場を構成する取引所における最終取引価格とします。取引所が閉鎖されている場合、その取引所に上場又は建値されている有価証券は、取引所閉鎖前の取引日の最終取引価格で評価されます。
- () 証券取引所で取引されていない債券は、定評あるベンダーが提供する提供情報を利用して、実現可能見込額の最善の見積額で評価されます。当該提供情報は、主要な変数（報告された取引価格、ブローカー/ディーラーの相場、ベンチマーク利回り、発行者のスプレッド、ビッド、オファー及びその他の参照データ、又は金利イールドカーブ、債券スプレッド、クレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを考慮した割引キャッシュフロー・モデルが含まれますが、これらに限定されません。）を使用して、マトリックス・アプローチを適用して価格を決定します。利息は、当該証券を取得した日から計上されます。

- () 証券取引所において上場又は建値されていない証券は、ブローカー又は受託会社が投資運用会社と協議の上当該目的のために承認するその他の適格者によって、慎重かつ誠実に見積もられた実現可能見込額で評価されます。
- () 取引所又は市場において取り扱われる又は取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所又は市場における該当する決済価格で評価されます。かかる価格が入手できない場合、当該投資の価額は、受託会社が当該目的のために任命する適格者によって、慎重かつ誠実に見積もられた実現可能見込額とします。取引所又は市場において取り扱われていない又は取引されていないデリバティブ商品は、当該取引のカウンターパーティーから入手した直近の評価に基づいて評価されます。
- () 現金預金は、額面金額に経過利息を加えた額で評価され、コマーシャルペーパー及び短期国債は、額面金額に経過利息を加えた額で評価されます。
- () 基準通貨（米ドル）以外の通貨建ての価額（有価証券又は現金であるかを問いません。）は、投資運用会社が関連あると考えるプレミアム若しくは割引及び為替費用等を考慮しつつ、投資運用会社が当該評価時点の営業終了時において適用あるとみなすレート（公式であるか否かを問いません。）で基準通貨に換算されます。

一貫性及び例外

上記の評価方法に従って特定の資産の評価を行うことが不可能又は非現実的な場合、受託会社及びその委任者は、当該資産の適切な評価を行うために、一般に認められた他の評価方法を使用する権利を有します。

上記にかかわらず、投資対象の価値を計算するにあたり、受託会社又はその委託者（管理事務代行会社を含むがこれに限定されません。）は、その絶対的な裁量で決定する自動プライシング・サービスに依拠することができます。そのような自動プライシング・サービスから価格が得られない投資対象については、受託会社又はその委託を受けた管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、他の適切な独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介者又は第三者から提供された情報を使用することができます。管理事務代行会社は、通常、本ファンドが投資する投資先ファンドの純資産価額で、そのファンドの管理事務代行会社から提供されるものに依拠します。投資運用会社は、当該投資先ファンドから提供される純資産価額計算書を検討し、当該評価に対する異議を提起する責任を負うが、管理事務代行会社は、投資運用会社が提起した異議が投資先ファンドの管理事務代行会社によって受け入れられない限り、これを取り入れません。受託会社、投資運用会社、又は受託会社の委任を受けた管理事務代行会社のいずれも、いかなる状況においても、かかるプライシング・サービス、ブローカー、マーケット・メーカー又はその他の仲介者によって提供された情報が不正確であることに起因する投資対象の価値の計算における誤りを理由として被る損失に対して責任を負わないものとします。

受託会社又はその委託者である管理事務代行会社（及び受託会社のその他の委託者）は、その裁量により、投資運用会社と協議の上、他の評価方法が投資対象の価値をよりよく反映し、適正な会計慣行に従っていると考えられる場合には、その評価方法の使用を許可することができます。

本ファンドが投資することのできる投資先ファンドの資産は、容易に観察可能な市場価格を持たないことがあり、したがって、本ファンドに提供される純資産の評価の一部又は全てが、重大な観察不能インプット、複雑なモデル及び仮定に依拠する可能性があります。また、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドの評価に重要な役割を果たす可能性があり、これが利益相反となる場合があります。さらに、ほとんどの投資先ファンドは直ちには換金することができず、換金される場合には換金日時点で評価されるため、本ファンドの純資産価額に利用される価値と本ファンドが実際に換金できる価値とが度々異なる可能性があります。

投資運用会社が本ファンドの評価を引き受けることは予定されていませんが（上記の通り、投資先ファンドの評価に異議を述べる場合を除きます。）、本ファンドの資産が、上場廃止、純資産価額計算の停止、流動性の低下その他により評価が困難になった場合、投資運

用会社は、当該状況及び投資運用会社がそれらの資産の評価に関与する場合はその旨を、直ちに受益者に開示するものとします。

純資産価額(又はその一部)が管理事務代行会社以外により計算される場合、当該評価がその時点で有効な本ファンドの評価方針に従って実施されていたとしても、CIMAはファンドに対し、監査人又は他の独立した第三者による当該評価の検証を要求することができます。

評価の基準

本ファンドの年次財務書類は、国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されます。ただし、上記の評価方針は、必ずしもIFRSに従っているわけではありません。

本ファンドが適宜採用する評価基準がIFRSから逸脱する場合、IFRSを遵守するために、年次財務書類に必要な調整が行われる場合があります。必要に応じて、IFRSに従って決定された年次財務書類に記載された価額を、上記の評価方針を適用して得られた価額とを調整するために、年次財務書類に調整についての注記が含まれる場合があります。悪意又は明白な誤りがない限り、本書に定められる本ファンドの資産及び負債の価額の決定は、すべての受益者に対して最終的かつ決定的なものとし、いかなる場合も、またいかなる状況においても、受託会社、管理事務代行会社又は投資運用会社は、本ファンドの純資産価額の決定に関して誠実に行われた決定、提供した助言又は自己のその他の作為若しくは不作為に対して、個別に債務又は責任を負うことはありません。

上記は、NAV計算方針の概略です。NAV計算方針の写し(英文のみ)は、請求により入手することができます。

純資産価額の公表

本ファンドの純資産価額及び関連するクラスの本受益証券の1口当たり純資産価格は、毎月管理事務代行会社が電子メールで発行する投資者向け報告書によって、受益者に報告されます。本ファンドの純資産価額及び関連する本受益証券の1口当たり純資産価格は、通常、純資産価額の計算完了後速やかに、投資者に対する報告用に利用可能となります。

純資産価額の計算及び/又は取引の一時停止

受託会社は、以下の期間の全部又は一部について、管理会社、投資運用会社及び管理事務代行会社と協議の上いつでも、()一若しくは複数のクラスの純資産価額の計算、()一若しくは複数のクラスの本受益証券の発行、又は()一若しくは複数のクラスの本受益証券の買戻しのうち一又は複数を一時的に停止することができ、かつ、別個の独立した権利として、本受益証券若しくは該当するクラスの買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払いを延期又は停止することができます。

- (a) 本ファンドが保有する投資対象の重要部分が取引されている証券取引所が通常の休日以外に閉鎖している期間又は当該取引所における取引が制限若しくは停止されている期間
- (b) 本ファンドが投資する投資先ファンドが、その形式を問わず支払の遅延又は繰延べ(決済の遅延、制限又は停止条項を含む)を実行している期間
- (c) 緊急事態を構成する状況が存在しており、その結果として、()本ファンド又は本ファンドが投資する投資先ファンドが所有する投資対象の重要部分の処分が合理的に実行不可能であり、受益者の利益を著しく損なう可能性がある場合、又は()本ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実行不可能である場合
- (d) 本ファンドが、すでに受理されているいずれの買戻請求も、該当するクラスの運用通貨をもって合法的に充足させることができない期間
- (e) 本ファンドの投資対象の重要部分の価格の決定に際し通常用いる通信手段に故障が生じている期間
- (f) 疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキ若しくは天災により、又はこれに起因して、管理会社、投資運用会社又は管理事務代行会社の本ファンド又は本ファンドが投資する投資先ファンド(投資先ファンドに対する主なサービスプロバイダーの事業運営を含む。)に関する業務の運営が、実質的に中断又は閉鎖されている期間

(g) 受託会社が、本ファンドの解散を決議した場合

管理事務代行会社は、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了した時も受益者に通知を行うものとします。

(2) 【保管】

すべての本受益証券は登録形式で発行され、本ファンドの受益者名簿への登録がその所有の証拠となります。本受益証券の券面は、原則として発行されません。

日本の投資者が販売会社を通じて取得した本受益証券は、日本における販売会社又はその保管機関の名義で受益者名簿に登録されます。

(3) 【信託期間】

本ファンドは、2022年3月18日（本ファンドの設定日）から149年が経過した日に終了します。ただし、本ファンドは、後記「(5) その他 本ファンドの終了」に定めるいずれかの事由が発生した場合には終了されます。

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、各年の12月の最終暦日に終了します。

(5) 【その他】

本ファンドの終了

本ファンドは、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとします。

(a) 本ファンドを継続することも、別の法域へ本ファンドを移転させることも、違法となるか、実行不可能、賢明とは言えないか若しくは受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合

(b) 受益者が受益者特別決議によって決定した場合

(c) 本ファンドが設定された日（2022年3月18日）から開始し、当該日から149年が経過した日に終了する期間が終了した場合

(d) 受託会社が投資運用会社と協議の上、本ファンドを終了させることを決定し、当該決定を受益者に通知した場合。その終了は、受託会社による通知の送付日又は受託会社が当該通知に明記したそれより後の日から5ファンド営業日以内に開始されます。

(e) 受託会社が辞任する意思を書面で通知した場合又は受託会社が強制もしくは任意清算に入る場合で、かかる通知又は清算開始から90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合

また、すべての受益者の本受益証券の買戻しが行われ、よって、本信託証書に従い本ファンドの資産を換価した後に信託の受益者が一人もいなくなる場合にも、本ファンドは終了されることがあります。

信託証書の変更

受託会社は、いかなる目的であれ、当該目的のために適切であると判断する方法及び範囲で、証書により本信託証書の規定を修正、変更又は追加することができます。いかなる修正、変更又は追加も、受益者全体の利益が影響を受けるのであれば、受益者決議による承認を得た上でなければ行われたいものとします。ただし、当該修正、変更又は追加が以下に該当するものであると受託会社が判断し、その旨を書面で証明する場合はこの限りではありません。

(a) 受益者の利益を著しく害せず、受託会社又はその他の者を受益者に対する責任から重要な程度で免責する効果を有しないもの

(b) 会計上、法律上又は公的な要件（法的拘束力の有無を問いません。）を遵守可能とするために必要となるもの

(c) 明らかな誤りを正すために行われるもの

(d) 追加の若しくは代替の管理会社の選任又は受託会社に代わって本受益証券を発行することができる他の者の選任が必要な場合、又は管理会社が解任され又は退任した場合

別の法域への移転

受託会社は、受益者の最善の利益に沿うものであると判断した場合、他の国若しくは場所にある別の法域に本ファンドを移転させることができます。かかる移転には、受益者決議が要求されます。

受託会社の解任

受託会社は、受益者決議の可決により、受益者により、いつでも解任されます。受託会社は、90日以上前にすべての受益者に書面で通知することにより任意で退任することができますが、退任と同時に、受託会社又は受益者によって選任された後任の受託会社が、本信託証書に定める方法に従い、新しい受託会社となるものとします。

管理会社の解任

本信託証書に基づき、受託会社は、その裁量により、追加又は後任の管理会社を任命し、後任を任命することなく管理会社を解任することができます。管理会社は5ファンド営業日前に通知することで退任することができます。受託会社は、これらについて変更することができ、受益者の承諾なく、かかる変更を反映するため、本信託証書を変更することができます。

その他の関係法人の変更

投資運用会社を除き、ファンドに関して任命されたサービス提供会社を変更する場合に受益者の同意は要求されません。受託会社は、管理会社を含むいずれのサービス提供会社も変更することができます。

条件の変更

本信託証書の規定に従い、受託会社は、投資運用会社と協議の上で、潜在的投資者（又は既存の受益者）とサイドレターを締結し、当該潜在的投資者（又は既存の受益者）との間で、かかる者に関して、本ファンドに関する本書の募集条件の一部又は本信託証書の規定の適用を放棄又は修正すること（他の受益者に適用される条件及び本書に規定される買戻しの一般的条件と異なる条件に基づく報酬及び買戻請求権を定めることを含む）に合意することができます。当該受益者に対して本ファンドの別のクラスの本受益証券を発行することを決定できます。かかる書面による取決めにおいて、本書に定める条件よりも有利な条件が定められることがあります。そうした条件とは、例えば、将来本ファンドに投資を行うための特別な権利、回数、通知、手数料の減額又はリベート及び/又はその他の条件に関する特別な買戻権、本ファンドに関する報告書をより頻繁に受け取る権利、ならびに当該受益者と合意することのあるその他の権利を定めることができます。修正は、受託会社の単独の裁量により行われ、特に、関連する受益者の本ファンド又は関連投資事業体への投資の規模、本ファンドへの当該投資を相当期間維持するとの受益者による合意、又は受益者によるその他のコミットメントに基づいて行われることがあります。

適用法に従い、受託会社は、受益者の承認を得ることなく、本英文目論見書を修正して、以下のいずれかの方法で、いずれかの受益証券に適用される募集条件を変更することができます。

- (a) 重要な点において受益者に悪影響を与えないと受託会社が考える変更を行うこと。
- (b) 関連ある規制当局、管轄裁判所、政府又は政府機関（税務当局を含む）の意見、指令、命令、法令、判決又は規則に含まれる要件、条件又はガイドラインを満たすために必要又は望ましい変更を行うこと。ただし、当該変更は、受益者への悪影響を実務上可能な限り最小化する方法で行われるものとする。

受託会社は、受益者決議による受益者の同意を得た上で、いずれかの本受益証券に適用される募集条件を変更するために本英文目論見書を変更することができますが、当該変更は、受益者を差別するものにならないことを条件とします。かかる変更を検討するために招集される集会には、通常、本信託証書中の総会に関する規定が準用されるものとします。受託会社が受益者から当該承認を求める場合、変更案の通知を行った後、受託会社は変更案に対する賛否の回

答を求めるものとします。受益者からの回答がない場合、受託会社は、当該受益者は変更案に同意したものとみなします。

ファンド資産の保管

本信託証書に基づき、受託会社は、本ファンドの各投資対象を、各投資対象の所有者として、受託会社の名義で登録することにより、ファンドの投資対象を信託で保有し、信託証書の権限と規定に従い、受益者の利益のために投資対象を保管することに責任を有します。

かかる保管業務を提供するに当たって、受託会社の義務は、各投資対象を受託会社の名義で信託財産の一部として保有することに限定され、受託会社は、各投資対象が受託会社の名義で登録されることを確保する責任を管理事務代行会社又はその他の者に委任することにより、その義務を完全に履行することができます。本信託証書に基づき、受託会社は、当該受任者の作為若しくは不作為に関して責任を負いません。

ケイマン諸島のデータ保護

ケイマン諸島のデータ保護法（随時行われる改正を含め、以下「データ保護法」といいます。）の目的上、受益者に関して提供される、及び本ファンドに関して提供される個人データに関連する受益者の各代表者、取締役、役員、代理人又は実質的所有者の個人データについてのデータ管理者は受託会社とします。個人データは、申込契約に記載されているケイマン・プライバシー通知に従って取り扱われるものとします。ケイマン・プライバシー通知は、当該個人データが取り扱われる目的、当該データが開示又は転送される可能性のある状況、当該データに関する受益者の権利及びその他の事項を定めています。

本ファンドは、データ保護法で定義されるデータ取扱者として管理事務代行会社を雇用しています。管理事務代行契約に従い、管理事務代行会社は、データ取扱者として、以下を行うことが認められています：管理事務代行契約に基づくサービスを提供するために個人データ（データ保護法及び管理事務代行契約に定義されます。）を取り扱うこと（これを含みますが、限定されません。）、並びに申込み及び買戻しを処理すること、投資家について当初及び継続的な反マネー・ロンダリング・チェックを実施すること並びに必要な税務情報提供サービスを行うこと（これらを含みますが、限定されません。）。

管理事務代行会社は、データ取扱者として、特に、適用法によって妨げられる場合又は別段の要求がある場合を除き、受託会社の文書化された指示に従うことを条件として、当該個人データに基づき行為し、それらを取り扱うものとし、個人データにアクセスするすべての者が適切な守秘義務を負うことを保証するものとします。管理事務代行契約の終了時には、本ファンドの選択により、当該個人データは破棄されるか、ファンドに返却されますが、適用法によって当該個人データの返却又は消去が妨げられる場合はこの限りではありません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより、又はいずれかの当事者が支払い不能となり若しくは重大な契約違反が生じ通知後30日以内に違反を治癒できない場合に直ちに書面による通知を行うことにより終了することができます。投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知を行うことにより、又はいずれかの当事者が支払い不能となり若しくは重大な契約違反が生じ通知後30日以内に違反を治癒できない場合に直ちに書面による通知を行うことにより終了することができます。管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面で通知することにより終了します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理

会社により後任の代行協会員が指定されることを条件とします。代行協会員契約は、日本の法律に準拠します。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も、3ヶ月以上前に書面で通知することにより受益証券販売・買戻契約を終了することができます。受益証券販売・買戻契約は、日本の法律に準拠します。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社及び受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社に本受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

本受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、受託会社が管理会社と協議の上で分配することを決定した場合には、決定された額の分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

償還請求権

受益者は、買戻日において、本受益証券の買戻しを、管理事務代行会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

本ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。

議決権

受益者集会は、受託会社が随時決定する場所で開催されます。各集会について、集会の開催場所・日時及び集会で提案される決議案の内容を明記した書面による通知が、15日前(通知送付日を含みますが、集会日を除きます。)までに、受託会社(又はその代理人)により、各受益者に対して送付されるものとします。

定足数は、合算して(それぞれ、本ファンド又は、適用ある場合、クラスの)()受益者決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の50%、又は()本ファンド又はクラスについて受益者特別決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の75%以上を代表する本受益証券を合計で保有する2名以上の受益者とします。議決権を有するすべての受益者及び議決権を有する受益者の各代理人は、保有する各本受益証券1口につき1議決権を有し、保有する本受益証券の端数については、1議決権のうち当該端数に対応する議決権を有するものとします。

本信託証書に従って受益者によって可決された決議は、当該集会への出欠を問わず受益者全員を拘束するものとし、各受益者及び受託会社は、本信託証書に含まれる補償に関する規定に従い、かかる決議を実施する義務を負うものとします。

本信託証書の規定に従い、受益者集会に提案することのできる受益者決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の50%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社(又はその受任者)が受領した場合に可決されます。受益者特別決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の75%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社(又はその受任者)が受領した場合に可決されます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本ファンドの本受益証券の分配金、買戻手取金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン毛利友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社又はファンドに対する、法律上の問題及び日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人及び金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 橋本 雅行

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン毛利友常法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京地千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

- a . 本ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 本ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）（その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けています。当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものが当該財務書類に添付されています。
- c . 本ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.88円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

ジュエル・ボックス・ファンド
 財政状態計算書
 2025年12月31日現在

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|---------------------------|----|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産 | | | | | |
| 固定資産 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | 5 | 178,242 | 28,497 | 128,247 | 20,504 |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金および現金同等物 | 4 | 16,453 | 2,631 | 16,667 | 2,665 |
| 資産合計 | | 194,695 | 31,128 | 144,914 | 23,169 |
| 負債 | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| その他の支払債務 | 6 | 13,490 | 2,157 | 11,330 | 1,811 |
| 受益者に帰属する純資産を除く負債合計 | | 13,490 | 2,157 | 11,330 | 1,811 |
| 受益者に帰属する純資産 | | 181,205 | 28,971 | 133,584 | 21,357 |
| 負債合計 | | 194,695 | 31,128 | 144,914 | 23,169 |

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

(2) 【損益計算書】

ジュエル・ボックス・ファンド
 包括利益計算書
 2025年12月31日に終了した年度

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|------------------------------|-----|---------------|--------------|--------------|------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 収益 | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純未実現利益 | 9.5 | 11,638 | 1,861 | 1,436 | 230 |
| 現金および現金同等物に係る為替差益 / (損) | | 11 | 2 | -40 | -6 |
| 収益合計 | | 11,649 | 1,862 | 1,396 | 223 |

費用

| | | | | | |
|-----------------------|---|--------------|--------------|------------|------------|
| 管理費用 | 8 | 1,806 | 289 | 235 | 38 |
| 専門家報酬 | | 1,478 | 236 | 192 | 31 |
| 銀行手数料 | | 105 | 17 | 69 | 11 |
| 費用合計 | | 3,389 | 542 | 496 | 79 |
| 受益者に帰属する純資産増加分 | | 8,260 | 1,321 | 900 | 144 |

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

ジュエル・ボックス・ファンド
償還可能受益者に帰属する純資産変動計算書
2025年12月31日に終了した年度

| 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|---------------------------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 1月1日現在受益者に 帰属する純資産 | 133,584 | 21,357 | - | - |
| 償還可能受益証券の発行 | 39,361 | 6,293 | 132,684 | 21,214 |
| 受益者に帰属する純資産増加分 | 8,260 | 1,321 | 900 | 144 |
| 12月31日現在受益者に 帰属する純資産 | 181,205 | 28,971 | 133,584 | 21,357 |

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

ジュエル・ボックス・ファンド
キャッシュフロー計算書
2025年12月31日に終了した年度

| 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|------------------------------------|---------------|-------------|-------------|------------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 営業活動から生じた キャッシュフロー | | | | |
| 受益者に帰属する純資産増加分 | 8,260 | 1,321 | 900 | 144 |
| 調整項目： | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定 される金融資産の純未実現利益 | -11,638 | -1,861 | -1,436 | -230 |
| 現金および現金同等物に係る 為替差（益）/ 損 | -11 | -2 | 40 | 6 |
| | -3,389 | -542 | -496 | -79 |
| その他の未払金の増加 / （減少） | 2,160 | 345 | -57,680 | -9,222 |
| 純損益を通じて公正価値で測定 される金融資産の（購入）/ 売却 | -38,357 | -6,133 | 6,155,735 | 984,179 |

| | | | | |
|---------------------------|----------|--------|------------|------------|
| 営業（に使用された）／から 生じた純現金 | -39,586 | -6,329 | 6,097,559 | 974,878 |
| 営業活動（に使用された）／から 生じた純現金 | -39,586 | -6,329 | 6,097,559 | 974,878 |
| 財務活動から生じた キャッシュフロー | | | | |
| 償還可能受益証券発行 による収入 | 39,361 | 6,293 | 132,684 | 21,214 |
| 償還可能受益証券償還 による支払い | - | - | -6,346,753 | -1,014,719 |
| 財務活動から生じた／ （に使用された）純現金 | 39,361 | 6,293 | -6,214,069 | -993,505 |
| 現金および現金同等物の純減少 | -224 | -36 | -116,510 | -18,628 |
| 現金および現金同等物の期首残高 | 16,667 | 2,665 | 133,217 | 21,299 |
| 現金および現金同等物に係る 為替差益／（損） | 11 | 2 | -40 | -6 |
| 現金および現金同等物の期末残高 | 4 16,453 | 2,631 | 16,667 | 2,665 |

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

財務書類に対する注記

2025年12月31日に終了した年度

1. 一般的な情報

ジュエル・ボックス・ファンド（以下「当ファンド」という。）は、信託証書により設定されたオープンエンド型のユニットトラストであり、2022年3月18日に、ケイマン諸島の信託法（改正済）に基づき免税信託として登録されている。当ファンドは、有期で設定されており、早期に終了しない限り、設定から149年後に終了する。当ファンドは、2022年6月1日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2021年改正済）第4条（3）に基づき登録番号1976214で登録され、2022年9月16日に運用を開始した。

当ファンドは、受益者が投資目的および投資戦略に従って共同して投資できる投資ファンドとして構成されている。当ファンドの投資目的は、ファンド・オブ・ファンズの形態でオルタナティブ資産に分散投資することにより、伝統的な資産クラスとの相関性を低く保ちながら、中長期的な安定したリターンを追求することである。投資目的を達成するため、投資運用会社は、当ファンドの資産を、主にプライベート・マーケットまたはオルタナティブ戦略の投資先ファンドに投資する。

当ファンドの投資活動は、TORANOTEC投信投資顧問株式会社（以下「投資運用会社」という。）が管理し、当ファンドの管理事務は、エイペックス・ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委任されている。

2. 重要な会計方針

当財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は以下の通りである。

2.1 作成の基礎

当ファンドの財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表したIFRS®会計基準（以下「IFRS」という。）およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表した解釈指針ならびに信託証書の要件に従って作成されている。IFRSは以下の権威ある文献で構成されている。

- ・ IFRS会計基準
- ・ IAS® 基準
- ・ IFRS解釈指針委員会（IFRIC® Interpretations）または、その前身である常設解釈指針委員会（SIC® Interpretations）が作成した解釈指針

財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品を除き、取得原価ベースで作成されている。

IFRSに準拠した財務書類を作成するにあたり、特定の重要な会計上の見積りを行うことが要求される。また、当ファンドの会計方針を適用する過程で、受託会社が判断を下すことが要求される。より高度な判断や複雑さを伴う分野、または仮定や見積りが財務書類にとって重要な分野は注記3に開示されている。

投資運用会社は、2025年12月31日に終了する期間後の12ヵ月間において、当ファンドの継続性を確保するために、必要に応じて当ファンドの運用費用の全額または一部を負担することを約束している。投資運用会社は、当ファンドが今後1年間、継続企業として存続しないと考える理由を有しておらず、財務書類の作成にあたり、継続企業であることを前提としている。投資運用会社は、当ファンドが継続企業として存続する能力に疑義を生じさせるような重大な不確実性がないことを確認している。

2. 重要な会計方針（続き）

2.2 新基準、改訂および解釈

(a) 2025年1月1日から適用される基準および既存基準の改訂

2025年1月1日以後開始する事業年度より適用される基準、基準の改訂または解釈指針のうち、当ファンドの財務諸表に重要な影響を及ぼすものはない。

(b) 未発効のため当ファンドが早期適用していない基準、改訂、解釈

いくつかの新基準、改訂および解釈は、2025年1月1日以後に開始する期間に発効しているが、当財務書類の作成にあたり、早期適用はしていない。

- ・ IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」（2027年1月1日発効）
- ・ 金融商品に関する分類および測定 IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂、ならびにIFRS会計基準に対する年次改善（Volume 11）（2026年1月1日発効）
- ・ IAS第7号「キャッシュフロー計算書」：IFRS会計基準に対する年次改善（Volume 11） 原価法（2026年1月1日発効）

上記の新基準、基準の改訂および解釈のいずれも、当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと考えられる。上記の基準および改訂は、適用可能となった時点で当ファンドに適用され、発効した時点でその重要な影響の評価を行う。

2.3 構造体

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が管理業務のみに関連し、関連する活動が契約上の取決めによって指示される場合など、議決権または類似の権利が、誰が企業を支配するかを決定するための有力な要因とならないように設計される企業をいう。ストラクチャード・エンティティは、多くの場合、次の特徴または属性の一部、あるいは全部を有する。(a)限定された活動である、(b)ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクと報酬を投資者に移転することにより投資者に投資機会を提供するなど、狭義かつ明確に定義された目的を持つ、(c)劣後財務支援なしでストラクチャード・エンティティが活動資金を調達できる自己資本が不十分、(d)投資者に対して複数の契約上連結された金融商品を通じた資金調達を行い、これにより信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生じさせる。

当ファンドは、他のファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資はすべて、非連結のストラクチャード・エンティティへの投資とみなしている。当ファンドは、中長期的な資本成長を目的とする投資先ファンドに投資している。投資先ファンドは無関係の資産運用会社によって運用され、それぞれの投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。投資先ファンドは、保有者の選択により売却可能なりミテッド・パートナーシップの持分または償還可能な受益証券を発行し、運用資金を調達している。これにより保有者はそれぞれのファンドの純資産に対して比例的な持分を有することができる。当ファンドは、各投資先ファンドのリミテッド・パートナーシップの持分または償還可能な受益証券を保有している。

各投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書において「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純実現利益 /（損失）」または「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純未実現利益 /（損失）」に含まれている。

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの償還可能な受益証券の申込および償還は、米ドル（以下「米ドル」または「US\$」という。）建てである。当ファンドのパフォーマンスは米ドルで評価され、投資者に報告される。経営陣は、米ドルが、基礎となる取引、事象、条件への経済的影響を最も忠実に表す通貨であると考えている。財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されている。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建資産および負債は、財政状態計算書の日付の為替レートを用いて機能通貨に換算される。換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に含まれる。

現金および現金同等物に関連する為替差損益は、包括利益計算書において「現金および現金同等物に係る純為替差損益」として表示されている。

損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純実現利益 /（損失）」または「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純未実現利益 /（損失）」として表示されている。

2.5 金融商品

2.5.1 分類

IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産および金融負債は以下の測定区分に分類される。

- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定されるもの（以下「FVOCI」という。）、および純損益を通じて公正価値で測定されるもの（以下「FVTPL」という。）
- ・ 償却原価で測定されるもの

分類は、金融資産および金融負債を管理する当ファンドのビジネスモデル、ならびに金融資産および金融負債の契約上のキャッシュフロー特性によって決まる。

当ファンドの金融資産および金融負債への投資は、FVTPLで分類されている。期末日現在、FVOCIで保有されている当ファンドの金融資産および金融負債はない。

金融資産は、以下の場合に純損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）。

- ・ 契約条件が、特定日に未返済元本額に対する元本と利息の支払（以下「SPPI」という。）のみのキャッシュフローを生じさせない場合

- ・契約上のキャッシュフローを回収すること、または契約上のキャッシュフローを回収かつ売却することを目的としたビジネスモデルで保有されていない場合
- ・初回認識時にFVTPLでの測定が取消不能な形で指定され、これにより資産もしくは負債を異なる基準で測定し、またはそれらの損益を異なる基準で認識することによって生じる測定または認識の不整合が解消または著しく減少される場合

当ファンドは、投資先ファンドへの投資をFVTPLで分類している。

2. 重要な会計方針（続き）

2.5 金融商品（続き）

2.5.1 分類（続き）

償却原価で測定される金融資産

金融資産が、契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネスモデルで保有され、その契約条件が、特定日に、未返済元本額に対する元本と利息の支払のみのキャッシュフローを生じさせるものである場合、金融資産は償却原価で測定される。当ファンドでは、現金および現金同等物がこの分類に含まれる。

償却原価で測定される金融負債

この分類には、損益を通じて公正価値で測定されるもの以外のすべての金融負債が含まれる。当ファンドでは、未払金および未払費用がこの分類に含まれる。

2.5.2 認識、認識の中止および測定

投資の通常の購入および売却は、当ファンドが投資先ファンドの購入または売却を約束した取引日に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で当初認識される。取引費用は発生時に包括利益計算書で費用計上される。

金融資産は、金融資産からキャッシュフローを受け取る権利が失効した時点、または譲渡され、当ファンドが所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転した時点で認識が中止される。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産はすべて公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書において、発生した期の「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の純実現利益 / (損失) および純未実現利益 / (損失)」として表示される。

2.5.3 公正価値測定の原則

IFRS第13号は、公正価値を、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、現在の市場環境下で資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格と定義している。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、公正価値で財政状態計算書に計上される。このような金融商品の取引費用はすべて、包括利益計算書の損益として直接認識される。

活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、報告日の取引終値における市場価格に基づく。当ファンドは、金融資産および金融負債ともに、最終取引価格がビッド-アスク・スプレッドの範囲内にある場合、最終取引市場価格を利用している。最終取引価格がビッド-アスク・スプレッドの範囲内がない場合、経営陣はビッド-アスク・スプレッドの範囲内で公正価値を最も代表するポイントを決定する。

2. 重要な会計方針（続き）

2.5 金融商品（続き）

2.5.3 公正価値測定原則（続き）

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。当ファンドは様々な方法を用い、各報告日現在の市場状況に基づく前提を置いている。使用される評価技法には、市場参加者間の比較可能な最近の通常取引の利用、実質的に同一の他の金融商品の参照、市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれ、市場のインプットを最大限に利用し、事業者固有のインプットに可能な限り依拠しないようにしている。公正価値測定は、測定に使用したインプットの重要性に基づいて、公正価値ヒエラルキーに分類される。このヒエラルキーは、レベル1、レベル2およびレベル3の3つのレベルで構成される。詳細については注記9.5を参照のこと。

投資運用会社は、公正価値をよりよく反映し、健全な会計慣行に従った評価方法であると判断した場合、その裁量で他の評価方法の使用を許可することができる。

2.5.4 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動はなかった。

2.6 償却原価で測定される金融資産の予想信用損失

各報告日において、当ファンドは、償却原価で測定される金融資産について、当初認識時から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定しなければならない。報告日において、当初認識時から信用リスクが大幅に増加していない場合、当ファンドは、12ヵ月間の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定しなければならない。取引先の著しい財務上の困難、取引先が破産または財務再建に入る可能性、および支払不履行はすべて、その金額が信用毀損に陥る可能性があることを示す指標とみなされる。信用リスクが信用毀損とみなされる程度まで増加した場合、受取利息は（貸倒引当金控除後の）純帳簿価額に基づいて計算される。信用リスクの著しい増大とは、30日以上支払期日を過ぎている契約上の支払と経営陣により定義されている。90日以上支払期日を過ぎている契約上の支払いは信用毀損とみなされる。

2.7 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、銀行の要求払預金および活発な市場における当初満期日が3ヵ月以内のその他の短期投資が含まれる。

2.8 未払費用

未払費用は公正価値で当初認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で計上される。

2.9 当ファンドの償還可能持分

当ファンドは、受益者の選択により償還可能な2クラス（2024年：2クラス）の償還可能受益証券を発行しており、かかる償還可能受益証券は負債に分類されている。当ファンドは、それぞれの権利が同一でなく、受益者の選択により償還可能である複数クラスの償還可能受益証券を発行していることから、償還可能受益証券を負債に分類している。償還可能受益証券は、受託会社が定める償還日に、当ファンドの純資産価額の比例割合に等しい現金で償還できる。

2. 重要な会計方針（続き）

2.9 当ファンドの償還可能持分（続き）

償還可能受益証券は、受益者が受益証券を償還する権利を行使した場合に財政状態計算書日に支払うべき償還金額に対応する償却原価で計上される。償還可能受益証券は、受益者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの1口当たり純資産価額に基づく価格で発行および償還される。当ファンドの1口当たり純資産価額は、各クラスの償還可能受益証券の受益者に帰属する純資産を、関連する各クラスの発行済

償還可能受益証券の総口数で除して計算される。当ファンドの規定に従い、投資ポジションは、申込および償還の1口当たり純資産価額を決定する目的で、最終取引市場価格に基づいて評価される。

2.10 税金

当ファンドに、ケイマン諸島における所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税は課されない。当ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）第74条に基づき、免税信託として登録されている。当ファンドは、ケイマン諸島財務長官に免税証明書を申請しており、この免税証明書が交付されれば、当ファンドの設定日から最長50年間は、その後ケイマン諸島で制定される、所得若しくは資本資産、利益若しくは評価益に課税される税金や関税または財産税や相続税の性質を持つ税金を課すいかなる法律も、当ファンドに含まれる財産、当ファンドに基づいて発生する所得、またはそのような財産や所得に関して受託会社または受益者に適用されない。

受益者は、所有する償還可能受益証券および当該償還可能受益証券について受領する分配金に関して、ケイマン諸島において所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税を課されることはなく、またケイマン諸島において遺産税、相続税も課されない。

当ファンドが特定の国の源泉から受け取る配当、利子、その他の収入には、当該国が課す源泉徴収税が課される可能性がある。さらに、当ファンドが有価証券の売買やその他の事業を行う国の一部では、キャピタルゲイン税やその他の税金が課される可能性もある。様々な国で投資される当ファンドの資産額は不確定であるため、支払われる税率を事前に予測することは不可能である。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断の使用

IFRSに準拠した財務書類の作成には、会計方針の適用および資産、負債、収益、費用の報告金額に影響を与える判断、見積り、仮定を行うことが受託会社に要求される。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間および影響を受ける将来の期間に認識される。

見積りおよび仮定

経営陣は将来に関する見積りや仮定を行う。その結果生じる会計上の見積りは、定義上、関連する実際の結果と一致することはほばない。資産および負債の帳簿価額に重要な調整をもたらす重要なリスクのある見積りおよび仮定の概要は以下の通りである。

3. 会計上の見積りおよび判断の使用（続き）

その他のファンドへの投資の公正価値

純資産価額は、報告期間末日に当ファンドが投資先ファンドの投資を償還できる価格を表しているため、活発な市場で取引されていない投資先ファンドへの投資の公正価値は、投資先ファンドの管理事務代行者が発行する純資産価額によって決定される。投資運用会社は、上記の評価方法を投資先ファンドの公正価値の最善の見積りとみなしている。

投資先ファンドの純資産価額が入手できない場合、またはその純資産価額が公正価値を反映していないと投資運用会社が判断した場合、投資運用会社は投資先ファンドの公正価値を判断するために判断と裁量を行行使うことがある。当ファンドは、通常、業界内で一般的に標準的と認識されている評価方法および手法に基づく独自のモデルを使用して投資先ファンドの価値を決定することがある。

モデルは、可能な限り観察可能なデータを使用している。しかし、信用リスク（自己および取引相手方の両方）、ボラティリティ、相関関係などの領域は、経営陣による見積りが要求される。これらの要因に関する仮定の変更は、金融商品の報告された公正価値に影響を与える可能性がある。観察可能でないインプットに対する感応度は、過去のボラティリティと将来の市場動向の予測を考慮し、これらのインプットの合理的な可能性のある変動予想に基づく。

何が「観察可能」であるかの判断は、当ファンドによる重要な判断が要求される。当ファンドにおいて、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的ではなく、関連市場に積極的に関与している独立した情報源から提供される市場データをいう。

4. 現金および現金同等物

| 米ドル | 2025年 | 2024年 |
|------|---------------|---------------|
| 取引口座 | 16,453 | 16,667 |
| | 16,453 | 16,667 |

5. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

| 米ドル | 2025年 | 2024年 |
|---------|----------------|----------------|
| 投資先ファンド | 178,242 | 128,247 |
| | 178,242 | 128,247 |

6. その他の支払債務

| 米ドル | 2025年 | 2024年 |
|---------|---------------|---------------|
| 未払運用報酬 | 2,040 | 235 |
| 未払専門家報酬 | 792 | 192 |
| 未払管理報酬 | 10,658 | 10,903 |
| | 13,490 | 11,330 |

7. 受益者に帰属する純資産

当ファンドはオープンエンド型ユニットトラストとして設立され、当初100米ドルを受託会社が受け取り、当ファンドのために受託会社が保有している。

受託会社は、管理会社および投資運用会社と協議の上、受託会社が決定する権利、優遇、制限を有する受益証券のクラスを、いつでも、随時、指定することができる。償還可能受益証券は、信託証書に従い、受託会社に代わって管理会社が申込日（すなわち、各暦月の第1営業日、および/または受託会社および投資運用会社と協議の上、管理会社が決定するその他の日）に、米ドル建または日本円（以下「円」という。）建の異なるクラスで発行することができる。米ドル建クラスI、クラスR、クラスPの募集価格は1口当たり10米ドル、日本円建クラスIおよびクラスRの募集価格は1口当たり1,000円である。

クラスI受益証券またはクラスR受益証券の受益者1人当たりの最低当初投資額は100,000米ドル（または通貨換算額）であり、米ドル建クラスP受益証券の場合は1,000,000米ドル、または受託会社が一般的もしくは特定の場合に、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に登録された当ファンドに適合するものとして決定するこれより低い金額である。クラスI受益証券またはクラスR受益証券に関する最低追加申込金額は10,000米ドル（または通貨換算額）であり、米ドル建クラスP受益証券の場合は500,000米ドルである。

2025年12月31日に終了した会計年度においては、米ドル建クラスR受益証券が発行された。一方、2024年12月31日に終了した会計年度においては、日本円建クラスR および米ドル建クラスRの各受益証券が発行された。

当期中の償還可能受益証券および受益者に帰属する純資産額の変動分析は以下の通りである。

| 受益証券口数 | 2025年 | | | 2024年 | | |
|--------|------------------|------------------|----|------------------|------------------|----|
| | 日本円建 クラス R | 米ドル建 クラス R | 合計 | 日本円建 クラス R | 米ドル建 クラス R | 合計 |
| | | | | | | |

| 発行済受益証券総数 | | | | | | |
|-------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 当期首残高 | 4,000 | 10,700 | 14,700 | - | - | - |
| 償還可能受益証券の発行 | - | 3,845 | 3,845 | 4,000 | 10,700 | 14,700 |
| 当期末残高 | 4,000 | 14,545 | 18,545 | 4,000 | 10,700 | 14,700 |

| 米ドル | 2025年 | | | 2024年 | | |
|--------------|------------------|------------------|---------|------------------|------------------|---------|
| | 日本円建 クラス R | 米ドル建 クラス R | 合計 | 日本円建 クラス R | 米ドル建 クラス R | 合計 |
| 発行済受益証券総数 | | | | | | |
| 当期首残高 | 25,697 | 107,887 | 133,584 | - | - | - |
| 償還可能受益証券の発行 | - | 39,361 | 39,361 | 25,684 | 107,000 | 132,684 |
| 受益者に属する純資産増加 | 1,368 | 6,892 | 8,260 | 13 | 887 | 900 |
| 当期末残高 | 27,065 | 154,140 | 181,205 | 25,697 | 107,887 | 133,584 |

償還可能受益証券は、評価日の65暦日前までに受益者から書面による通知を受ければ、償還日（各年の1月、4月、7月、10月の各第1営業日、および/または受託会社が決定するその他の日）に1口当たりの純資産価額で償還することができる。

クラスI受益証券、クラスR受益証券または米ドル建クラスP受益証券について、発行から12暦月未滿で解約される場合には、解約代金から5%の償還手数料が控除される。

受益者がある保有する受益証券の95%以上を償還する場合、当ファンドは、当該償還日について算出される純資産価額の変動に備えるため、償還代金の最大5%を留保金として控除・保留することができる。留保の要否および留保割合については、受託会社が投資運用会社と協議のうえ決定するものとする。かかる留保は、償還価額の減額として取り扱われる。

当ファンドの純資産価額の25%を超える口数の償還請求があった場合、管理会社は、償還日に受益証券を償還しようとするすべての受益者の間で、それらの償還請求を按分して削減し、合計で償還基準額に達する十分な償還のみを実施することができる。全額が満たされなかった償還請求は次の償還日に繰り越されるが、他の償還請求より優先されることはない。

8. 関連当事者

一方の当事者が他方の当事者を支配する能力を有している場合、または財務上もしくは経営上の意思決定において他方の当事者に重要な影響力を行使する能力を有している場合、当該当事者は関連性があるとみなされる。

関係者

| | |
|---------|------------------------------|
| 投資運用会社： | TORANOTEC投信投資顧問株式会社 |
| 管理会社： | エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド |
| 受託会社： | エイベックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド |

関連当事者との取引および残高

管理報酬

当ファンドは、TORANOTEC投信投資顧問株式会社を投資運用会社として任命し、当ファンドに対して投資運用および助言サービスを提供している。投資運用契約に基づき、投資運用会社はクラスI受益証券の純資産価額に対して1.0%の12分の1、クラスR受益証券の純資産価額に対して1.1%の12分の1、米ドル建クラス

P受益証券の純資産額に対して0.7%の12分の1に相当する額を、四半期ごとに管理報酬として受け取る。管理報酬は毎月計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年12月31日に終了した年度に発生した管理報酬は1,806米ドルであり（2024年：235米ドル）、2025年12月31日時点における未払管理報酬は2,040米ドルである（2024年：235米ドル）。

TORANOTEC投信投資顧問株式会社は、米ドル建クラスR受益証券に対して0米ドル（2024年：107,000米ドル）の初回出資を行った。当該受益証券は2025年12月31日に終了した年度中に売却されており、期末時点で保有されている受益証券はなかった。

受託報酬

受託会社は当ファンドの資産から、(i)純資産価額の年0.02%、(ii)年間15,000米ドルのいずれか大きい額の報酬を受け取る権利がある。2025年12月31日に終了した会計年度および2024年12月31日に終了した年度における受託報酬は当ファンドに代わって投資運用会社が負担した。

管理会社報酬

管理会社は当ファンドの資産から年間35,000米ドルの報酬を受け取る権利がある。2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計年度における管理会社報酬は当ファンドに代わって投資運用会社が負担した。

9. 金融リスク管理

効果的なリスク管理は、受益者に一貫して価値を付加するという当ファンドの目的に不可欠である。リスク管理の焦点は、リスクの特定、評価、管理、監視である。

当ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、通貨リスク、金利リスクを含む）、信用リスク、流動性リスクなど、さまざまな金融リスクにさらされている。

9.1 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の変動が当ファンドの収益または保有する金融商品の価値に影響を及ぼすリスクのことである。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容可能なパラメータの範囲内で管理・コントロールしつつ、リターンを最適化することである。

9.1.1 価格リスク

価格リスクとは、当ファンドの投資対象、その発行体の固有の要因、または市場で取引されるすべての商品に影響を与える要因によるかどうかにかかわらず、商品の市場価格が変動する結果、当ファンドが保有する金融商品の価値が変動するリスクのことである。

当ファンドは、投資先ファンドの価格リスクにさらされており、元本損失のリスクがある。投資運用会社は、上場またはその他の実現化が意図されている投資先ファンドに投資することにより投資の分散と選択を通じて、このリスクを緩和している。

当財務書類の注記5に開示されている当ファンドの投資先ファンドへの投資は、価格リスクにさらされている。

他のすべての変数が一定であると仮定した場合、2025年12月31日時点の個別市場価格が10%下落することが合理的にあり得るとすると、受益者に帰属する純資産は17,824米ドル（2024年：12,825米ドル）減少し、これは当ファンドの純資産の9.8%（2024年：9.6%）に相当することになる。

個別市場価格が上昇した場合は、同様に逆の効果をもたらす。

9. 金融リスク管理（続き）

9.1 市場リスク（続き）

9.1.1 価格リスク（続き）

2025年12月31日および2024年12月31日現在、採用した戦略別および投資地域別に、償還前の純資産の10%を超える公正価値の投資先ファンドへの投資エクスポージャーを以下の表に開示する。

| 米ドル | 戦略 | 地域 | 公正価値 | 償還前 純資産比 |
|--------------------|---------------------|--------|----------------|---------------|
| 2025年12月31日 | | | | |
| プリズム・インカム・ファンド | プライベート・ デット・ファンド | モーリシャス | 178,242 | 98.00% |
| | | | 178,242 | 98.00% |

| 米ドル | 戦略 | 地域 | 公正価値 | 償還前 純資産比 |
|--------------------|---------------------|--------|----------------|---------------|
| 2024年12月31日 | | | | |
| プリズム・インカム・ファンド | プライベート・ デット・ファンド | モーリシャス | 128,247 | 96.00% |
| | | | 128,247 | 96.00% |

9.1.2 通貨リスク

IFRS第7号で定義される通貨リスクは、将来の取引、認識された通貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債の価値が外国為替レートの変動により変動することにより発生する。IFRS第7号は、非貨幣性資産および負債に関連する外国為替エクスポージャーを、外国通貨リスクではなく市場価格リスクの構成要素とみなしている。しかし、投資運用会社はすべての外貨建資産および負債に係るエクスポージャーを監視している。

投資運用会社は、外国為替レートの将来の方向性と当ファンドへの潜在的な影響に関する見解を策定する場合、それを投資ポートフォリオの配分の決定に織り込む。当ファンドが米ドル建て以外の有価証券の価格に対する外国為替レートの変動に直接エクスポージャーを持つ一方、当ファンドが投資する特定の企業の収益に対する外国為替レートの変動の影響を、それらの企業の有価証券が米ドル建てであっても間接的に受ける可能性がある。投資運用会社は、当ファンドの金銭的および非金銭的な外国為替エクスポージャーを定期的に監視している。

2025年12月31日現在、当ファンドは米ドル以外の通貨建てで671米ドル（2024年：1,055米ドル）の現金および現金同等物を保有している。

他のすべての変数が一定であると仮定した場合、報告日時点で米ドルが外貨に対して5%（2024年：5%）弱くなると、受益者に帰属する純資産は34米ドル（2024年：53米ドル）減少することになる。

9. 金融リスク管理（続き）

9.1 市場リスク（続き）

9.1.3 金利リスク

金利リスクは、金利の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュフローが変動するリスクのことである。

当ファンドは金利変動の影響を受ける投資を保有していなかったため、当ファンドの期間損益の感応度は表示していない。

当ファンドは、市場金利の実勢水準の変動による公正価値キャッシュフローおよび金利リスクへのエクスポージャーが限定的である。

当ファンドの現金および現金同等物は有利子銀行預金で構成されている。これらの預金は短期市場金利口座に投資されているため、投資運用会社は、金利の変動が2025年12月31日現在および2024年12月31日現在の受益者に帰属する純資産のキャッシュフローに重要な影響を与えないと考えており、そのため感応度分析は行っていない。

9.2 流動性リスク

流動性リスクは、当ファンドが、支払期日が到来した債務を全額決済するのに十分な現金を確保できない、または著しく不利な条件でしか決済できない可能性があるリスクである。当ファンドは、四半期毎に償還可能受益証券の現金償還にさらされている。

当ファンドは、活発な市場で取引されていない非上場投資先ファンドに定期的に投資する場合がある。その結果、当ファンドの流動性要件を満たすために、これらの金融商品への投資を公正価値に近い金額で迅速に清算できないか、特定の発行体の信用力の悪化など特定の事象に対応できない可能性がある。

当ファンドの流動性管理に対するアプローチは、可能な限り、許容できない損失を被ることなく、また当ファンドの評判を傷つけるリスクを冒すことなく、通常の下況下でもストレスのかかった状況下でも、支払期日に債務を履行するのに十分な流動性を常に確保することである。流動性リスクは、所定の方針および手続きに従って投資運用会社が監視する。当ファンドの償還方針では、受益者は償還日に関連する評価日の65日前に通知を行うことが規定されている。

9. 金融リスク管理（続き）

9.2 流動性リスク（続き）

以下の表は、財政状態計算書の日付から契約上の満期日までの残存期間に基づく関連した満期グループの開示である。

| 米ドル | 7日未満 | 7日から 1ヵ月 | 1ヵ月から 12ヵ月 | 12ヵ月以上 | 保留 |
|-------------------------------|---------------|-------------|----------------|----------|----------|
| 2025年12月31日 | | | | | |
| 契約上のキャッシュ・インフロー | | | | | |
| 純損益を通じて 公正価値で測定される 金融資産 | - | - | 178,242 | - | - |
| 現金および現金同等物 | 16,453 | - | - | - | - |
| 契約上のキャッシュ・アウトフロー | | | | | |
| その他の支払債務 | - | - | -13,490 | - | - |
| 償還可能受益者に 帰属する純資産 | - | - | -181,205 | - | - |
| | 16,453 | - | -16,453 | - | - |

| 米ドル | 7日未満 | 7日から 1ヵ月 | 1ヵ月から 12ヵ月 | 12ヵ月以上 | 保留 |
|------------------------|------|-------------|---------------|--------|----|
| 2024年12月31日 | | | | | |
| 契約上のキャッシュ・インフロー | | | | | |

| | | | | | |
|-------------------------------|---------------|----------|----------------|----------|----------|
| 純損益を通じて 公正価値で測定される 金融資産 | - | - | 128,247 | - | - |
| 現金および現金同等物 | 16,667 | - | - | - | - |
| 契約上のキャッシュ・ア ウトフロー | | | | | |
| その他の支払債務 | - | - | -11,330 | - | - |
| 償還可能受益者に 帰属する純資産 | - | - | -133,584 | - | - |
| | 16,667 | - | -16,667 | - | - |

9. 金融リスク管理（続き）

9.3 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手方が債務を履行しないことにより当ファンドに財務上の損失をもたらすリスクのことをいう。当ファンドは、取引相手方または発行体が現金および現金同等物に関する契約上の債務を履行できない、または履行する意思がない結果として発生する信用関連損失のリスクにさらされている。信用リスクに関する当ファンドの方針は、特定の信用基準を満たす取引相手方とのみ取引を行うことにより、債務不履行のリスクが高いと考えられる取引相手方に対する信用エクスポージャーを最小限に抑えることである。信用リスクは、所定の方針および手続きに従って投資運用会社が監視する。

当ファンドの活動は、取引の決済時にリスクを生じさせる可能性があり、これにより契約上合意された現金、有価証券またはその他の資産の引渡義務を履行しない者による損失リスクにさらされる。大半の取引について、当ファンドはブローカーを通じて決済を行うことでこのリスクを軽減しているため、債務不履行のリスクは最小と考えられる。

リスク管理のため、当ファンドは信用リスク・エクスポージャーのすべての要素（個別債務不履行リスク、カントリーリスク、セクターリスクなど）を考慮し、統合している。報告日における当ファンドの最大信用リスク・エクスポージャーは、財政状態計算書の関連金融資産のそれぞれの帳簿価額で表される。

信用リスクの開示は、原金融商品がIFRS第9号の減損の開示の対象であるか否かに基づいて2つのセクションに区分される。

IFRS第9号の減損要件の対象となる金融資産

IFRS第9号における予想信用損失モデルの対象となる当ファンドの金融資産は、現金および現金同等物である。2025年12月31日および2024年12月31日現在、損失引当金は計上されておらず、個々の発行体または発行体グループに対する信用リスクの著しい集中もなく、償却原価で計上されている金融資産のうち、支払期日が経過したもまたは減損したものはなく、償却された金額もない。

IFRS第9号の減損要件が適用されない金融資産

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当ファンドは投資先ファンドへの投資について信用リスクにさらされているが、これらはFVTPLで測定されているため、IFRS第9号の減損要件は適用されない。IFRS第9号に基づくこれらの資産の帳簿価額は、金融商品に係る当ファンドの信用リスクに対する報告日時点の最大エクスポージャーを表しているためIFRS第9号の減損要件は適用されない。したがって、これらの金融商品については、信用リスクに対する最大エクスポージャーを個別に開示していない。

スタンダード&プアーズの格付けによる最大信用エクスポージャーおよびカウンターパーティ信用格付けは以下の通りである。

| 2025年 | | 2024年 | |
|--------|-----|--------|-----|
| S&P格付け | 米ドル | S&P格付け | 米ドル |

| | | | | |
|------------|-----|--------|-----|--------|
| 現金および現金同等物 | A-1 | 16,453 | A-1 | 16,667 |
|------------|-----|--------|-----|--------|

投資先ファンドへの投資について取得可能な信用格付はないが、投資運用会社は、これらの投資先ファンドは許容される信用品質を有していると判断している。

9. 金融リスク管理（続き）

9.4 資本リスク管理

当ファンドの資本は、償還可能受益証券の受益者に帰属する純資産で表され、財政状態計算書に表示される。当ファンドが資本を管理する目的は、受益者にリターンを提供し、その他のステークホルダーに利益を提供し、当ファンドの投資活動の発展を支える強固な資本基盤を維持するために、当ファンドの継続企業としての継続能力を保護することである。

資本構造を維持するため、当ファンドは以下の方針を実施している。

- ・同じ期間内に清算できると予想される資産に対して、四半期ごとの申込および償還の水準を監視する。
- ・当ファンドの募集文書に従い、新受益証券の償還および発行を行う。その際、償還を制限したり、一定の最低保有額や申込額を要求することができる。

受託会社および投資運用会社は、受益者に帰属する純資産価額に基づいて資本を監視する。

9.5 公正価値の見積り

公正価値測定

活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、期末日の取引終値における相場価格に基づいている。当ファンドは、金融資産と金融負債の両方について、最終取引市場価格を使用している。

活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するのに十分な頻度と量で、資産または負債の取引が行われている市場をいう。容易に入手可能な活発な相場価格のある投資、または活発な相場価格で公正価値を測定できる投資については、一般的に市場価格の観察可能性が高く、公正価値の測定に使用される判断の程度は低くなる。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。活発な市場が存在しない商品について、当ファンドは、通常、業界内で一般的に標準的と認識されている評価手法および技法に基づく内部開発モデルを使用することがある。

モデルのアウトプットは常に、確実に決定できない価値の推定値または近似値であり、採用される評価技法は、当ファンドが保有するポジションに関連するすべての要因を完全に反映していない可能性がある。そのため、評価額は、モデルリスク、流動性リスク、カウンターパーティ・リスクなどの追加的な要因を考慮するために、必要に応じて調整される。

IFRS第13号は、公正価値で測定され報告される投資についての開示強化を要求している。IFRS第13号は、公正価値で投資を測定する際に使用される市場価格の観察可能性レベルに優先順位をつけ、ランク付けする階層的開示の枠組みを確立している。市場価格の観察可能性は、投資の種類や投資特有の特性など、いくつかの要因に影響される。

投資先ファンドへの投資の評価

当ファンドの投資先ファンドへの投資は、各投資先ファンドの募集書類の条件に従う。投資先ファンドへの投資は、投資先ファンドの管理会社が決定した、各投資先ファンドの当該受益証券の最新の償還価格に基づいて評価される。当ファンドは、投資先ファンドから入手した報告情報の詳細を検討し、以下を考慮する。

9. 金融リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

公正価値測定（続き）

- ・投資先ファンドまたはその原投資の流動性
- ・提供される純資産価額（NAV）の起算日
- ・償還に関する制限
- ・会計の基礎、および会計の基礎が公正価値以外の場合には、投資先ファンドのアドバイザーが提供する公正価値についての情報

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される投資先ファンドへの投資で、入手可能な相場価格がないものの公正価値は、当該ファンドの各管理事務代行者が報告する現在の純資産価額、または1口当たり純資産価額に基づく。

2025年12月31日現在、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の100%（2024年：100%）は、上記の方針に従って公正価値が設定された投資先ファンドへの投資である。投資先ファンドの投資証券は公開取引されていないため、当ファンドによる償還は、各投資先ファンドの募集要項に定められた償還日に、必要な通知期間に従ってのみ可能である。当ファンドが投資先ファンドへの投資の償還を要求する権利の頻度は、償還によって異なる場合がある。その結果、投資先ファンドの帳簿価額は、最終的に償還時に実現される価額を示していない可能性がある。さらに、当ファンドが投資している投資先ファンドに投資している他の投資家の行動により、当ファンドが重大な影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは活発な市場で取引されておらず、その公正価値は評価技法を用いて決定される。評価額は主に、投資先ファンドの管理事務代行者が報告した、投資先ファンドの入手可能な最新の純資産価額に基づいている。

IFRS第13号では、当ファンドに対して公正価値測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

- ・レベル1のインプットは、企業が測定日において入手可能な、活発な市場における同一の資産または負債の相場価格（調整前）
- ・レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的または間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3のインプットは、資産または負債について観察可能でないインプット

公正価値測定全体を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要性のある最低レベルのインプットに基づいて決定される。この目的のため、インプットの重要性は、公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が観察可能なインプットを使用しており、観察可能でないインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、その測定はレベル3の測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価には、資産または負債に固有の要因を考慮した判断が求められる。

9. 金融リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

公正価値測定（続き）

何が「観察可能」であるかの判断は、当ファンドによる重要な判断が求められる。当ファンドでは、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的ではなく、市場取引によって裏付けられ、関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データとみなしている。

以下の表は、2025年12月31日現在、公正価値で測定される当ファンドの金融資産を公正価値ヒエラルキーで分析したものである。

| 米ドル | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|-------------|------|------|------|----|
| 2025年12月31日 | | | | |

**純損益を通じて公正価値で測定される
金融資産**

| | | | | |
|---------|---|---|----------------|----------------|
| 投資先ファンド | - | - | 178,242 | 178,242 |
| | - | - | 178,242 | 178,242 |

以下の表は、2024年12月31日現在、公正価値で測定される当ファンドの金融資産を公正価値ヒエラルキーで分析したものである。

| 米ドル | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|-----------------------------------|------|------|----------------|----------------|
| 2024年12月31日 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産 | | | | |
| 投資先ファンド | - | - | 128,247 | 128,247 |
| | - | - | 128,247 | 128,247 |

投資先ファンドは活発な市場で取引されておらず、各投資先ファンドの管理事務代行者から報告された投資先ファンドの純資産価額を用いて公正評価している。これらの投資先ファンドについて、経営陣は、当ファンドが財政状態計算書の日付の1口当たり純資産価額で投資先ファンドの投資を償還できたと考えている。

レベル3に分類された投資は、1本の投資先ファンドで構成されており、投資先ファンドの管理事務代行者が報告した純資産価額を参照して公正評価されている。

投資運用会社は、レベル3の評価を定期的に見直し、業界内で一般的に標準的と認識されている様々な評価方法および評価技法を用いて、評価モデルのインプットおよび評価結果の妥当性を検討している。最も適切な評価モデルを選択する際、投資運用会社はバックテストを実施し、歴史的にどのモデルの結果が実際の市場取引に最も近いかを検討している。

9. 金融リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

レベル3のヒエラルキー内の観察不能なインプットの著しい変動に対する感応度分析

2025年12月31日および2024年12月31日現在、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類され、公正価値測定に使用される観察可能でない重要なインプットおよび定量的感応度分析は以下のとおりである。

| 説明 | 2025年12月31日 の公正価値 | 評価技法 | 観察可能 でない インプット | 合理的に 起こりうる 変動+/- (絶対値) | 評価額の変更 +/- |
|------------------------|----------------------|-------|----------------------|---------------------------------|---------------|
| プリズム・ インカム・ ファンド | 178,242米ドル | 純資産価額 | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| 説明 | 2024年12月31日 の公正価値 | 評価技法 | 観察可能 でない インプット | 合理的に 起こりうる 変動+/- (絶対値) | 評価額の変更 +/- |

| | | | | | |
|------------------------|------------|-------|------|------|------|
| プリズム・ インカム・ ファンド | 128,247米ドル | 純資産価額 | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
|------------------------|------------|-------|------|------|------|

評価技法

当ファンドの投資運用会社は、この投資先ファンドの評価に使用される評価技法とインプットが合理的で適切であることを確認するため、この投資先ファンドの純資産価額を公正価値測定のインプットとして使用する場合があります。このようなファンドの投資証券の取引は定期的に発生するものではない。この公正価値を測定するにあたり、投資先ファンドの純資産価額は、償還の制限、ロックアップ期間、将来のコミットメント、および投資先ファンドと投資運用会社のその他の特定の要因を反映するため必要に応じて調整される。

評価プロセス

受託会社は、投資市場に関する知識に基づき、最新の評価額を検討した。評価査定は公開情報に基づいて行われ、2025年12月31日および2024年12月31日現在の既存の事実と状況を反映している。評価査定はまた、投資運用会社を実施するクオリティ・レビュー手続きの対象となる。投資運用会社は、評価計算の情報を関連文書および市場情報と一致させることにより、直近の評価で適用した主要なインプットを検証する。

9. 財務リスク管理（続き）

9.5 公正価値の見積り（続き）

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日現在のレベル3の商品の公正価値のすべての変動に關し調整した表である。

| 米ドル | 2025年 | 2024年 |
|--|----------------|------------------|
| 期首残高 | 128,247 | 7,293,875 |
| 投資ファンドの購入 | 38,357 | 126,811 |
| 投資ファンドの売却 | - | -7,293,875 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純未実現利益 | 11,638 | 1,436 |
| 期末残高 | 178,242 | 128,247 |
| 期末時点で保有し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の未実現評価損益に含まれるレベル3の資産の未実現評価損益の変動 | 11,638 | 1,436 |

2025年12月31日に終了した年度にレベル間の移動はなかった（2024年：該当なし）。

10. 報告日以降の出来事

取締役は、継続企業としての前提に重要な疑義を生じさせるような不確実性が存在しないことを確認しており、また、報告日から財務書類が承認された2026年6月18日までの間に、その他の重要な事象は発生していない。

11. 財務書類の承認

財務書類は2026年6月18日に受託会社により承認され、発行が許可された。

(3) 【投資有価証券明細表等】

本ファンドの投資有価証券明細表等については、「(2) 損益計算書」の項目に記載したファンドの「注記9.1.1 価格リスク」をご参照ください。

[次へ](#)

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Statement of Financial Position**
As at 31 December 2025

| <i>In US Dollars</i> | Notes | 2025 | 2024 |
|---|--------------|----------------|----------------|
| ASSETS | | | |
| Non-current assets | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss | 5 | 178,242 | 128,247 |
| Current assets | | | |
| Cash and cash equivalents | 4 | 16,453 | 16,667 |
| Total assets | | 194,695 | 144,914 |
| LIABILITIES | | | |
| Current liabilities | | | |
| Other payables | 6 | 13,490 | 11,330 |
| Total liabilities excluding net assets attributable to unitholders | | 13,490 | 11,330 |
| Net assets attributable to unitholders | | 181,205 | 133,584 |
| Total liabilities | | 194,695 | 144,914 |

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Statement of Comprehensive Income**
For the year ended 31 December 2025

| <i>In US Dollars</i> | Notes | 2025 | 2024 |
|---|--------------|---------------|--------------|
| Income | | | |
| Net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss | 9.5 | 11,638 | 1,436 |
| Net foreign exchange gains/(losses) on cash and cash equivalents | | 11 | (40) |
| Total income | | 11,649 | 1,396 |
| Expenses | | | |
| Management fees | 8 | 1,806 | 235 |
| Professional fees | | 1,478 | 192 |
| Bank charges | | 105 | 69 |
| Total expenses | | 3,389 | 496 |
| Increase in net assets attributable to unitholders | | 8,260 | 900 |

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Statement of Changes in net assets attributable to redeemable unitholders**
For the year ended 31 December 2025

| <i>In US Dollars</i> | Note | 2025 | 2024 |
|--|------|----------------|----------------|
| Net assets attributable to unitholders at 1 January | | 133,584 | - |
| Issuance of redeemable units | 7 | 39,361 | 132,684 |
| Increase in net assets attributable to unitholders | | 8,260 | 900 |
| Net assets attributable to unitholders at 31 December | | 181,205 | 133,584 |

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Statement of Cash Flows
For the year ended 31 December 2025**

| <i>In US Dollars</i> | Note | 2025 | 2024 |
|---|----------|------------------------|---------------------------|
| Cash flows from operating activities | | | |
| Increase in net assets attributable to unitholders | | 8,260 | 900 |
| <i>Adjustments for:</i> | | | |
| Net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss | | (11,638) | (1,436) |
| Net foreign exchange (gains)/losses on cash and cash equivalents | | (11) | 40 |
| | | <u>(3,389)</u> | <u>(496)</u> |
| Increase/(decrease) in other payables | | 2,160 | (57,680) |
| (Purchases)/sales of financial assets at fair value through profit or loss | | <u>(38,357)</u> | <u>6,155,735</u> |
| Net cash (used in)/generated from operations | | <u>(39,586)</u> | <u>6,097,559</u> |
| Net cash (used in)/generated from operating activities | | <u>(39,586)</u> | <u>6,097,559</u> |
| Cash flows from financing activities | | | |
| Proceeds from issuance of redeemable units | | 39,361 | 132,684 |
| Payment on redemption of redeemable shares | | - | (6,346,753) |
| Net cash generated from/(used in) financing activities | | <u>39,361</u> | <u>(6,214,069)</u> |
| Net decrease in cash and cash equivalents | | (224) | (116,510) |
| Cash and cash equivalents at the beginning of the year | | 16,667 | 133,217 |
| Exchange gains/(losses) on cash and cash equivalents | | 11 | (40) |
| Cash and cash equivalents at the end of the year | 4 | <u>16,453</u> | <u>16,667</u> |

Accompanying notes are an integral part of the financial statements.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****1. General information**

Jewel Box Fund (the "Fund") is an open-ended unit trust established by the Trust Deed and is registered as an exempted trust under the Trust Act (Revised) of the Cayman Islands on 18 March 2022. The Fund has been established for a finite period and will terminate 149 years after its establishment unless terminated earlier. The Fund was registered under Section 4(3) of the Mutual Funds Act (2021 Revision) of the Cayman Islands on 1 June 2022 with registration number 1976214 and commenced operations on 16 September 2022.

The Fund has been structured as an investment fund to allow its unitholders to collectively invest in accordance with the investment objective and strategies. The investment objective of the Fund is to pursue stable returns in mid-long term, maintaining low correlation with traditional asset classes, by diversified investments into alternative assets in the form of fund of funds. In order to achieve the investment objective, the Investment Manager will invest the assets of the Fund primarily in underlying funds of private market or alternative strategies.

The investment activities of the Fund are managed by TORANOTEC Asset Management Ltd. (the "Investment Manager"), and the administration of the Fund is delegated to Apex Fund Services (Cayman) Ltd. (the "Administrator").

2. Material accounting policies

The material accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below.

2.1 Basis of preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with IFRS[®] Accounting Standards ("IFRS") as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB") and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB along with the requirements of the Trust Deed. IFRS comprise the following authoritative literature:

- IFRS Accounting Standards
- IAS[®] Standards
- Interpretations developed by the IFRS Interpretations Committee (IFRIC[®] Interpretations) or its predecessor body, the Standing Interpretations Committee (SIC[®] Interpretations).

The financial statements have been prepared on the historical cost basis, except for financial instruments at fair value through profit or loss, which are measured at their fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee to exercise its judgement in the process of applying the Fund's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements, are disclosed in Note 3.

The Investment Manager commits to cover all or a portion of the Fund's operating costs, as may be necessary, to ensure the continuity of the Fund in the next twelve months after the year ended 31 December 2025. The Investment Manager has no reason to believe that the Fund will not continue as a going concern in the year ahead and has adopted the going concern basis in preparing the financial statements. The Investment Manager has established that there is no material uncertainty that casts doubt on the ability of the Fund to continue as a going concern.

2.2 New standards, amendments and interpretations*(a) Standards and amendments to existing standards effective 1 January 2025*

There are no standards, amendments to standards or interpretations that are effective for annual periods beginning on 1 January 2025 that have a material effect on the financial statements of the Fund.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****2. Material accounting policies (continued)****2.2 New standards, amendments and interpretations (continued)**

(b) Standards, amendments and interpretations that are not yet effective and have not been early adopted by the Fund

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for periods beginning on or after 1 January 2025 and have not been early adopted in preparing these financial statements.

- IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements (effective 1 January 2027)
- Classification and Measurement of Financial Instruments – Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, and Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11 (effective 1 January 2026)
- IAS 7 Statement of Cash Flows: Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11 - Cost method (effective 1 January 2026)

None of the above new standards, amendments to standards and interpretations are expected to have a material effect on the financial statements of the Fund. The above standards and amendments will be adopted by the Fund when applicable and its material impact will be assessed when effective.

2.3 Structured entities

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. A structured entity often has some or all of the following features or attributes: (a) restricted activities, (b) a narrow and well-defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors, (c) insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support and (d) financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks (tranches).

The Fund considers all its investments in other funds (“Investee Funds”) to be investments in unconsolidated structured entities. The Fund invests in Investee Funds whose objectives range from achieving medium to long term capital growth. The Investee Funds are managed by unrelated asset managers and apply various investment strategies to accomplish their respective investment objectives. The Investee Funds finance their operations by issuing limited partnership interests or redeemable units which are puttable at the holder’s option and entitles the holder to a proportional stake in the respective fund’s net assets. The Fund holds limited partnership interests or redeemable units in each of its Investee Funds.

The change in fair value of each Investee Fund is included in the Statement of Comprehensive Income in ‘net realised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss’ or ‘net unrealised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss’.

2.4 Foreign currency translation*(a) Functional and presentation currency*

The Fund’s subscriptions and redemptions of redeemable units are denominated in United States Dollar (“US Dollar” or “US\$”). The performance of the Fund is measured and reported to investors in US Dollar. Management considers the US Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions. The financial statements are presented in US Dollar, which is the Fund’s functional and presentation currency.

(b) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the Statement of Financial Position date. Foreign exchange gains and losses arising from translation are included in the Statement of Comprehensive Income.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****2. Material accounting policies (continued)****2.4 Foreign currency translation (continued)***(b) Transactions and balances (continued)*

Foreign exchange gains and losses relating to cash and cash equivalents are presented in the Statement of Comprehensive Income within 'net foreign exchange gains or losses on cash and cash equivalents'.

Foreign exchange gains or losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the Statement of Comprehensive Income within 'net realised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss' or 'net unrealised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss'.

2.5 Financial instruments**2.5.1 Classification**

In accordance with IFRS 9 Financial Instruments, financial assets and liabilities are classified into the following measurement categories:

- Those to be measured subsequently at fair value through other comprehensive income ("FVOCI"), and fair value through profit or loss ("FVTPL").
- Those to be measured at amortised cost.

The classification of the categories depends on the Fund's business model for managing financial assets and liabilities, and the contractual cash flow characteristics of the financial assets and financial liabilities.

The Fund's investment in financial assets and liabilities is classified at FVTPL. None of the Fund's financial assets and liabilities are held at FVOCI at year end.

Financial assets are measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") if:

- Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding; or
- It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

The Fund classifies its investment in Investee Funds at FVTPL.

Financial assets measured at amortised cost

A financial asset is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding. The Fund includes in this category cash and cash equivalents.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at fair value through profit or loss. The Fund includes in this category accounts payable and accrued expenses.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****2. Material accounting policies (continued)****2.5 Financial instruments (continued)****2.5.2 Recognition, derecognition and measurement**

Regular purchases and sales of investments are recognised on the trade-date, the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Financial assets at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the financial assets have expired or have been transferred and the Fund has transferred substantially all the risks and rewards of ownership.

Subsequent to initial recognition, all financial assets at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income within the 'net realised and unrealised gains/(losses) in fair value on financial assets at fair value through profit or loss' in the period in which they arise.

2.5.3 Fair value measurement principles

IFRS 13 defines fair value as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date under current market conditions.

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the Statement of Financial Position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss of the Statement of Comprehensive Income.

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets are based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The Fund utilises the last traded market price for both financial assets and financial liabilities where the last traded price falls within the bid-ask spread. In circumstances where the last traded price is not within the bid-ask spread, management will determine the point within the bid-ask spread that is most representative of fair value.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined using valuation techniques. The Fund uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each reporting date. Valuation techniques used include the use of comparable recent ordinary transactions between market participants, reference to other instruments that are substantially the same and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs. Fair value measurements are classified into a fair value hierarchy based on the significance of the inputs used in making the measurements. The hierarchy comprises three levels (Level 1, Level 2 and Level 3). Further details are provided in note 9.5.

The Investment Manager may, at its discretion, permit any other method of valuation to be used if they consider that such method of valuation better reflects fair value and is in accordance with sound accounting practice.

2.5.4 Transfers between levels of the fair value hierarchy

There were no transfers between the levels of the fair value hierarchy during the year ended 31 December 2025 and 31 December 2024.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****2. Material accounting policies (continued)****2.6 Expected credit losses on financial assets measured at amortised cost**

At each reporting date, the Fund shall measure the loss allowance on financial assets measured at amortised cost at an amount equal to the lifetime expected credit losses if the credit risk has increased significantly since initial recognition. If, at the reporting date, the credit risk has not increased significantly since initial recognition, the Fund shall measure the loss allowance at an amount equal to 12-month expected credit losses. Significant financial difficulties of the counterparty, probability that the counterparty will enter bankruptcy or financial reorganisation, and defaults in payment are all considered indicators that amounts may be credit impaired. If the credit risk increases to the point that it is considered to be credit impaired, interest income will be calculated based on the net carrying amount (after deduction of the loss allowance). A significant increase in credit risk is defined by management as any contractual payment which is more than 30 days past due. Any contractual payment which is more than 90 days past due is considered credit impaired.

2.7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include deposits held at call with banks and other short-term investments in an active market with original maturities of three months or less.

2.8 Accrued expenses

Accrued expenses are recognised initially at fair value and subsequently stated at amortised cost using the effective interest method.

2.9 Redeemable interest in the Fund

The Fund issues two classes (2024: two class) of redeemable units, which are redeemable at the unitholder's option and such redeemable units are classified as liabilities. The Fund classifies its redeemable units as liabilities, as the Fund has more than one class of redeemable units in issue which do not have identical rights and is redeemable at the unitholder's option. Redeemable units can be redeemed at any Redemption Day as the Trustee may determine for cash equal to a proportionate share of the Fund's net asset value.

The redeemable units are carried at amortised cost which corresponds to the redemption amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the unitholder exercises the right to redeem units. Redeemable units are issued and redeemed at the unitholder's option at prices based on the Fund's net asset value per share at the time of issue or redemption. The Fund's net asset value per share is calculated by dividing the net assets attributable to the unitholders of each class of redeemable units with the total number of outstanding redeemable units for each respective class. In accordance with the provisions of the Fund's regulations, investment positions are valued based on the last traded market price for the purpose of determining the net asset value per share for subscriptions and redemptions.

2.10 Taxation

The Fund is not subject to any income, withholding or capital gains taxes in the Cayman Islands. The Fund is registered as an exempted trust pursuant to section 74 of the Trust Act (Revised) of the Cayman Islands. The Fund has applied for a tax exemption certificate from the Financial Secretary of the Cayman Islands, which, if granted, will provide that, for a period of up to 50 years from the date of the creation of the Fund, no law that is thereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains, or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any property comprised in the Fund, or to any income arising under the Fund or to the Trustee or to the unitholders in respect of any such property or income.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****2. Material accounting policies (continued)****2.10 Taxation (continued)**

Unitholders will not be subject to any income, withholding or capital gains taxes in the Cayman Islands, with respect to the redeemable units owned by them and distributions received on such redeemable units, nor will they be subject to any estate or inheritance taxes in the Cayman Islands.

It is possible that certain dividends, interest and other income received by the Fund from sources within certain countries will be subject to withholding taxes imposed by such countries. In addition, the Fund may also be subject to capital gains taxes or other taxes in some of the countries where it purchases and sells securities or otherwise conducts business. It is impossible to predict in advance the rate of tax that will be paid since the amount of the assets of the Fund to be invested in various countries is uncertain.

3. Use of significant accounting estimates and judgements

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the Trustee to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised and in any future periods affected.

Estimates and assumptions

Management makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities are outlined below.

Fair value of investments in other funds

The fair value of investments in Investee Funds that are not quoted in an active market is determined by the net asset value issued by the administrators of the Investee Funds, as the net asset value represents the price at which the Fund can redeem its investments in such Investee Funds at the end of reporting period. The Investment Manager considers the above valuation approach as the best estimate of the fair value of the Investee Funds.

If the net asset value of the Investee Funds is not available or the Investment Manager considers that such net asset value is not reflective of the fair value, the Investment Manager may exercise judgment and discretion to determine the fair value of the Investee Funds. The Fund may determine the value of Investee Funds using its own models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognised as standard within the industry.

Models use observable data, to the extent practicable. However, areas such as credit risk (both own and counterparty), volatilities and correlations require management to make estimates. Changes in assumptions about these factors could affect the reported fair value of financial instruments. The sensitivity to unobservable inputs is based on the expectation of reasonable possible shifts in these inputs, taking into consideration historical volatility and estimations of future market movements.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****4. Cash and cash equivalents**

| <i>In US Dollars</i> | 2025 | 2024 |
|----------------------|---------------|---------------|
| Trading accounts | 16,453 | 16,667 |
| | <u>16,453</u> | <u>16,667</u> |

5. Financial assets at fair value through profit or loss

| <i>In US Dollars</i> | 2025 | 2024 |
|----------------------|----------------|----------------|
| Investee Funds | 178,242 | 128,247 |
| | <u>178,242</u> | <u>128,247</u> |

6. Other payables

| <i>In US Dollars</i> | 2025 | 2024 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| Management fee payable | 2,040 | 235 |
| Professional fees payable | 792 | 192 |
| Payable to manager | 10,658 | 10,903 |
| | <u>13,490</u> | <u>11,330</u> |

7. Net assets attributable to unitholders

The Fund was established as an open-ended unit trust with an initial sum of US\$100 which was received by the Trustee and will be held by the Trustee on behalf of the Fund.

The Trustee may at any time and from time to time, designate a class of units with such rights, preferences and limitations as the Trustee, in consultation with the Management Company and the Investment Manager, may determine. Redeemable units may be issued on a subscription day (i.e. the first business day of each calendar month and/or such other days as the Management Company, in consultation with the Trustee and the Investment Manager may determine) in different classes by the Management Company on behalf of the Trustee in accordance with the Trust Deed, which are denominated in either US Dollar or Japanese Yen ("JPY"). The offering price for USD-class units: Class I-USD, Class R-USD and Class P-USD units is US\$10 per unit and JPY-class units: Class I-JPY and Class R-JPY is JPY1,000 per unit.

The minimum initial investment per unitholder in Class I units or Class R units is US\$100,000 (or currency equivalent) and for Class P-USD units is \$1,000,000 or such lesser amount as the Trustee may generally or in any particular case determine, provided that such lesser amount is consistent with the Fund being registered under section 4(3) of the Mutual Funds Act as may be amended from time to time. The minimum additional subscription amount in respect of Class I units or Class R units is US\$10,000 (or currency equivalent) and for Class P-USD units is US\$500,000.

For the year ended 31 December 2025, Class R-USD units have been issued and for the year ended 31 December 2024, Class R-JPY and Class R-USD units have been issued.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****7. Net assets attributable to unitholders (continued)**

The analysis of movements in the number of redeemable units and net assets attributable to unitholders during the year is as follows:

| <i>In units</i> | 2025 | | | 2024 | | |
|--|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|
| | Class R- JPY | Class R- USD | Total | Class R- JPY | Class R- USD | Total |
| <i>Issued and fully paid number of units</i> | | | | | | |
| Balance at beginning of the year | 4,000 | 10,700 | 14,700 | - | - | - |
| Issuance of redeemable units | - | 3,845 | 3,845 | 4,000 | 10,700 | 14,700 |
| Balance at the end of the year | 4,000 | 14,545 | 18,545 | 4,000 | 10,700 | 14,700 |

| <i>In US Dollars</i> | 2025 | | | 2024 | | |
|--|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| | Class R- JPY | Class R- USD | Total | Class R- JPY | Class R- USD | Total |
| <i>Issued and fully paid redeemable units</i> | | | | | | |
| Balance at beginning of the year | 25,697 | 107,887 | 133,584 | - | - | - |
| Issuance of redeemable units | - | 39,361 | 39,361 | 25,684 | 107,000 | 132,684 |
| Increase in net assets attributable to unitholders | 1,368 | 6,892 | 8,260 | 13 | 887 | 900 |
| Balance at the end of the year | 27,065 | 154,140 | 181,205 | 25,697 | 107,887 | 133,584 |

Redeemable units may be redeemed on the redemption date (i.e. the first business day in each of January, April, July and October in each year and/or such other days as the Trustee may determine) at the net asset value per share upon receiving 65 calendar days' written notice prior to valuation date from a unitholder.

A redemption fee of five per cent (5%) will be deducted from the redemption proceeds payable on the redemption of any Class I units, Class R units or Class P-USD units which have been in issue for less than 12 calendar months.

If a unitholder redeems ninety-five per cent (95%) or more of its units, the Fund may hold back and retain up to five per cent (5%) of the redemption proceeds as a reserve against changes to the Net Asset Value calculated with respect to that Redemption Day. The Trustee, in consultation with the Investment Manager, will determine whether and what percentage of redemption proceeds to retain. Any such retention shall be treated as a reduction of the Redemption Price.

If redemption requests for the redemption of units in aggregate of more than 25% of the net asset value of the Fund, the Management Company may reduce those redemption requests rateably and pro rata amongst all unitholders seeking to redeem units on the redemption date and to carry out only sufficient redemptions which, in aggregate, amount to the redemption threshold. Redemption requests which are not satisfied in full will be carried forward to the next redemption date but will not have any priority over other redemption requests.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****8. Related parties**

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Relationships

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| Investment Manager: | TORANOTEC Asset Management Ltd. |
| Management Company: | Emerging Asset Management Ltd. |
| Trustee: | Apex Fund Services (Cayman) Ltd. |

Related party transactions and balances*Management fee*

The Fund has appointed TORANOTEC Asset Management Ltd. as the Investment Manager to provide investment management and advisory services to the Fund. Pursuant to the investment management agreement, the Investment Manager will receive a management fee equal to one twelfth of 1.0% per quarter of the net asset value of Class I units, one twelfth of 1.1% per quarter of the net asset value of Class R units and one twelfth of 0.7% per quarter of the net asset value of Class P-USD units. The management fee will be calculated monthly and will be payable quarterly in arrears.

Management fees incurred for the year ended 31 December 2025 amounted to US\$1,806 (2024: US\$235) and the balance payable at 31 December 2025 amounted to US\$2,040 (2024: US\$235).

TORANOTEC Asset Management provided US\$ Nil (2024:US\$107,000) initial subscription to class R-USD as seed capital. The units were sold during the year ended 31 December 2025, and no units were held at the year end.

Trustee fee

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee equal to the greater of (i) 0.02% of the Net Asset Value per annum and (ii) US\$15,000 per annum. For the year ended 31 December 2025 and 31 December 2024, Trustee fees were incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

Management Company fee

The Management Company is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee of US\$35,000 per annum. For the year ended 31 December 2025 and 31 December 2024, Management Company fees were incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

9. Financial risk management

Effective risk management is integral to the Fund's objective of consistently adding value to unitholders. The focus of risk management is on identifying, assessing, managing, and monitoring risk.

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, currency risk and interest rate risk), credit risk and liquidity risk.

9.1 Market risk

Market risk is the risk that changes in the market prices will affect the Fund's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****9. Financial risk management (continued)****9.1 Market risk (continued)****9.1.1 Price risk**

Price risk is the risk that the value of a financial instrument fluctuates as a result of changes in market prices of instruments held whether caused by factors specific to the underlying investments of the Fund, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market.

The Fund is exposed to price risk on investments held in Investee Funds which presents a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through diversification and selection of investments by investing in underlying funds which are listed or otherwise intended to be realised.

The Fund's investment in Investee Funds as disclosed in Note 5 of these financial statements are subject to price risk.

Assuming that all other variables remain constant, a reasonably possible weakening in the individual market prices of 10% at 31 December 2025, would result in a decrease in the net assets attributable to unitholders of US\$17,824 (2024: US\$12,825), which represents 9.8% (2024: 9.6%) of the Fund's net assets.

A strengthening of individual market prices would have an equal but opposite effect.

At 31 December 2025 and 31 December 2024, the exposure to investments in Investee Funds at fair value greater than 10% of the net assets by strategy employed and exposure to various geographical regions is disclosed in the following table.

| <i>In US Dollars</i> | Strategy | Geographical region | Fair value | % of net assets before redemption |
|-------------------------|-------------------|---------------------|----------------|-----------------------------------|
| 31 December 2025 | | | | |
| Prism Income Fund | Private debt fund | Mauritius | 178,242 | 98.00% |
| | | | 178,242 | 98.00% |
| <i>In US Dollars</i> | Strategy | Geographical region | Fair value | % of net assets before redemption |
| 31 December 2024 | | | | |
| Prism Income Fund | Private debt fund | Mauritius | 128,247 | 96.00% |
| | | | 128,247 | 96.00% |

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****9. Financial risk management (continued)****9.1 Market risk (continued)****9.1.2 Currency risk**

Currency risk, as defined in IFRS 7, arises as the value of future transactions, recognised monetary assets and monetary liabilities denominated in other currencies fluctuate due to changes in foreign exchange rates. IFRS 7 considers the foreign exchange exposure relating to non-monetary assets and liabilities to be a component of market price risk and not foreign currency risk. However, the Investment Manager monitors the exposure on all foreign currency denominated assets and liabilities.

When the Investment Manager formulates a view on the future direction of foreign exchange rates and the potential impact on the Fund, the Investment Manager factors that into their investment portfolio allocation decisions. While the Fund has direct exposure to foreign exchange rate changes on the price of non-US Dollar denominated securities, it may also be indirectly affected by the impact of foreign exchange rate changes on the earnings of certain companies in which the Fund invests, even if those companies' securities are denominated in US\$. The Investment Manager regularly monitors the Fund's monetary and non-monetary foreign exchange exposure.

At 31 December 2025, the Fund held cash and cash equivalents amounting to US\$671 (2024: US\$1,055) denominated in a currency other than the US Dollar.

Assuming that all other variables remain constant, a 5% (2024: 5%) weakening of the US Dollar against foreign currencies at the reporting date, would have decreased net assets attributable to unitholders by US\$34 (2024: US\$53).

9.1.3 Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in interest rates.

No sensitivity of the Fund's profit or loss for the year has been presented as the Fund did not hold any investments that are affected by changes in interest rates.

The Fund is subjected to limited exposure to fair value cash flow and interest rate risk due to fluctuations in prevailing levels of market interest rates.

The Fund's cash and cash equivalents consists of interest-bearing bank deposits. As these deposits are invested in short-term market interest rates accounts, the Investment Manager considers the movement in interest rates will not have significant cash flow impact on the net assets attributable to unitholders at 31 December 2025 and 31 December 2024 and accordingly, have not presented a sensitivity analysis.

9.2 Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund may not be able to generate sufficient cash resources to settle its obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous. The Fund is exposed to quarterly cash redemptions of redeemable units.

The Fund may periodically invest in unlisted investee funds that are not traded in an active market. As a result, the Fund may not be able to quickly liquidate its investments in these instruments at an amount close to their fair value to meet its liquidity requirements or be able to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer.

The Fund's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Fund's reputation. Liquidity risk is monitored by the Investment Manager in accordance with policies and procedures in place. The Fund's redemption policy stipulates that unitholders must provide 65 days' notice prior to valuation date relevant to the redemption date.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS

Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025

9. Financial risk management (continued)

9.2 Liquidity risk (continued)

The following table discloses the relevant maturity groupings based on the remaining period, at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date:

| <i>In US Dollars</i> | Less than 7 days | 7 days to 1 month | 1 to 12 months | More than 12 months | Suspended |
|---|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------------------|------------------|
| 31 December 2025 | | | | | |
| Contractual cash inflows | | | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss | - | - | 178,242 | - | - |
| Cash and cash equivalents | 16,453 | - | - | - | - |
| Contractual cash outflows | | | | | |
| Other payables | - | - | (13,490) | - | - |
| Net assets attributable to redeemable unitholders | - | - | (181,205) | - | - |
| | 16,453 | - | (16,453) | - | - |
| 31 December 2024 | | | | | |
| Contractual cash inflows | | | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss | - | - | 128,247 | - | - |
| Cash and cash equivalents | 16,667 | - | - | - | - |
| Contractual cash outflows | | | | | |
| Other payables | - | - | (11,330) | - | - |
| Net assets attributable to redeemable unitholders | - | - | (133,584) | - | - |
| | 16,667 | - | (16,667) | - | - |

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****9. Financial risk management (continued)****9.3 Credit risk**

Credit risk is the risk that the counterparty to a financial instrument will cause a financial loss for the Fund by failing to discharge an obligation. The Fund is exposed to the risk of credit-related losses that can occur as a result of a counterparty or issuer being unable or unwilling to honour its contractual obligations on cash and cash equivalents. The Fund's policy over credit risk is to minimise its credit exposure to counterparties with perceived higher risk of default by dealing only with counterparties meeting specific credit standards. Credit risk is monitored by the Investment Manager in accordance with policies and procedures in place.

The Fund's activities may give rise to risk at the time of settlement of transactions which exposes it to the risk of loss due to the failure of an entity to honour its obligations to deliver cash, securities or other assets as contractually agreed. For the majority of transactions, the Fund mitigates this risk by conducting settlements through a broker therefore the risk of default is considered minimal.

For risk management purposes, the Fund considers and consolidates all elements of credit risk exposure (such as individual default risk, country and sector risk). The Fund's maximum credit risk exposure at the reporting date is represented by the respective carrying amounts of the relevant financial assets in the Statement of Financial Position.

Credit risk disclosures are segmented into two sections based on whether the underlying financial instrument is subject to IFRS 9's impairment disclosures or not.

Financial assets subject to IFRS 9's impairment requirements

The Fund's financial assets subject to the expected credit loss model within IFRS 9 are cash and cash equivalents. As at 31 December 2025 and 31 December 2024, no loss allowance has been provided and there were no significant concentrations of credit risk to any individual issuer or group of issuers nor were any financial assets carried at amortised cost past due or impaired and no amounts have been written off.

Financial assets not subject to IFRS 9's impairment requirements

At 31 December 2025 and 31 December 2024, the Fund is exposed to credit risk on investments in Investee Funds and are not subject to IFRS 9's impairment requirements as they are measured at FVTPL. The carrying value of these assets, under IFRS 9 represents the Fund's maximum exposure to credit risk on financial instruments not subject to the IFRS 9's impairment requirements at the reporting date. Hence, no separate maximum exposure to credit risk disclosure is provided for these instruments.

The maximum credit exposure and counterparty credit ratings, as rated by Standard & Poor's are as follows:

| | 2025 | | 2024 | |
|---------------------------|------------|--------|------------|--------|
| | S&P Rating | US\$ | S&P Rating | US\$ |
| Cash and cash equivalents | A-1 | 16,453 | A-1 | 16,667 |

No credit ratings were available for investment in Investee Funds, however the Investment Manager is of the opinion that these Investee Funds have an acceptable credit quality.

JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS**Notes to the Financial Statements**
for the year ended 31 December 2025**9. Financial risk management (continued)****9.4 Capital risk management**

The capital of the Fund is represented by the net assets attributable to unitholders of redeemable units and shown in the Statement of Financial Position. The Fund's objective when managing capital is to safeguard the Fund's ability to continue as a going concern in order to provide returns for unitholders, provide benefits for other stakeholders and maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Fund.

In order to maintain the capital structure, the Fund's policy is to perform the following:

- Monitor the level of quarterly subscriptions and redemptions relative to the assets it expects to be able to liquidate within the same time period.
- Redeem and issue new units in accordance with the offering documents of the Fund, which include the ability to restrict redemptions and require certain minimum holdings and subscriptions.

The Trustee and Investment Manager monitor capital on the basis of the value of net assets attributable to unitholders.

9.5 Fair value estimation*Fair value measurement*

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets are based on quoted market prices at the close of trading on year end date. The Fund utilises the last traded market price for both financial assets and financial liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. Investments with readily available active quoted prices or for which fair value can be measured with actively quoted prices generally will have a higher degree of market price observability and a lesser degree of judgement used in measuring fair value.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. For instruments for which there is no active market, the Fund may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognised as standard within the industry.

The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Fund holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

IFRS 13 requires enhanced disclosures about investments that are measured and reported at fair value. IFRS 13 establishes a hierarchical disclosure framework which prioritises and ranks the level of market price observability used in measuring investments at fair value. Market price observability is impacted by several factors, including the type of investment and the characteristics specific to the investment.

Valuation of investments in Investee Funds

The Fund's investments in Investee Funds are subject to the terms and conditions of the respective Investee Fund's offering documentation. The investments in Investee Funds are valued based on the latest available redemption price of such units for each Investee Fund, as determined by the Investee Funds' administrators. The Fund reviews the details of the reported information obtained from the Investee Funds and considers:

- the liquidity of the Investee Fund or its underlying investments;
- the value date of the net asset value (NAV) provided;
- any restrictions on redemptions; and
- the basis of accounting and, in instances where the basis of accounting is other than fair value, fair valuation information provided by the Investee Fund's advisors.

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****9. Financial risk management (continued)****9.5 Fair value estimation (continued)***Fair value measurement (continued)*

The fair value of investments in Investee Funds, classified as financial assets at fair value through profit or loss, for which there is not an available quoted price is based on the current net asset value or net asset value per share as reported by their respective administrators of such funds.

As at 31 December 2025, 100% (2024: 100%) of financial assets at fair value through profit or loss comprise investments in Investee Funds that have been fair valued in accordance with the policies set out above. The shares of the Investee Funds are not publicly traded; redemption can only be made by the Fund on the redemption dates and subject to the required notice periods specified in the offering documents of each of the Investee Funds. The rights of the Fund to request redemption of its investments in Investee Funds may vary in frequency for redemptions. As a result, the carrying values of the Investee Funds may not be indicative of the values ultimately realised on redemption. In addition, the Fund may be materially affected by the actions of other investors who have invested in the Investee Funds in which the Fund has invested.

The Investee Funds are not traded on an active market and their fair value is determined using valuation techniques. The value is primarily based on the latest available net asset value of the Investee Fund as reported by the administrator of such Investee Fund.

IFRS 13 requires the Fund to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, supported by market transactions, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following table analyses, within the fair value hierarchy the Fund's financial assets measured at fair value at 31 December 2025:

| <i>In US Dollars</i> | Level 1 | Level 2 | Level 3 | Total |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 31 December 2025 | | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss | | | | |
| Investee Funds | - | - | 178,242 | 178,242 |
| | - | - | 178,242 | 178,242 |

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****9. Financial risk management (continued)****9.5 Fair value estimation (continued)**

The following table analyses, within the fair value hierarchy the Fund's financial assets measured at fair value at 31 December 2024:

| <i>In US Dollars</i> | Level 1 | Level 2 | Level 3 | Total |
|---|---------|---------|----------------|----------------|
| 31 December 2024 | | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss | | | | |
| Investee Funds | - | - | 128,247 | 128,247 |
| | - | - | 128,247 | 128,247 |

The Investee Funds are not quoted in active markets and were fair valued using the net asset value of the Investee Fund, as reported by the respective Investee Fund's administrator. For these Investee Funds, management believes the Fund could have redeemed its investment at the net asset value per share at the Statement of Financial Position date.

The investment classified within Level 3 is comprised of a single Investee Fund, which was fair valued with reference to the net asset value as reported by the Investee Fund's administrator.

The Investment Manager regularly reviews Level 3 valuations and considers the appropriateness of the valuation model inputs, as well as the valuation result using various valuation methods and techniques generally recognised as standard within the industry. In selecting the most appropriate valuation model the Investment Manager performs back testing and considers which model's results have historically aligned most closely to actual market transactions.

Sensitivity analysis to significant changes in unobservable inputs within Level 3 hierarchy

The significant unobservable inputs used in the fair value measurement categorised within Level 3 of the fair value hierarchy together with a quantitative sensitivity analysis as at 31 December 2025 and 31 December 2024 is shown below:

| Description | Fair value at 31 December 2025 US\$ | Valuation technique | Unobservable input | Reasonable possible shift +/- (absolute value) | Change in valuation +/- |
|-------------------|---|------------------------|-----------------------|---|-------------------------------|
| Prism Income Fund | 178,242 | Net asset value | Not applicable | Not applicable | Not applicable |

| Description | Fair value at 31 December 2024 US\$ | Valuation technique | Unobservable input | Reasonable possible shift +/ (absolute value) | Change in valuation +/- |
|-------------------|---|------------------------|-----------------------|---|-------------------------------|
| Prism Income Fund | 128,247 | Net asset value | Not applicable | Not applicable | Not applicable |

**JEWEL BOX FUND
FINANCIAL STATEMENTS****Notes to the Financial Statements
for the year ended 31 December 2025****9. Financial risk management (continued)****9.5 Fair value estimation (continued)***Valuation technique*

The Fund's Investment Manager considers the valuation techniques and inputs used in valuing this Investee Fund, to ensure it is reasonable and appropriate and therefore the net asset value of this Investee Fund may be used as an input into measuring its fair value. Transactions in the shares of such a fund do not occur on a regular basis. In measuring this fair value, the net asset value of the Investee Fund is adjusted, as necessary, to reflect restrictions on redemptions, lock up period, future commitments and other specific factors of the Investee Fund and its Investment Manager.

Valuation process

The Trustee has reviewed the latest valuations based on their knowledge of the investment market. The valuation assessment was based on public information and reflects existing facts and conditions as of 31 December 2025 and 31 December 2024. The valuation assessment is also subject to quality review procedures performed by the Investment Manager. The Investment Manager verifies the major inputs applied in the latest valuation by agreeing the information in the valuation computation to relevant documents and market information.

The following table presents the reconciliation of all movements in the fair value of level 3 instruments as at 31 December 2025 and 31 December 2024.

| <i>In US Dollars</i> | 2025 | 2024 |
|--|----------------|------------------|
| Opening balance | 128,247 | 7,293,875 |
| Purchase of Investee Funds | 38,357 | 126,811 |
| Sale of Investee Funds | - | (7,293,875) |
| Net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss | 11,638 | 1,436 |
| Closing balance | 178,242 | 128,247 |
| Change in unrealised gains or losses for Level 3 assets held at year end and included in net unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss | 11,638 | 1,436 |

There were no transfers between the levels for the year ended 31 December 2025 (2024: Nil).

10. Events after reporting date

The directors have established that there is no material uncertainty that casts doubt on the ability to continue as a going concern and are not aware of any other material events which occurred after the reporting date and up to the date of approval of these financial statements on 18 June 2026.

11. Approval of the financial statements

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee on 18 June 2026.

2 【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

（2026年3月末日現在）

| | | | |
|----------------|---------------|---------------|-------------|
| 資産総額 | | 197,928.97米ドル | 31,644,884円 |
| 負債総額 | | 14,003.36米ドル | 2,238,857円 |
| 純資産価額(-) | | 183,925.61米ドル | 29,406,027円 |
| 発行済口数 | 日本円建クラスR 受益証券 | 4,000口 | |
| | 米ドル建クラスR 受益証券 | 14,545口 | |
| 1口当たり 純資産価格 | 日本円建クラスR 受益証券 | 1,091.6567円 | |
| | 米ドル建クラスR 受益証券 | 10.7570米ドル | 1,720円 |

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 エイペックス・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド

取扱場所 3階、シトラス・グロウブ 106ゴアリング・アベニュー、私書箱492、ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-1106、ケイマン諸島

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（2）受益者集会

受益者集会は、受託会社が随時決定する場所で開催されます。各集会について、集会の開催場所・日時及び集会で提案される決議案の内容を明記した書面による通知が、15日前（通知送付日を含みますが、集会日を除きます。）までに、受託会社（又はその代理人）により、各受益者に対して送付されるものとします。

定足数は、合算して（それぞれ、本ファンド又は、適用ある場合、クラスの）（ ）受益者決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の50%、又は（ ）本ファンド又はクラスについて受益者特別決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の75%以上を代表する受益証券を合計で保有する2名以上の受益者として、議決権を有するすべての受益者及び議決権を有する受益者の各代理人は、保有する各本受益証券1口につき1議決権を有し、保有する本受益証券の端数については、1議決権のうち当該端数に対応する議決権を有するものとします。

本信託証書に従って受益者によって可決された決議は、当該集会への出欠を問わず受益者全員を拘束するものとし、各受益者及び受託会社は、本信託証書に含まれる補償に関する規定に従い、かかる決議を実施する義務を負うものとします。

本信託証書の規定に従い、受益者集会に提案することのできる可能性のある決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の50%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社（又はその受任者）が受領した場合に可決されません。受益者特別決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の75%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社（又はその受任者）が受領した場合に可決されます。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

本受益証券は、受託会社及び投資運用会社が、投資運用会社と協議の上、書面で事前に同意した場合を除き譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社又は投資運用会社により、その絶対的な裁量で留保されることがあります。

本受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針及び手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人は、申込契約を締結することが要求され、本ファンドの適格投資者の要件を満たすことが要求されます。

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2026年3月末日現在）

株式資本（140米ドル）及びその他の資本の合計額 462,000米ドル（約7,386万円）

発行済株式総数 普通株式140株（1株1米ドル）。

管理会社が発行する株式総数には上限はありません。

過去5年間に於いて、管理会社は、株式資本の増減を行っておりません。

その他の資本は2022年3月に100,000米ドル増加しました。

(2) 管理会社の機構

管理会社は、バミューダ1981年会社法の要件に従い、毎年、取締役会が定めた日時・場所にて、年次株主総会を開催します。取締役は、適切と考えるときはいつでも、臨時株主総会と呼ばれる年次株主総会以外の総会を招集することができ、バミューダ1981年会社法で義務付けられている場合は招集しなければなりません。特別総会は、取締役が招集しなかった場合には、バミューダ1981年会社法に従って、招集要求権者によって招集されることがあります。

株主総会では、定足数が出席しない限り、議事を進行することができません。直接又は代理で出席し、管理会社の議決権の50%以上を有する、少なくとも2人の株主が直接又は委任状により出席することが全ての議題の審議との関係で定足数となります。ただし、管理会社に1人の社員しかいない場合、その社員が直接又は委任状により出席することが、あらゆる議題との関係で定足数を構成します。

取締役は、当初は管理会社の法定の会議において管理会社の会員により選任され、その後は毎年選任されます。株主総会は、株主総会で充足できなかった数の空席を満たす権限を取締役会に対して授権することができます。

バミューダ1981年会社法及び管理会社の附属定款に別途定めがある場合を除き、かつ株主総会で管理会社からなされた指図を前提に、取締役会は、管理会社の事業を管理し、管理会社の発起及び設立に際して負担した全ての費用を支払うことができ、資金を借りる権限を含むがこれに限定されない管理会社の全ての権限を行使することができます。

管理会社の附属定款の変更及びその旨の指図は、その変更が行われなかった場合又はその指図が与えられなかった場合にそれぞれ有効であったであろう取締役の以前の行為を無効にするものではありません。定足数が出席する有効に招集された取締役会は、取締役会に与えられている、又は取締役会が行使できる全ての権能、授権、及び裁量を行使する権限を有するものとします。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、バミューダ1981年会社法に基づき、2008年11月3日にバミューダで設立されました。管理会社は、バミューダ、ケイマン諸島及び米国に所在する投資ファンドに対して、ファンド・マネジメント業務、管理サービス及びリスク監視業務を提供しています。管理会社は、バミューダにおいてバミューダ金融庁にクラスB登録者として登録されており、かつ、米国商品先物取引委員会にコモディティー・プール・オペレーター及びスワップ・ファームとして登録されており、全米先物取引協会の会員です。管理会社は、エイペックス・グループ・リミテッドの一員です。

管理会社は、本信託証書に基づき、本受益証券の発行及び買戻し並びに本ファンドの資産の投資に責任を負っています。ただし、管理会社は、本ファンドの日常的な運営には関与せず、かつ、本信託証書の下で行使可能な権限に基づき、本ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限と責任を投資運用会社に委任し、本受益証券の発行及び買戻しに関する一定の事務遂行権限を管理事務代行会社に委任しています。

管理会社は、受託会社とともに、委託先のパフォーマンスを定期的に見直しますが、委託先又は再委託先の行為又は不作為を理由に発生した本ファンドの損失については、管理会社に委託先の任命における詐欺行為又は故意若しくは過失がない限り、責任を負いません。

管理会社又は受託会社ではなく、投資運用会社が、本書に記載された投資目的、戦略、制限に従って本ファンドを管理・投資する責任を負っています。

2026年3月末日現在、管理会社は、純資産価額の総額33億6,000万米ドルの管理をしており、以下の投資信託の管理及び運用を行っています。

| 国別（設立国） | 種類別 | ファンドの本数 | 純資産価額の合計 | |
|---------|---------------------------|---------|----------|-------------|
| バミューダ | セグリゲートド・ アカウント・カンパニー | 12 | 米ドル | 882,972,911 |
| ケイマン諸島 | ユニット・トラスト | 4 | 米ドル | 573,177,948 |
| | 有限責任会社 | 2 | 米ドル | 860,789,311 |
| | セグリゲートド・ ポートフォリオ・カンパニー | 28 | 米ドル | 941,066,783 |
| 米国 | シリーズ有限責任会社 | 10 | 米ドル | 105,092,725 |

3 【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）（その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるデロイト・オーディット・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けています。当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものが当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には2026年3月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.88円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
財務状態計算書
2025年12月31日

| | 注記 | 2025年12月31日 | | 2024年12月31日 | |
|---------------|----|-------------|---------|-------------|---------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 資産及び負債 | | | | | |
| 非流動資産 | | | | | |
| 子会社への投資 | 10 | 600 | 96 | 600 | 96 |
| | | 600 | 96 | 600 | 96 |
| 流動資産 | | | | | |
| 売掛金及びその他の債権 | 12 | 1,416,779 | 226,515 | 1,126,578 | 180,117 |
| 現金及び現金同等物 | 17 | 68,806 | 11,001 | 125,774 | 20,109 |
| | | 1,485,585 | 237,515 | 1,252,352 | 200,226 |
| 資産合計 | | 1,486,185 | 237,611 | 1,252,952 | 200,322 |
| 流動負債 | | | | | |
| 買掛金及びその他の債務 | 13 | 138,154 | 22,088 | 180,258 | 28,820 |
| その他の金融債務 | 14 | 206,589 | 33,029 | 529,123 | 84,596 |
| 当期税金負債 | 9 | 174,243 | 27,858 | - | - |
| 負債合計 | | 518,986 | 82,975 | 709,381 | 113,416 |
| 純資産 | | 967,199 | 154,636 | 543,571 | 86,906 |
| 資本 | | | | | |
| 株式資本 | 15 | 140 | 22 | 140 | 22 |
| その他の資本 | 16 | 461,860 | 73,842 | 461,860 | 73,842 |

| | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| 利益剰余金 | 505,199 | 80,771 | 81,571 | 13,042 |
| 資本合計 | 967,199 | 154,636 | 543,571 | 86,906 |

本財務書類は、2026年6月11日に取締役会によって承認され、発行が認められ、以下が代表して署名しました。

取締役 ウィリアム・デイビッド・ウィギン

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

(2) 【損益計算書】

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
損益その他包括利益計算書
2025年12月31日

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|-----------------------------|----|-------------------------|-----------------------|------------------|----------------|
| | | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 収益 | 5 | 2,510,667 | 401,405 | 2,276,672 | 363,994 |
| その他の営業利益 | 6 | 146,777 | 23,467 | 256,101 | 40,945 |
| | | <u>2,657,444</u> | <u>424,872</u> | <u>2,532,773</u> | <u>404,940</u> |
| 営業費用 | | | | | |
| 人件費 | 8 | 408,567 | 65,322 | 401,775 | 64,236 |
| その他の営業費用 | 7 | 1,050,106 | 167,891 | 1,231,084 | 196,826 |
| 費用合計 | | <u>1,458,673</u> | <u>233,213</u> | <u>1,632,859</u> | <u>261,061</u> |
| 税引前利益 | | 1,198,771 | 191,660 | 899,914 | 143,878 |
| 法人所得税費用 | 9 | (175,143) | (28,002) | (7,200) | (1,151) |
| 当期利益 / 当期包括利益 / 損失合計 | | <u>1,023,628</u> | <u>163,658</u> | <u>892,714</u> | <u>142,727</u> |

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
株主持分変動計算書
2025年12月31日

| | 株式資本 | | その他の資本 | | 利益剰余金 | | 資本合計 | |
|--------------------|------|----|---------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 2024年1月1日現在 | 140 | 22 | 461,860 | 73,842 | 38,857 | 6,212 | 500,857 | 80,077 |
| 当期利益 / 当期包括利益合計 | - | - | - | - | 892,714 | 142,727 | 892,714 | 142,727 |
| 配当金（注記11） | - | - | - | - | (850,000) | (135,898) | (850,000) | (135,898) |

| | | | | | | | | |
|---------------|-----|----|---------|--------|-----------|----------|-----------|----------|
| 2025年1月1日現在 | 140 | 22 | 461,860 | 73,842 | 81,571 | 13,042 | 543,571 | 86,906 |
| 当期利益 / | | | | | | | | |
| 当期包括利益合計 | - | - | - | - | 1,023,628 | 163,658 | 1,023,628 | 163,658 |
| 配当金（注記11） | - | - | - | - | (600,000) | (95,928) | (600,000) | (95,928) |
| 2025年12月31日現在 | 140 | 22 | 461,860 | 73,842 | 505,199 | 80,771 | 967,199 | 154,636 |

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
キャッシュ・フロー計算書
2025年12月31日

| | 2025年 | | 2024年 | |
|---------------------------------|-----------|----------|-----------|-----------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 営業活動から生じた キャッシュ・フロー | | | | |
| 当期包括利益合計 | 1,023,628 | 163,658 | 892,714 | 142,727 |
| 売掛金及びその他の債権の変動 | (290,201) | (46,397) | (309,457) | (49,476) |
| 買掛金及びその他の債務の変動 | 132,139 | 21,126 | (28,767) | (4,599) |
| その他の金融負債の変動 | (322,534) | (51,567) | 330,514 | 52,843 |
| 営業活動から生じた ネット・キャッシュ | 543,032 | 86,820 | 885,004 | 141,494 |
| 金融活動で使用された キャッシュ・フロー | | | | |
| 一般株主への配当金支払い | (600,000) | (95,928) | (850,000) | (135,898) |
| 金融活動で使用された ネット・キャッシュ | (600,000) | (95,928) | (850,000) | (135,898) |
| 現金及び現金同等物の純増減 | (56,968) | (9,108) | 35,004 | 5,596 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 125,774 | 20,109 | 90,770 | 14,512 |
| 現金及び現金同等物の期末残高（注記17） | 68,806 | 11,001 | 125,774 | 20,109 |

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしています。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
財務書類に対する注記
2025年12月31日

1. 一般的な情報

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」といいます。）は、バミューダで2008年11月3日に設立されました。当社は1981年バミューダ会社法に基づいて設立されました。当社は、バミューダにおける2003年投資業法第13条に基づき、クラスB登録事業者として認定されています。

当社は、新興のファンド・マネージャーが低コストかつ低リスクの方法で事業を始められるよう、プラットフォームにファンド・マネジメント・サービスを提供しています。

報告日現在、当社は、次のプラットフォーム及びファンドのインベストメント・マネージャーを務めています。

- エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド
- エマージング・マネージャー・プラットフォーム(2)・リミテッド
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(2)エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(3)エスピーシー
- フルミニス・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- ビーシーエー・インターメディアリー・ファンド・エルエルシー
- ビージー・インターメディアリー・ファンド・エルエルシー(2025年6月1日運用開始)

当社が完全所有する子会社イーエーエム(ユーエスエー)リミテッドは、次のプラットフォームの管理業務を担っています。

- エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エルエルシー

また、当社は、ケイマン諸島法に準拠する免除信託であり、ケイマン諸島金融庁にミューチュアル・ファンド法に基づき登録されているジュエル・ボックス・ファンドに運用会社サービスを提供しています。また、当社は、ケイマン諸島法に準拠する免税信託であり、ケイマン諸島金融庁にミューチュアル・ファンド法に基づき登録されているオー・イー・カナル・アンブレラ・トラストに対しても、運用会社サービスを提供しています。当社は、オー・イー・カナル・アンブレラ・トラストについて、現在、3つのシリーズ・トラストに対して役務を提供しており、各シリーズ・トラストは、信託証書及び各補足信託証書の条項に基づく、それぞれ独立した別個のユニット・トラストです。2025年に設立された3つのシリーズ・トラストは以下のとおりです。

- グローバル・バリュー・フィーダー・トラスト(2025年2月設立)
- グラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・トラスト(2025年6月設立)
- マルチ・プライベート・アセット・フィーダー・トラスト(2025年10月設立)

2. 作成の基礎

これらの非法定財務書類は、当社の個別の非法定財務書類になります。グループ子会社が、当該期間、業務を行っておらず、結果としてグループの決算結果が当社のものと実質的に違いがなかったため、当社の取締役は、国際会計基準第10号 - 連結財務諸表で要求されている2025年12月31日に終了する年度の連結財務書類を作成しないことを選択しました。

その他の全てに関し、個別の非法定財務書類は国際財務報告基準(IFRS)会計基準及び取得原価基準に従って作成されています。採用した重要な会計方針は以下の通りです。

2. 作成の基礎(続き)

見積り及び判断の使用

IFRSに準拠した財務諸表を作成するにあたり、経営者には、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告金額に影響を与える判断、見積り及び仮定を行うことが要求されます。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

見積り基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の評価の修正は、当該見積りの修正が行われる期間及び影響を受ける将来の期間について認識します。

取締役会の意見によれば、財務書類の作成過程で行われた会計上の見積り及び判断は、IAS第1号(改訂)の要求に関して重要かつ重大であると説明するほど困難、主観的、又は複雑なものではありません。

3. 重要な会計方針

子会社への投資

子会社とは、当社が支配する事業体です。当社は、当社が投資先への関与により変動するリターンにさらされている、又はその権利を有している場合で、投資先への権限によりそのリターンに影響を与える能力を有している場合に投資先をコントロールします。

子会社への投資は、直接資本持分にに基づき会計処理され、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表記されます。投資からの配当は純損益として認識されます。

その他の金融商品

金融資産及び金融負債は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識されます。金融資産及び金融負債は、純損益を通じた公正価値で分類されない全ての金融資産又は金融負債について、公正価値に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識されます。

金融資産及び金融負債は、当社が、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有する場合で、純額基準で決済すること、又は資産の実現と負債の決済を同時に行うことのいずれかを意図しているときに、相殺され、純額が財政状態計算書に表記されます。

金融資産は、金融商品からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した時点、又は事業体が金融資産を移転し、その移転が認識中止の要件を満たした時点で認識を中止します。

金融負債は消滅した時点で認識を中止します。これは、契約で特定された債務が免責、取消し、又は失効した場合に発生します。

資本性金融商品とは、当社の全ての負債を控除した後の当社の資産に対する残存持分を証する契約のことです。資本性金融商品は、受領した手取金を、直接発行費用を控除して計上されます。

3. 重要な会計方針（続き）

その他の金融商品（続き）

a) 金融資産

当社は、金融資産を、次の両方に基づき、償却原価で事後測定する方法とFVTPLで測定する方法で分類しています。

- ・ 金融資産を管理する当社のビジネス・モデル、及び
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性

その結果、認識された金融資産は、その全体を償却原価又は公正価値のいずれかで事後測定されます。

償却原価による金融資産

金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネス・モデルにより保有され、その契約条件が特定日に元本及び未払元本額にかかる利息の支払のみのキャッシュ・フローを生じさせる場合、償却原価で測定されます。償却原価で測定される金融資産には、売掛金及びその他の債権（契約済みで期末までに交付されない取引の未収入額を表す）並びに現金及び現金同等物が含まれます。

金融資産を管理するためのビジネス・モデルの評価は、金融資産の分類において基礎的です。当社は、特定の事業目的を達成するために、どのように金融資産グループがまとめて管理されるかを反映するレベルでビジネス・モデルを決定しています。

償却原価による金融資産について、予想される信用損失（以下「ECLs」といいます。）に関する当社の会計方針に従って、ECLsに対する適切な引当金が純損益で認識されています。

b) 金融負債及び持分

() 買掛金及びその他の債務

買掛金及びその他の債務は、流動負債に分類され、額面価額で表記されます。

() 会社発行の株式

当社によって発行された普通株式は、資本性金融商品として分類されます。

3. 重要な会計方針（続き）

減損

当社は、ECLsに対する損失評価引当金を、次の通り認識します 償却原価による金融資産。

IFRS第9号に基づき、損失評価引当金は、次のいずれかの基準で測定されます。

- ・ 12ヵ月ECLs：報告日後12ヵ月間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLs
- ・ 残存期間ECLs：予想残存期間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLs

当社は、次の12ヵ月ECLsで測定されるものを除き、残存期間ECLsと同額で損失評価引当金を測定します。

- ・ 報告日において信用リスクが低いと判断された金融資産、及び
- ・ 当初認識から信用リスク（金融商品の予想残存期間中に発生する不履行リスク等）が著しく増大していないその他の金融資産

金融商品は、i)金融商品の不履行リスクが低い場合、ii)借主が短期的に契約上のキャッシュ・フロー債務を果たす能力が高い場合、iii)長期的な経済状況・事業環境の悪化が、借主の契約上のキャッシュ・フロー債務を履行する能力を低下させる可能性があるものの、必ずしも低下させるわけではない場合、低い信用リスクを有すると判断されます。当社は、世界的に理解されている定義により、金融資産が「投資適格」の内部又は外部の信用格付けを有する場合、低い信用リスクを有すると考えます。適用される限度で、当社は、金融資産の分類のうち銀行預金に低い信用リスクの仮定を適用しています。

当初認識から金融資産の信用リスクが著しく増大したがどうか決定する時及びECLsを見積もる時、当社は、関連性のあって過度な費用や労力を要せずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を考慮します。この点に関し、当社は、相手方当事者の信用力を適宜分析する内部信用評価システムを導入しています。当該信用評価システムは、当社の過去の経験及び情報に基づく信用評価に基づく定量的及び定性的な情報及び分析の両方を考慮し、また、相手方当事者のマクロ経済的な状況も考慮しています。

当社は、金融資産が支払期日を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定することにより、IFRS第9号の反証可能推定を選択しています。

さらに、低い信用リスクの仮定が適用されていない限り、相手方当事者が信用スコア評価に基づき2段階（又はそれ以上）格下げとなった場合、当社は、金融資産の信用リスクが著しく増大したとみなします。

3. 重要な会計方針（続き）

減損（続き）

さらに当社は、次の場合、金融資産が不履行に陥ったと考えます。

- ・ 借主が、当社に対する信用債務を、当社による担保実行（もし保有している場合）等の措置の遡及なしに全額支払う見込みがない場合、又は
- ・ 金融資産の支払期日を90日超過した場合

ECLsが見積られる時に考慮する最大期間は、当社が信用リスクにさらされる最大の契約期間です。

金融資産は、当該金融資産の将来キャッシュ・フローの見積りに悪影響を及ぼす一つ以上の事象が発生した場合に、信用が毀損します。金融資産の信用が毀損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれます。

著しい財政難、債務不履行や支払期日を超過する等の契約違反、借主の貸主による、借主の財政難に関連した経済的若しくは契約上の理由により、そうでなければ貸主が考えないような借主への譲歩の供与、借主が破産若しくは財政的な更生に入る可能性が高まったこと、又は財政難を原因とした当該金融資産の活発な市場の消滅。

当社は、相手方当事者が深刻な財政難に陥っており、現実的な回復の見込みがないことを示す情報がある場合、例えば、相手方当事者に清算が実施された場合又は破産手続きに入った場合、金融資産を償却します。金融資産において、信用損失とは、契約に従って当社に支払われる全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社が受領すると見込む全てのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いたものです。ECLsは、関連する債務不履行発生リスクをウェイトとした信用損失の加重平均を示しています。

収益の認識

当社の収益は、主に投資ファンドに対する投資運用サービスで構成されています。契約の大半は固定報酬を定めています。そうでない場合は、運用資産に基づきベースポイントで算出されます。

収益は、付加価値税その他売上税を控除した取引価格で測定されます。

取引価格は、各履行義務の個別販売価格に基づき各履行義務に配分されています。収益は、当社の各履行義務が充足され、次の基準が満たされた時点で認識されます。

- ・ 契約の当事者が契約を承認した場合
- ・ 当社が、移転されるサービスに関して、各当事者の権利を識別できる場合
- ・ 当社が、移転されるサービスの支払い条件を識別できる場合
- ・ 契約に商業的実質がある場合
- ・ 当社が移転されたサービスの対価を回収する可能性が高い場合

3. 重要な会計方針（続き）

収益の認識（続き）

当社は、期間の定めのない契約を通じて、資産運用サービスを提供しています。

当該サービスは、サービスが提供されるに伴い、時間をかけて充足される履行義務として認識されます。「必要に応じて」提供される一定の履行義務がありますが、作業の大部分は定期的に行われ、履行義務間で費用の内訳はありません。

収益は、顧客がサービスの提供と同時にサービスを受領し消費するとみなされるため、契約期間にわたって均等に認識されます（月次ベース等）。

収益は、当社が履行義務を充足した時点（月次ベース）で認識されます。

税金

2023年12月27日、2023年パミュダ法人所得税法（以下「パミュダCIT法」といいます。）が制定されました。パミュダCIT法により、直前の4事業年度のうち少なくとも2事業年度において年間連結収益が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業（以下「MNE」といいます。）グループの構成事業体であるパミュダ所在の事業体に対し、15%の法人所得税が導入されました。パミュダ法人所得税は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。当社は、上記の基準を満たしているため、パミュダ法人所得税の適用対象となります。

当社は英国の歳入関税庁（HM Revenue & Customs）に対して支払うべき法人所得税を計上しています。法人所得税は、英国に所在する当社従業員が生み出す所得に対する貢献に基づいています。その結果、経営陣は、財務書類において、英国に支払うべき所得税についての引当金を設けています。

為替換算

当社の財務書類は、当社が事業を行っている主要な経済環境の通貨である米ドルを機能通貨として表示させています。機能通貨以外の通貨建ての取引は、取引日に使用される為替レートで換算されます。機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産及び負債は、期末に使用される為替レートで機能通貨に再換算されます。貨幣性項目の決済及び再換算時に発生する為替差額は、純損益及びその他の包括利益の計算書で処理されます。

為替差損益（純額）は、その他の営業費用として分類されます。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、要求払預金により構成されています。

配当金

資本性金融商品の保有者に対する配当金は、それが宣言された期間に負債として認識され、資本に直接借方記入されます。

4a. IFRS会計基準の初年度適用

国際会計基準審議会（IASB）により公表された既存基準の以下の改訂が、当年度に発効しています。

IAS第21号 外国為替レート変動の影響「交換可能性の欠如」の改訂

本改訂では、ある通貨が他の通貨と交換可能な時期、並びに交換不能な場合に企業が適用すべき為替レートを決定しない時期及び方法を明確化しています。また、通貨が交換不能な時の通貨に関する新たな開示要件も導入されています。

これらの改訂は、本財務書類に重大な影響を与えておらず、したがって追加の開示は行っていません。

4b. 発行済みでまだ効力が発生していないIFRS

当社は、発行済みでまだ効力の発生していない新規及び改訂IFRSをまだ適用していません。これらは2024年1月1日以降に開始する会計期間に適用されます。

年次改善 第11集

国際会計基準審議会（IASB）は、会計基準の定期的な見直しの一環として、IFRS会計基準及び関連ガイダンスに対する範囲の限定的な改訂案を公表しています。年次改善は、IFRS会計基準における文言の明確化、又は会計基準間の要件間に生じた比較的軽微な予期せぬ影響、見落とし、又は矛盾の修正に限定されています。これらの年次改善は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から効力が発生します。

IFRS第9号の改訂 金融商品の分類及び測定に関する改訂

金融商品の分類及び測定に関する改訂（IFRS第9号及び第7号の改訂）は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から効力が発生する予定です。本改訂は、金融商品に関する重要な明確化及び追加的な開示要件を導入するものです。

電子決済による金融負債の認識の中止：本改訂では、現金による電子決済が予定されている金融負債（又はその一部）について、特定の要件が満たされた場合、決済日前であっても当該負債の認識が中止されたとみなすことが認められます。要件には、企業が当該現金にアクセスしたり、引き出したり、支払指図を停止・取消する実行可能性を有していないこと、また重大な決済リスクが存在しないことが含まれます。

4b. 発行済みでまだ効力が発生していないIFRS（続き）

IFRS第9号の改訂 金融商品の分類及び測定に関する改訂（続き）

本改訂では、金融資産の契約キャッシュ・フローが元本及び利息の支払いのみで構成されるか否かの判断基準について明確化され、より具体的な例示がIFRS第9号に追加されました。以下の点の評価に関する追加ガイダンスが示されています。

- 契約条件が基本的な貸付契約と整合しているか
- ノンリコース条項を有する資産
- 契約上連動する金融商品

また、本改訂により開示要件が追加されました。企業は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定した株式投資に関して、追加的な開示を行うことが求められます。さらに、本改訂は、基本的

な貸付リスク及びコストの変動に直接関連しない偶発事象の発生（又は不発生）により、契約キャッシュ・フローの時期又は金額が変更される可能性のある契約条項に関する新たな開示要件を導入していません。

IFRS第18号 財務諸表における表示及び開示

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、一般目的財務諸表における情報の表示及び開示に関する要求事項を定めるものであり、企業の資産、負債、資本、収益及び費用を忠実に表現する関連性のある情報が提供されることを確保することを目的としています。IFRS第18号は、国際財務報告基準に従って作成及び表示される全ての財務諸表に適用され、IAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わるものです。なお、IAS第1号の既存の要求事項の多くを維持しつつ、以下の主要な変更を導入しています。

- 損益計算書において、特定の区分及び定義された小計を表示すること。なお、主たる事業活動が資産への投資及び/又は顧客への資金提供である銀行及び類似の企業については、特別な規則が適用されます。
- 財務諸表の注記において、経営者が定義した業績指標に関する開示を行うこと。この場合、かかる代替的な業績指標に関する情報は、単一の注記に表示しなければならず、当該注記には、IFRS第18号に列挙されている最も直接的に比較可能な小計との調整表等を含める必要があります。
- 項目が類似又は非類似の特徴を有するかどうかを評価する際に考慮すべき特徴を含めることにより、集約及び分解の改善を図ること。

本基準は、2027年1月1日以後に開始する年次報告期間から遡及適用することが義務付けられています。その旨を開示することを条件として、早期適用も認められています。

当社は、該当する場合、これらの基準が発効した時点でこれらを適用する予定です。取締役会は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を除き、これらの改訂の適用が、初度適用期間における当社の財務諸表への影響は、重要性を有するものではないと見込んでいます。

5. 収益

収益は、期中に提供したサービスに対する受取金を表象し、次の通りです。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-------------------|--------------|--------------|
| マネジメント・プラットフォーム報酬 | 2,510,667 | 2,276,672 |

6. その他の営業利益

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|----------|----------------|----------------|
| ファンド設立報酬 | 131,800 | 236,101 |
| ファンド償還報酬 | 7,500 | 20,000 |
| その他報酬 | 7,477 | - |
| | <u>146,777</u> | <u>256,101</u> |

7. その他営業費用

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|---------|--------------|--------------|
| 監査人報酬 | 16,800 | 15,361 |
| 銀行手数料 | 8,822 | 8,809 |
| 会社報酬 | 84,595 | 158,517 |
| 規制関連手数料 | 89,568 | - |

| | | |
|----------------|-----------|-----------|
| ファンド償還費用 | 4,836 | 1,643 |
| ファンド設立費用 | 58,541 | 142,391 |
| 第三者に対する助言報酬 | 377,315 | 589,797 |
| グループ間費用 | 219,428 | 168,362 |
| 健康保険料 | 31,535 | 26,088 |
| 弁護士費用 | 7,802 | 16,120 |
| 旅費及びマーケティング費用 | 1,623 | 2,783 |
| 賃料含む事務所費用 | 23,983 | 23,740 |
| 専門家報酬 | 116,160 | 77,810 |
| 純外国為替損失 / (利益) | 6 | (621) |
| その他の営業費用 | 9,092 | 284 |
| | 1,050,106 | 1,231,084 |

8. 人件費及び従業員情報

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|----------|--------------|--------------|
| 人件費： | | |
| 賃金・給料・税金 | 392,550 | 379,461 |
| 裁量賞与 | 16,017 | 22,314 |
| | 408,567 | 401,775 |

執行取締役を含む平均従業員数は4名（2024年 - 4名）

9. 法人所得税

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|--------------------|--------------|--------------|
| 当期税金：15%（2024年：0%） | 175,143 | - |
| 税金合計 | 175,143 | - |

当社は、パミュダ法人所得税制度に基づき利用可能な移行調整について、期首税務上の繰越欠損金及び経済移行調整（Economic Transition Adjustment）（以下「ETA」といいます。）を含めて検討しました。経営陣の評価に基づき、当社において利用可能な期首税務上の繰越欠損金はなく、また、2023年9月30日現在で必要とされる評価が実施されていないこと、及び経営陣は関連資産により償却可能な税務基準額が大幅に増加することを見込んでいないことから、ETAは認識されていません。したがって、これらの移行調整に関して、繰延税金資産又は繰延税金負債は認識されていません。

2025年12月31日に終了した年度における当社の財務実績及び経営陣の現時点における見積りに基づき、見込まれるパミュダ法人所得税費用は約175,143米ドルと算定されます。2025年12月31日現在の未払額は174,243米ドルです。

10. 金融資産

2025年12月31日現在及び2024年12月31日現在、当社は、新興のファンド・マネージャーがファンド業界に参入するためのプラットフォームとしての役割を担う6つの事業体に投資を行っています。当社はまた、米国に所在するプラットフォームの投資及び管理運営を主な事業とする子会社にも投資しています。

| | 投資 米ドル |
|-----------------------------|-------------------|
| 帳簿価格 | |
| 2024年1月1日現在 | 600 |
| 追加 | - |
| 2024年12月31日 / 2025年12月31日現在 | 600 |

当社が直接保有している関連会社及び子会社は次のとおりです。

| | 設立地 | 所有権（％） |
|---|------------|---------------|
| エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド | バミューダ | 100 |
| エマージング・マネージャー・プラットフォーム2・リミテッド | バミューダ | 100 |
| ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム ・エスピーシー | ケイマン諸島 | 100 |
| ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（2） ・エスピーシー | ケイマン諸島 | 100 |
| ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（3） ・エスピーシー | ケイマン諸島 | 100 |
| イー・エイ・エム（ユーエスエー）・リミテッド | バミューダ | 100 |

11. 配当金

報告期間中、当社は取締役会の承認に基づき、年間を通じて60万米ドル（2024年：85万米ドル）の配当金を支払いました。

12. 売掛金及びその他の債権

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 関連当事者が支払うべき金額 | 1,064,422 | 876,330 |
| 株主が支払うべき金額 | 100,000 | 100,000 |
| 前払金 | 187,291 | 148,362 |
| その他の債権 | 65,066 | 1,886 |
| | 1,416,779 | 1,126,578 |

関連当事者に対する支払額の条件は注記18に開示されています。

13. 買掛金及びその他の債務

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|-------------|----------------------|----------------------|
| 買掛金及びその他の債務 | 138,154 | 180,258 |

買掛金及びその他の債務に利息はかかりません。

14. その他の金融負債

| | 2025年 | 2024年 |
|--|--------------|--------------|
|--|--------------|--------------|

| | 米ドル | 米ドル |
|---------------|----------------|----------------|
| 関連当事者に支払うべき金額 | 600 | 600 |
| 関連会社に支払うべき金額 | 205,989 | 528,523 |
| | <u>206,589</u> | <u>529,123</u> |

関連当事者に支払うべき金額の条件は注記18に開示されています。

15. 株式資本

| | 普通株式 2025年 米ドル | 普通株式 2024年 米ドル |
|------------------------------|----------------------|----------------------|
| 2024年12月31日 / 2025年12月31日発行済 | <u>140</u> | <u>140</u> |

2025年12月31日及び2024年12月31日において、授権株式資本は額面1米ドルの普通株式140株で構成されています。全株式が発行され、払い込まれました。

16. その他の資本

| | 2025年12月31日 米ドル | 2024年12月31日 米ドル |
|--------|--------------------|--------------------|
| その他の資本 | <u>461,860</u> | <u>461,860</u> |

2017年8月29日に、当社の全株式は、新しい直接親会社であるジー・シー・アジャイル・インターミディエイト・ホールディングス・リミテッド（GC Agile Intermediate Holdings Limited）によって取得されました。その結果、当時の既存優先株主からの未収金は349,960米ドルとなりました。

その他の資本のうち111,900米ドル（2024年 - 111,900米ドル）に相当する部分は、株主からの資本拠出を表象しています。これには、当社が管理会社サービスを提供するための日本における要件を満たすために2022年に追加拠出された100,000米ドルが含まれます。当該金額は無担保・無利息であり、当社のオプションで返済されます。

17. 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書に含まれる現金及び現金同等物は、財務状態計算書において次の金額を構成しています。

| | 2025年 米ドル | 2024年 米ドル |
|------------|---------------|----------------|
| 銀行預金及び手元現金 | <u>68,806</u> | <u>125,774</u> |

銀行預金は、銀行の預金金利に基づく変動金利で利息が付きまます。

18. 関連当事者の開示

当社の直接親会社は、ジーシー・アジャイル・インターミディエイト・ホールディングス・リミテッド（GC Agile Intermediate Holdings Limited）であり、最終親会社は、エイペックス・グループ・エルティディ（Apex Group Ltd.）です。

注記14に開示されている関連当事者に支払うべき金額には、管理下にあるプラットフォームに支払うべき金額と、会社間のリチャージのために関連会社に支払うべき金額が含まれます。

当年度中、当社は、次の通り、関連当事者と取引を行いました。

| | 2025年1月1日 - 2025年12月31日 米ドル | 2024年1月1日 - 2024年12月31日 米ドル |
|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 収益： | | |
| 管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引 | 2,510,667 | 2,276,672 |
| その他の営業利益： | | |
| 管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引 | 139,300 | 256,101 |
| その他の営業費用及び人件費： | | |
| 関連会社と関連当事者との取引 | 680,147 | 615,374 |
| 運用プラットフォームと関連当事者の取引 | 244,903 | 194,319 |

19. 金融資産及び金融負債の公正価値

2025年12月31日及び2024年12月31日現在、流動資産及び流動負債に分類される金融資産及び金融負債の簿価は、これらの資産及び負債の満期が短期であるため、それぞれ公正価値に近似しています。

20. 金融リスク管理

リスクにさらされること及びリスクの発生の方は、リスクを管理し測定するための当社の目的、方針及びプロセスとともに、以下により詳細に開示されています。

金融リスクを管理するための目的、方針及びプロセス並びに当該リスクを測定するために使用される方法は、継続的な改善及び発展が条件となります。

適用のある場合、当社の金融リスクへのエクスポージャー又はこれらのリスクを管理及び測定する方法における重要な変更は以下に開示されます。

可能である場合、当社は、リスクの集中を低減し、コントロールすることを目指します。金融リスクの集中は、類似した特性の金融商品が経済的又はその他の要因の変化によって同じ方向に影響を受けることにより発生します。類似の特性を共有する金融商品に関連するリスク・エクスポージャーの金額は、財務書類の注記においてより詳細に開示されています。

信用リスク

当社に潜在的に信用リスクの集中をさせる金融資産は、主に債権及び銀行預金で構成されます。

債権は、貸倒引当金を控除して表示しています。重要な会計方針で開示されている通り、IFRS第9号の条件により、当社は、ECLモデルを適用しています。債権に関する信用リスクは、与信管理手続により限定されています。事業の性質及び売掛債権残高が発生する結果から、債権に関する信用リスクは継続的に監視されています。

財務書類に計上されている売掛債権の帳簿価額（減損損失控除後）は、当社がまだ回収可能であると考え引当していません、支払期日を超過したと考えられる当社の売掛債権を表象しています。

当社は、財政状態及び過去の経験を考慮して、顧客の信用力を評価します。期中において、売掛債権に対する貸倒引当金は認識されていません（2024年 - 0米ドル）。

銀行預金は、ノーザン・トラスト・インターナショナル・バンキング・コーポレーションに所在しています。この金融機関は、スタンダード・アンド・プアーズによるA+（2024年：A+）の信用格付を有しています。

通貨リスク

外貨取引は、主にユーロ及び英国ポンドで構成されています。外貨取引により発生するリスクは、関連する為替レートの定期監視及び為替レートの重要な変動に対する経営者の対応により管理されています。通貨リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられています。

金利リスク

金利リスクとは、当社が保有する金融資産及び負債から生じる利息に関する金利の変動に関連するリスクです。銀行残高は、現在の市場金利で利息を得ながら保有する短期残高を表象し、取締役会は、当社の金利リスクに対するエクスポージャーが重要でないと考えています。

20. 金融リスク管理(続き)

流動性リスク

当社は、予測及び実績のキャッシュ・フローを監視することにより、ファンドの資金不足に対するリスクを監視し管理している。流動性リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられています。

キャピタル・リスク管理

資本を管理するときの当社の目的は、継続企業としての前提を保護すること及び負債と資本のバランスを最適化することにより、ステークホルダーへのリターンを最大化することです。

当社の資本構成は、注記17で開示されている現金及び現金同等物並びに財政状態計算書の資本の部に表示されている項目で構成されています。

当社の取締役は、当社の資本構造を管理し、経済状況や関連する法律の変更に照らして、調整を行います。資本構成は、継続的に見直されています。

21. 保証

当社の間接的親会社であるエイペックス・グループが前年度中に締結した信用供与に関連して、当社の全ての資産は、エイペックス・グループの貸主のため、担保に供されています。

22. 報告後の事象

報告期間後に本財務書類に開示又は修正を要する重要な事象は発生していません。

[次へ](#)

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of financial position**

31 December 2025

| | Notes | 31 Dec 2025 USD | 31 Dec 2024 USD |
|-------------------------------|-------|-----------------------|-----------------------|
| ASSETS AND LIABILITIES | | | |
| Non-current assets | | | |
| Investments in subsidiaries | 10 | 600 | 600 |
| | | <u>600</u> | <u>600</u> |
| Current assets | | | |
| Trade and other receivables | 12 | 1,416,779 | 1,126,578 |
| Cash and cash equivalents | 17 | 68,806 | 125,774 |
| | | <u>1,485,585</u> | <u>1,252,352</u> |
| Total assets | | <u>1,486,185</u> | <u>1,252,952</u> |
| Current liabilities | | | |
| Trade and other payables | 13 | 138,154 | 180,258 |
| Other financial liabilities | 14 | 206,589 | 529,123 |
| Current tax liability | 9 | 174,243 | - |
| | | <u>518,986</u> | <u>709,381</u> |
| Total liabilities | | <u>518,986</u> | <u>709,381</u> |
| Net assets | | <u>967,199</u> | <u>543,571</u> |
| EQUITY | | | |
| Share capital | 15 | 140 | 140 |
| Other equity | 16 | 461,860 | 461,860 |
| Retained earnings | | 505,199 | 81,571 |
| | | <u>967,199</u> | <u>543,571</u> |
| Total equity | | <u>967,199</u> | <u>543,571</u> |

These financial statements were approved by the board of directors, authorised for issue on 11 June 2026 and signed on its behalf by:

DocuSigned by:

 A7675A15967B43B...
Sir William David Wiggin
 Director

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of profit or loss and other comprehensive income**

Year ended 31 December 2025

| | Notes | 2025 USD | 2024 USD |
|--|-------|------------------|------------------|
| Revenue | 5 | 2,510,667 | 2,276,672 |
| Other operating income | 6 | 146,777 | 256,101 |
| | | <u>2,657,444</u> | <u>2,532,773</u> |
| Operating expenses | | | |
| Staff costs | 8 | 408,567 | 401,775 |
| Other operating expenses | 7 | 1,050,106 | 1,231,084 |
| Total expenses | | <u>1,458,673</u> | <u>1,632,859</u> |
| Profit before tax | | <u>1,198,771</u> | <u>899,914</u> |
| Income tax expense | 9 | (175,143) | (7,200) |
| Profit/total comprehensive income/loss for the year | | <u>1,023,628</u> | <u>892,714</u> |

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of changes in equity**

Year ended 31 December 2025

| | Share capital USD | Other equity USD | Retained earnings USD | Total USD |
|---|-------------------------|------------------------|-----------------------------|----------------|
| Balance at 1 January 2024 | 140 | 461,860 | 38,857 | 500,857 |
| Profit/total comprehensive income for the year | - | - | 892,714 | 892,714 |
| Payment of dividend (note 11) | - | - | (850,000) | (850,000) |
| Balance at 1 January 2025 | 140 | 461,860 | 81,571 | 543,571 |
| Profit/total comprehensive income for the year | - | - | 1,023,628 | 1,023,628 |
| Payment of dividend (note 11) | - | - | (600,000) | (600,000) |
| Balance at 31 December 2025 | 140 | 461,860 | 505,199 | 967,199 |

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.**Statement of cash flows**

Year ended 31 December 2025

| | 2025 USD | 2024 USD |
|---|----------------------|-----------------------|
| Cash flows from operating activities | | |
| Total comprehensive income for the year | 1,023,628 | 892,714 |
| Movement in trade and other receivables | (290,201) | (309,457) |
| Movement in trade and other payables | 132,139 | (28,767) |
| Movement in other financial liabilities | (322,534) | 330,514 |
| <i>Net cash from operating activities</i> | <u>543,032</u> | <u>885,004</u> |
| Cash flows used in financing activities | | |
| Dividend payments to ordinary shareholders | (600,000) | (850,000) |
| <i>Net cash used in financing activities</i> | <u>(600,000)</u> | <u>(850,000)</u> |
| Net movement in cash and cash equivalents | <u>(56,968)</u> | 35,004 |
| Cash and cash equivalents at the beginning of the year | <u>125,774</u> | <u>90,770</u> |
| Cash and cash equivalents at the end of the year (note 17) | <u><u>68,806</u></u> | <u><u>125,774</u></u> |

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

1. General information

Emerging Asset Management Ltd. (the 'Company') was incorporated in Bermuda on 3 November 2008. The Company was incorporated under the Bermudian Companies Act 1981. The Company is recognised as a Class B Registered Person pursuant to Section 13 of the Investments Business Act 2003 in Bermuda.

The Company provides fund management services to platforms to allow emerging fund managers to get started in the industry in a low-cost and low-risk way.

As at the reporting date, the Company acted as investment manager for the following platforms and Fund:

- Emerging Manager Platform Ltd
- Emerging Manager Platform (2) Ltd
- Cayman Emerging Manager Platform SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC
- Fulminis Emerging Manager Platform SPC
- BCA Intermediary Fund LLC
- BG Intermediary Fund LLC (commenced operations 1 June 2025)

The Company's wholly owned subsidiary, EAM (USA) Ltd., acts as Administrative Manager for the following platform:

Emerging Manager Platform LLC

In addition, the Company provides Management Company services to Jewel Box Fund, an exempted trust governed by the laws of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act with the Cayman Islands Monetary Authority. The Company also provides Management Company services to the OE Canal Umbrellas Trust, an exempted trust governed by the laws of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act with the Cayman Islands Monetary Authority. With respect to the OE Canal Umbrella Trust, the Company currently provides services to three Series Trusts, each of which are separate and distinct unit trusts upon the terms of the Deed and each Supplemental Trust Deed. The three Series Trusts were launched in 2025 as follows:

- Global Value Feeder Trust (launched February 2025)
- Golub Capital Private Credit Trust (launched June 2025)
- Multi Private Asset Feeder Trust (launched October 2025)

2. Basis of preparation

These non-statutory financial statements represent the separate non-statutory financial statements for the Company. The directors of the Company have elected not to draw up consolidated financial statements for the year ended 31 December 2025 as required by International Financial Reporting Standard 10 - *Consolidated Financial Statements* for its group as the group's subsidiaries did not operate during the year under review and accordingly the group's financial results are not materially different from those of the Company.

In all respects, these separate non-statutory financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards and on a historical cost basis. The material accounting policy information adopted are set out below.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

2. Basis of preparation (continued)

Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an on-going basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of the directors, the accounting estimates and judgements made in the course of preparing these financial statements are not difficult to reach, subjective or complex to a degree which would warrant their description as significant and critical in terms of the requirements of IAS 1 (revised).

3. Material accounting policy information

Investments in subsidiary

A subsidiary is an entity that is controlled by the Company. The Company controls an investee when the Company is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee.

Investment in subsidiary is accounted for on the basis of the direct equity interest and is stated at cost less any accumulated impairment losses. Dividends from the investment are recognised in profit or loss.

Other financial instruments

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially recognised at their fair value plus directly attributable transaction costs for all financial assets or financial liabilities not classified at fair value through profit or loss.

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when the Company has a legally enforceable right to set off the recognised amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial assets expire or when the entity transfers the financial asset and the transfer qualifies for de-recognition.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished. This occurs when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of the Company after deducting all of its liabilities. Equity instruments are recorded at the proceeds received, net of direct issue costs.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Other financial instruments (continued)

a) Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVTPL on the basis of both:

- The Company's business model for managing the financial assets; and
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset.

Consequently, all recognised financial assets are subsequently measured in their entirety at either amortised cost or fair value.

Financial assets at amortised cost

A financial asset is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding. Financial assets measured at amortised cost include trade and other receivables (representing amounts receivable for transactions contracted for but not yet delivered by the end of the period) and cash and cash equivalents.

An assessment of business models for managing financial assets is fundamental to the classification of a financial asset. The Company determines the business models at a level that reflects how groups of financial assets are managed together to achieve a particular business objective.

For financial assets at amortised cost, appropriate allowances for expected credit losses ('ECLs') are recognised in profit or loss in accordance with the Company's accounting policy on ECLs.

b) Financial liabilities and equity

(i) Trade and other payables

Trade and other payables are classified with current liabilities and are stated at their nominal value.

(ii) Shares issued by the Company

Ordinary shares issued by the Company are classified as equity instruments.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Impairment

The Company recognises a loss allowance for ECLs on the following – financial assets at amortised cost.

Under IFRS 9, loss allowances are measured on either of the following bases:

- 12-month ECLs: these are ECLs that result from possible default events within the 12 months after the reporting date; and
- Lifetime ECLs: these are ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured as 12-month ECLs:

- Financial assets that are determined to have a low credit risk at the reporting date; and
- Other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the financial instrument) has not increased significantly since initial recognition.

A financial instrument is determined to have low credit risk if i) the financial instrument has a low risk of default, ii) the borrower has a strong capacity to meet its contractual cash flow obligations in the near term and iii) adverse changes in economic and business conditions in the longer term may, but will not necessarily, reduce the ability of the borrower to fulfil its contractual cash flow obligations. The Company considers a financial asset to have low credit risk when it has an internal or external credit rating of ‘investment grade’ as per globally understood definitions. To the extent applicable, the Company has applied the low credit risk assumption for the following classes of financial assets – cash at bank.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Company considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. In this regard, the Company has an internal credit scoring system in place that analyses the credit quality of the counterparties accordingly. Such credit scoring system takes into consideration both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Company’s historical experience and informed credit assessment, and also considers the counterparties’ macroeconomic context.

The Company has elected the rebuttable presumption from IFRS 9 by assuming that the credit risk on a financial asset has increased significantly if the financial asset is more than 30 days past due.

Moreover, unless the low credit risk assumption is applied, if the counterparty becomes downgraded by two notches (or more) based on the credit score assessment, the Company deems the financial asset’s credit risk to have increased significantly.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Impairment (continued)

Moreover, the Company considers a financial asset to be in default when:

- The borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Company in full, without recourse by the Company to actions such as realizing security (if any is held); or
- The financial asset is more than 90 days past due.

The maximum period considered when estimated ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

A financial asset is credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of that financial asset have occurred. Evidence that a financial asset is credit-impaired includes observable data about the following events: significant financial difficulty; a breach of contract, such as a default or past due event; the lender(s) of the borrower, for economic or contractual reasons relating to the borrower's financial difficulty, having granted to the borrower a concession(s) that the lender(s) would not otherwise consider; it is becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation; or the disappearance of an active market for that financial asset because of financial difficulties.

The Company writes off a financial asset when there is information indicating that the counterparty is in severe financial difficulty and there is no realistic prospect of recovery, for example when the counterparty has been placed under liquidation or has entered into bankruptcy proceedings. For financial assets, the credit loss is the difference between all contractual cash flows that are due to the Company in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at the original effective interest rate. ECLs represent the weighted average of credit losses with the respective risks of a default occurring as the weights.

Revenue recognition

The Company's revenue streams comprise primarily of investment management services to investment funds. The majority of contracts stipulate a fixed fee. Revenue is otherwise based on a basis points calculation determined by the assets under management.

Revenue is measured at the transaction price excluding value added tax and other sales taxes.

The transaction price is allocated to each performance obligation based on the individual selling price of each performance obligation. Revenue is recognised when the Company's performance obligations have been satisfied and the following criteria have been met:

- the parties to the contract have approved the contract;
- the Company can identify each party's rights regarding the services to be transferred;
- the Company can identify the payment terms for the services to be transferred;
- the contract has commercial substance; and
- it is probable that the Company will collect the consideration for the services transferred.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

3. Material accounting policy information (continued)

Revenue recognition (continued)

The Company provides asset management services through contracts which have an indefinite duration.

Such services are recognised as a performance obligation satisfied over time as the services are provided. Although there are certain performance obligations provided 'when needed', the majority of the work is performed on a regular basis, and there is no breakdown of costs between performance obligations.

Revenue is recognised evenly over the contract period (i.e. on a monthly basis), as the customer is deemed to simultaneously receive and consume the services as they are provided.

Revenue is recognised when the Company satisfies the performance obligation, which is on a monthly basis.

Taxation

On 27 December 2023, the Bermuda Corporate Income Tax Act 2023 (the "Bermuda CIT Act") was enacted. The Bermuda CIT Act introduced a 15% corporate income tax applicable to Bermuda constituent entities that are members of multinational enterprise ("MNE") groups with annual consolidated revenue of at least €750 million in at least two of the four immediately preceding fiscal years. The Bermuda corporate income tax is effective for fiscal years beginning on or after 1 January 2025. The Company is in scope for Bermuda Corporate income tax as it meets the criteria set forth above.

The Company accrues corporate income taxes payable to HM Revenue & Customs in the United Kingdom. The corporate income taxes based on the contribution to income generated by employees of the Company based in the United Kingdom. As a result, management has made a provision for income taxes payable in the United Kingdom in these financial statements.

Currency translation

The financial statements of the Company are presented in its functional currency, the USD, being the currency of the primary economic environment in which the Company operates. Transactions denominated in currencies other than the functional currency are translated at the exchange rates ruling on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency are re-translated to the functional currency at the exchange rate ruling at period-end. Exchange differences arising on the settlement and on the re-translation of monetary items are dealt with in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

Net foreign exchange gains and losses are classified with other operating expenses.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise of demand deposits.

Dividends

Dividends to holders of equity instruments are recognised as liabilities in the period in which they are declared and are debited directly to equity.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

4a. Initial application of IFRS Accounting Standards

The following amendments to the existing standards issued by the International Accounting Standards Board are effective for the current year:

Amendments to IAS 21 - The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates: Lack of Exchangeability

The amendments specify when a currency is exchangeable into another currency and when it is not and how an entity determines the exchange rate to apply when a currency is not exchangeable. The amendments also introduce new disclosure requirements when a currency is not exchangeable.

These amendments do not have a significant impact on these financial statements and therefore no additional disclosures have been made.

4b. IFRSs in issue but not yet effective

The Company has not yet applied any new and revised IFRSs that have been issued but not yet effective. These are all applicable for financial periods commencing on or after 1 January 2024.

Annual improvements — Volume 11

The IASB has published proposed narrow-scope amendments to IFRS Accounting Standards and accompanying guidance as part of its periodic maintenance of the Accounting Standards. Annual improvements are limited to changes that either clarify the wording in an IFRS Accounting Standard, or correct relatively minor unintended consequences, oversights or conflicts between requirements of the Accounting Standards. These Annual Improvements are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2026.

Amendments to IFRS 9 - Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments

The Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments (Amendments to IFRS 9 and IFRS 7) are set to become effective for financial periods beginning on or after 1 January 2026. These amendments introduce key clarifications and additional disclosure requirements related to financial instruments.

Derecognition of a financial liability settled through electronic transfer: the amendments permit an entity to deem a financial liability (or part of it) that will be settled in cash using an electronic payment system to be discharged before the settlement date if specified criteria are met, including that the entity neither has the practical ability to access the cash or to withdraw, stop or cancel the payment instruction, nor has any significant settlement risk.

The amendments also clarify the assessment of whether the contractual cash flows of a financial asset represent solely payments of principal and interest, with additional examples now provided in IFRS 9, and additional guidance on assessing:

- whether contractual terms are consistent with a basic lending arrangement;
- assets with non-recourse features; and
- contractually-linked instruments.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

4b. IFRSs in issue but not yet effective (continued)

Amendments to IFRS 9 - Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments (continued)

Additionally, the amendments introduce new disclosure requirements. Entities will now be required to provide additional disclosures for investments in equity instruments designated at fair value through other comprehensive income. Furthermore, the amendments introduce new disclosures relating to contractual terms that could change the timing or amount of contractual cash flows on the occurrence (or non-occurrence) of a contingent event that does not relate directly to changes in a basic lending risks and costs.

IFRS 18 - Presentation and Disclosure in Financial Statements

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements sets out requirements for the presentation and disclosure of information in general purpose financial statements to help ensure they provide relevant information that faithfully represents an entity's assets, liabilities, equity, income and expenses. IFRS 18 applies to all financial statements prepared and presented in accordance with International Financial Reporting Standards, replacing IAS 1 Presentation of Financial Statements while retaining many of its existing requirements and introducing key changes:

- present specified categories and defined subtotals in the statement of profit or loss, with special rules applicable to banks and similar entities whose main business activity is to invest in assets and/or provide financing to customers;
- provide disclosures on management-defined performance measures in the notes to the financial statements, whereby information about any such alternative performance measures must be presented in a single note that must include, amongst others, reconciliations to the most directly comparable subtotal listed in IFRS 18; and
- improve aggregation and disaggregation by including which characteristics to consider when assessing whether items have similar or dissimilar characteristics.

Retrospective application of the standard is mandatory for annual reporting periods starting from 1 January 2027 onwards but earlier application is permitted provided that this fact is disclosed.

The Company intends to adopt these standards, if applicable, when they become effective. The directors are of the opinion that the adoption of these revisions, aside from IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*, will have no material impact on the financial statements of the Company in the period of initial application.

5. Revenue

Revenue represents the amount receivable for services rendered during the year, as follows:

| | 2025 USD | 2024 USD |
|--------------------------|------------------|------------------|
| Management platform fees | <u>2,510,667</u> | <u>2,276,672</u> |

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2025

6. Other operating income

| | 2025 USD | 2024 USD |
|---------------------|----------------|----------------|
| Funds' set-up fees | 131,800 | 236,101 |
| Funds' closing fees | 7,500 | 20,000 |
| Other income | 7,477 | - |
| | <u>146,777</u> | <u>256,101</u> |

7. Other operating expenses

| | 2025 USD | 2024 USD |
|-------------------------------------|------------------|------------------|
| Auditor's remuneration | 16,800 | 15,361 |
| Bank charges | 8,822 | 8,809 |
| Company fees | 84,595 | 158,517 |
| Regulatory fees | 89,568 | - |
| Fund closing expenses | 4,836 | 1,643 |
| Fund set-up expenses | 58,541 | 142,391 |
| Advisory fees to third parties | 377,315 | 589,797 |
| Group recharges | 219,428 | 168,362 |
| Health insurance | 31,535 | 26,088 |
| Legal fees | 7,802 | 16,120 |
| Travelling & marketing expenses | 1,623 | 2,783 |
| Office expenses, including rent | 23,983 | 23,740 |
| Professional fees | 116,160 | 77,810 |
| Net foreign exchange (gains)/losses | 6 | (621) |
| Other operating expenses | 9,092 | 284 |
| | <u>1,050,106</u> | <u>1,231,084</u> |

8. Staff costs and employee information

| | 2025 USD | 2024 USD |
|------------------------------|----------------|----------------|
| <i>Staff costs:</i> | | |
| Wages and salaries and taxes | 392,550 | 379,461 |
| Discretionary bonus | 16,017 | 22,314 |
| | <u>408,567</u> | <u>401,775</u> |

The average number of employees inclusive of executive directors was 4 (2024 – 4).

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2025

9. Income tax

| | 2025 USD | 2024 USD |
|-----------------------------|----------------|-------------|
| Current tax: 15% (2024: 0%) | 175,143 | - |
| Total tax | <u>175,143</u> | <u>-</u> |

The Company has considered the transitional adjustments available under the Bermuda corporate income tax regime, including the opening tax loss carryforward and the Economic Transition Adjustment ("ETA"). Based on management's assessment, no opening tax loss carryforward is available to the Company, and no ETA has been recognized because the required valuation as of 30 September 2023 was not performed and management does not expect the relevant assets to result in a significant uplift to the amortizable tax base. Accordingly, no deferred tax asset or deferred tax liability has been recognized in respect of these transitional adjustments.

Based on the Company's financial results for the year ended 31 December 2025 and management's current estimates, the expected Bermuda corporate income tax expense would be calculated approximately USD175,143. The amount payable as at 31 December 2025 is USD174,243.

10. Financial assets

As at 31 December 2025 and 2024, the Company carries investments in six entities whose main principal activity is to serve as a platform that allows emerging fund managers to get started in the industry. The Company also carries an investment in its sole subsidiary, whose principal activity is investment and administrative management of platforms domiciled in the U.S.A.

| | Investments USD |
|----------------------------------|--------------------|
| Carrying amount At 01.01.2024 | 600 |
| Additions | - |
| At 31.12.2024/2025 | <u>600</u> |

The related entities and subsidiary of the Company held directly were as follows:

| | <u>Place of incorporation</u> | <u>% ownership</u> |
|--|-----------------------------------|------------------------|
| Emerging Manager Platform Limited | Bermuda | 100 |
| Emerging Manager Platform 2 Limited | Bermuda | 100 |
| Cayman Emerging Manager Platform SPC | Cayman Islands | 100 |
| Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC | Cayman Islands | 100 |
| Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC | Cayman Islands | 100 |
| EAM (USA) Ltd | Bermuda | 100 |

19

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2025

11. Dividends

During the reporting period, the Company paid a dividend of *USD600,000 (2024 - USD850,000)* as approved by the directors throughout the year.

12. Trade and other receivables

| | 2025 USD | 2024 USD |
|---------------------------------|------------------|------------------|
| Amounts owed by related parties | 1,064,422 | 876,330 |
| Amounts owed by shareholder | 100,000 | 100,000 |
| Prepayments | 187,291 | 148,382 |
| Other receivables | 65,066 | 1,886 |
| | <u>1,416,779</u> | <u>1,126,578</u> |

The terms and conditions of the amounts due from related parties are disclosed in note 18.

13. Trade and other payables

| | 2025 USD | 2024 USD |
|--------------------------|----------------|----------------|
| Trade and other payables | <u>138,154</u> | <u>180,258</u> |

No interest is charged on trade and other payables.

14. Other financial liabilities

| | 2025 USD | 2024 USD |
|----------------------------------|----------------|----------------|
| Amounts due to related parties | 600 | 600 |
| Amounts due to related companies | 205,989 | 528,523 |
| | <u>206,589</u> | <u>529,123</u> |

The terms and conditions of the amounts due to related parties are disclosed in note 18.

Emerging Asset Management Ltd.**Notes to the financial statements**

31 December 2025

15. Share capital

| | Ordinary shares 2025 USD | Ordinary shares 2024 USD |
|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| On issue 31 December 2024/31 December 2025 | <u>140</u> | <u>140</u> |

At 31 December 2025 and 31 December 2024, the authorised share capital comprised 140 ordinary shares at a par value of USD1 each. All shares have been issued and called up.

16. Other equity

| | 2025 USD | 2024 USD |
|--------------|----------------|----------------|
| Other equity | <u>461,860</u> | <u>461,860</u> |

On 29 August 2017, all of the shares of the Company were acquired by its new immediate parent, GC Agile Intermediate Holdings Limited, which resulted in the unwinding of the amounts receivable from the existing preference shareholders at the time amounting to *USD349,960*.

Other equity amounting to *USD111,900* (2024 – *USD111,900*) represent capital contribution from the shareholders, including an additional contribution of \$100,000 contributed in 2022 to meet requirements in Japan for the Company to provide management company services. Such amounts are unsecured, interest-free and repayable exclusively at the option of the Company.

17. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents included in the statement of cash flows comprise the following amount in the statement of financial position:

| | 2025 USD | 2024 USD |
|--------------------------|---------------|----------------|
| Cash at bank and on hand | <u>68,806</u> | <u>125,774</u> |

Cash at bank earns interest at floating rates based on bank deposit rates.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

18. Related party disclosures

The Company's immediate parent is GC Agile Intermediate Holdings Limited and its ultimate parent is Apex Group Ltd.

Amounts owed to related parties as disclosed in note 14, include amounts due to the underlying platforms under management and amounts due to related companies for intercompany recharges.

During the course of the year, the Company entered into transactions with related parties as follows:

| | 1 Jan 25 to 31 Dec 25 USD | 1 Jan 24 to 31 Dec 24 USD |
|--|---------------------------------|---------------------------------|
| <i>Revenue:</i> | | |
| Related party transactions with: Platforms under management | <u>2,510,667</u> | <u>2,276,672</u> |
| <i>Other operating income:</i> | | |
| Related party transactions with: Platforms under management | <u>139,300</u> | <u>256,101</u> |
| <i>Other operating expenses and staff costs:</i> | | |
| Related party transactions with: Related companies | <u>680,147</u> | <u>615,374</u> |
| Platforms under management | <u>244,903</u> | <u>194,319</u> |

19. Fair values of financial assets and financial liabilities

At 31 December 2025 and 31 December 2024, the carrying amounts of financial assets and financial liabilities classified with current assets and current liabilities respectively approximated their fair values due to the short-term maturities of these assets and liabilities.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

20. Financial risk management

The exposures to risk and the way risks arise, together with the Company's objectives, policies and processes for managing and measuring these risks are disclosed in more detail below.

The objectives, policies and processes for managing financial risks and the methods used to measure such risks are subject to continual improvement and development.

Where applicable, any significant changes in the Company's exposure to financial risks or the manner in which the Company manages and measures these risks are disclosed below.

Where possible, the Company aims to reduce and control risk concentrations. Concentrations of financial risk arise when financial instruments with similar characteristics are influenced in the same way by changes in economic or other factors. The amount of the risk exposure associated with financial instruments sharing similar characteristics is disclosed in more detail in the notes to the financial statements.

Credit risk

Financial assets which potentially subject the Company to concentrations of credit risk consist principally of receivables and cash at bank.

Receivables are presented net of an allowance for doubtful debts. As disclosed in the material accounting policy information, in terms of IFRS 9, the Company applies an ECL model. Credit risk with respect to receivables is limited due to credit control procedures. Due to the nature of the business and resulting trade receivable balances arising, credit risk with respect to receivables is monitored on an ongoing basis.

The carrying amount of trade receivables recorded in the financial statements, which is net of impairment losses, represents the Company's trade receivables that are considered to be past due for which the Company has not provided as the amounts are still considered recoverable.

The Company assesses the credit quality of its customers by taking into account their financial standing and past experience. During the year no allowance for doubtful debts has been recognised against trade receivables (2024 – USDNil).

Cash at bank is placed with Northern Trust International Banking Corporation. This financial institution has a credit rating of A+ (2024: A+) by Standard and Poor's.

Currency risk

Foreign currency transactions comprise mainly of transactions in EUR and GBP. The risk arising from foreign currency transactions is managed by regular monitoring of the relevant exchange rates and management's reaction to material movements thereto. Currency risk is not considered to be significant at the date of the financial position.

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk associated to fluctuations in the rate of interest in relation to interest bearing financial assets and liabilities held by the Company. Bank balances represent short-term balances held earning interest at the current market rates, where the directors believe that the Company's exposure to interest rate risk is not significant.

Emerging Asset Management Ltd.

Notes to the financial statements

31 December 2025

20. Financial risk management (continued)

Liquidity risk

The Company monitors and manages its risk to a shortage of funds by monitoring forecast and actual cash flows. Liquidity risk is not considered to be significant at the date of financial position.

Capital risk management

The Company's objectives when managing capital are to safeguard its ability to continue as a going concern and to maximise the return to stakeholders through the optimisation of the debt and equity balance.

The capital structure of the Company consists of cash and cash equivalents as disclosed in note 17 and items presented within equity in the statement of financial position.

The Company's directors manage the Company's capital structure and make adjustments to it, in the light of changes in economic conditions or relevant legislation. The capital structure is reviewed on an ongoing basis.

21. Guarantee

In connection with a credit facility entered by the Company's indirect parent within the Apex Group during the previous periods, all of the Company's assets have been pledged in favour of the Apex Group's lenders.

22. Events after the reporting date

There were no significant events after the reporting period that require disclosure or adjustment in these financial statements.

4 【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理事務代行会社又は管理会社の関連会社による本ファンドの資産の取引は禁止されていません。

管理会社が、()管理会社自身又は管理会社の取締役を相手方として取引を行うこと、()管理会社、本ファンド若しくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと、又は()受益者の利益を害するか、若しくは、本ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社若しくは受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことは禁止されています。

投資運用会社、管理事務代行会社、販売会社、受託会社、代行協会員（及びこれらの各役員及び取締役）並びに本ファンドに関して任命された各ブローカーは、随時、本ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役若しくは私募の取扱い者として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります、又は投資目的が本ファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任のファンド運用サービス若しくは付随する管理事務サービス、保管サービス若しくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、本ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を買付ける際に、その他の顧客に対する義務を考慮しつつ、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、投資運用業のうち投資一任契約に係る業務に従事しています。投資運用会社は、有価証券及び金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客・投資家に運用サービスの提供を行い、また、本ファンドに対するサービスの提供において入手、作成又は使用する情報及び取引戦略と同一の又は異なる情報及び取引戦略を用いて、本ファンドのアカウントの管理及び助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他のアカウントにも運用サービスの提供を行うことがあります。その他のアカウントの運用/助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、本ファンドへの運用の提供に支払われる報酬を超えることがあり、そのことは、かかるその他のアカウントを優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、仮に投資運用会社が、同時に、又はほぼ同時に、かかるアカウントと本ファンドに係る取引の決定を行う場合、本ファンドは、同一又は類似のポジションについて、当該その他のアカウントと競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会が本ファンドとかかるその他のアカウントとの間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

本ファンドは、投資運用会社によって企画立案されており、投資運用会社の選定並びにその任命の条件及び報酬の料率は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。しかしながら、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬及び手数料の額は、本ファンドと同種類の投資ファンドに関する通常の市場レートに一致していると考えています。

投資運用会社及び/又はその関連会社は、直接又は間接に、本ファンド及び/又は本ファンドが買付け若しくは売却することができる投資対象に対して投資することができます。投資運用会社又はその関連会社は、かかる取引又はかかる取引から得た利益に関して、本ファンドに説明する（又は本ファンドと共有し、若しくは、本ファンドに通知する）義務を負っていません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使うことができない結果、本ファンドの投資の柔軟性が制限される可能性があります。

管理会社、受託会社及び管理事務代行会社は同一の企業グループを構成します。管理事務代行会社の起用については、投資運用会社の承諾が必要となりますが、受託会社は、本ファンドについて管理事務代行会社を起用することができ、管理事務代行会社の本ファンドに対するサービスの管理について全責任を負います。加えて、受託会社の報酬及び管理事務代行会社の報酬は、管理事務代行会社によって計算される本ファンドの純資産価額に基づき算出され、これにより利益相反の可能性が生じます。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、当該利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることができます。また受託会社の取締役及びその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあり、適用される守秘義務の遵守を前提に、本ファンドのための役務の遂行において認識し、取得し、作成し、又は利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができます。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社において、定款の変更及び解散に関して株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

2026年6月30日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間の定めはありません。ただし、株主総会の決議によって解散することができます。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エイペックス・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド

(Apex Fund Services (Cayman) Ltd.)

(「受託会社」)

資本金の額

2026年3月末日現在、51,859米ドル(約829万円)

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島会社法に基づき、2010年9月8日付で設立された有限責任の会社であり、ケイマン諸島金融庁(CIMA)から発行される信託免許及びミューチュアル・ファンド管理事務代行会社免許を有しています。受託会社の主たる事業は、信託ファンド管理事務代行業務及びコーポレートサービスの提供です。

管理会社は、本信託証書に基づき、受託会社のために本受益証券を発行し買戻す権限と責任を有し、本ファンドの資産の投資を行う権限と責任を有していますが、それらの場合以外については、受託会社が本ファンドの管理・運営に関する全体的な権限と責任を有しています。ただし、受託会社は本ファンドの日常的な運営には関与せず、本信託証書の下で行使可能な権限に基づき、受託会社及び管理会社は本ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限と責任を投資運用会社に委任し、本ファンドに関する一定の管理機能を管理事務代行会社に委任しています。

(2) TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 (TORANOTEC Asset Management Ltd.)

(「投資運用会社」)

資本金の額

2026年3月末日現在、1億円

事業の内容

管理会社及び受託会社は、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を本ファンドに関する投資運用会社として任命しています。

投資運用会社は、TORANOTEC 株式会社の子会社であり、「すべての人を投資家に」の社是のもと、「トラノコ」という独自のスマートフォンアプリを開発し、主に若年層・投資未経験者等を対象に、少額のおつりとポイントを投資運用会社が運用する投資信託に投資できるサービスを提供しています。

投資運用会社は、1998年7月31日に設立され、TORANOTEC 株式会社による買収後の、2016年12月にTORANOTEC 投信投資顧問株式会社に商号を変更しました。

投資運用会社は、日本において、第二種金融商品取引業、投資助言代理業、及び投資運用業の登録を受けています。

投資運用会社は、本ファンドのポートフォリオに関する戦略的な投資アドバイスや限定的な投資運用サービスを提供するために、投資アドバイザーを随時任命することができます。

(3) エイペックス・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド

(Apex Fund Services (Cayman) Ltd.)

(「管理事務代行会社」)

資本金の額

2026年3月末日現在、51,859米ドル(約829万円)

事業の内容

管理事務代行会社は、ケイマン諸島会社法に基づき、2010年9月8日付で設立された有限責任の会社であり、ケイマン諸島金融庁(CIMA)から発行されるミューチュアル・ファンド・管理事務代行会社の免許及び信託免許を有しています。主たる事業は、ファンド管理事務代行業務、信託及びコーポレートサービスの提供です。管理事務代行会社は、世界中で50を超える国に112か所の事務所を有し、代替資産関連のファイナンシャル・サービス、信託及びコーポ

レートサービスを提供する世界的な大手企業であり、管理する資産の額が3兆1,000億米ドルを超えるエイペックス・グループ・リミテッドのメンバーであります。

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、特に、本ファンドに対し、受益者名簿の管理、帳簿及び記録の管理、投資運用会社と投資者とのコミュニケーションにおける支援、費用支払いの手配、本ファンドの計算書類の作成及び本ファンドの登録人としての行動を含む、管理事務代行サービスを提供する責任を負っています。

(4) キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「販売会社」及び「代行協会員」)

資本金の額

2026年3月末現在、10億円

事業の内容

1999年に設立され、20年以上の歴史を有する証券会社です。関東財務局長より第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(5) JIA証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

2025年3月末現在、6億5,372万円

事業の内容

1944年に設立され、80年以上の歴史を有する証券会社です。関東財務局長より第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」

本ファンドに関する受託業務を行います。

(2) 「投資運用会社」

投資運用契約に基づき、本ファンドの投資運用に関する業務を行います。

(3) 「管理事務代行会社」

管理事務代行契約に基づき、本ファンドの管理事務代行業務を行います。

(4) 「代行協会員」

代行協会員の業務を行います。

(5) 「販売会社」

本受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

管理会社、受託会社及び管理事務代行会社は同一の会社グループを構成しています。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（Mutual Funds Law）（現在のミューチュアル・ファンド法（Mutual Funds Act）（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しませんでした。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していませんでしたが、ケイマン諸島内において又はケイマン諸島から運営している投資信託の企業受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Law）（改正済）（現在の銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Act）（改正済））（以下「銀行・信託会社法」といいます。）の下で規制されており、ケイマン諸島内において又はケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社及びその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Law）、ケイマン諸島の会社管理法（Companies Management Law）又はケイマン諸島の地域会社（管理）法（Local Companies (Control) Law）（いずれも、現在の銀行・信託会社法（Banks and Trust Companies Act）、会社管理法（Companies Management Act）（改正済）及びケイマン諸島の地域会社（管理）法（Local Companies (Control) Act）（改正済））の下で規制されていました。
- 1.2 多くのユニット・トラスト及びオープンエンド型ファンドが1960年代の終わり頃から設立されました。ケイマン諸島は連合王国の海外領土であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、それらは、概して連合王国に籍を有する投資運用会社又は投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」といいます。）として設立されていました。その後、米国、ヨーロッパ、極東及びラテンアメリカの投資顧問会社によって、又はそれらが設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社型ファンド、及びリミテッド・パートナーシップが設立されました。
- 1.3 2026年3月現在、ケイマン諸島における運用中の規制投資信託の数は13,000超（マスター・ファンド数3,100超を含む）でした。
- 1.4 ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」といいます。）及び銀行・信託会社法は、ケイマン諸島における銀行・信託業の許可及び規制の責任をケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に課しています。CIMAは、オフショア・バンキング監督者グループ、カリブ・バンキング監督者グループ及び北米・中南米バンキング監督者協会のメンバーの地位を有しています。
- 1.5 ケイマン諸島はまた、カリブ金融活動作業部会（以下「CFATF」といいます。）のメンバーであり、マネー・ロンダリングに関するCFATFの1992年キングストン宣言を遵守します。この宣言は、薬物不正取引に関する1988年国連ウィーン会議条約、反マネー・ロンダリング及び反薬物に関するアメリカ州政府モデル規則協会、並びに効果的な反マネー・ロンダリング及びテロ資金対策制度の国際基準であるマネー・ロンダリング防止及びテロ資金対策に関する金融活動作業部会（以下「FATF」といいます。）の40の勧告書の履行を支持するものです。

2. 投資信託の規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型ファンドに対する規則及び投資信託管理者に対する規則を制定しています。2020年に最初に制定されたプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といいます。）は、クローズドエンド型ファンドに対するCIMAの規制を定めています（下記第17項に詳述します）。銀行、信託会社、保険会社及び会社のマネージャーをも監督しており金融庁法により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法のもとの規制の責任を課せられています。ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法は、各法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課しています。さらに、金融庁法は、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則（改正済）（以下「反マネー・ロンダリング規則」といいます。）、ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法を含むケイマン諸島の一定の法律の違反に対して高額の罰金を課す権限を、CIMAに与えています。

2.2 ミューチュアル・ファンド（以下「投資信託」といいます。）とは、ケイマン諸島において設立された（ケイマン諸島外で設立された場合にはケイマン諸島から管理が行われる）会社、ユニット・トラスト、有限責任会社若しくはパートナーシップで、投資リスクを分散しつつ、投資対象からの収益若しくは売買益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的又は企図して投資者に買戻請求権がある受益証券を発行するものをいいます。

3 2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、ミューチュアル・ファンド法に統合された適用ある規定とともに、ミューチュアル・ファンド法の改正法である2020年ミューチュアル・ファンド（改正）法（以下「ミューチュアル・ファンド（改正）法」といいます。）を制定し、これにより、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されていた投資信託（投資信託の持分を保有する者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運営者を選任又は解任することができる投資信託、並びにケイマン諸島外で設立され、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条の目的上CIMAが指定する規制対象事業に関してケイマン諸島の証券投資業法（改正済）（以下「証券投資業法」といいます。）に基づくライセンスを保有する者を通じてその持分の申込をケイマン諸島の公衆に対して勧誘するその他一定の投資信託、以下「限定投資者投資信託」といいます。）もミューチュアル・ファンド法の規制の範囲に含まれることとなりました。ミューチュアル・ファンド（改正）法に従って、2020年2月7日現在存在するすべての限定投資者投資信託は、6ヵ月間の経過期間が認められており、2020年8月7日までにCIMAに登録しなければなりません。2020年2月8日以降に設立された新しい限定投資者投資信託は、そのローンチ前にCIMAに登録しなければなりません。

4. 規制を受ける投資信託の四つの形態

4.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託及び投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時及び毎年約5,031米ドルの手数料が納入されなければなりません。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務及び受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられます。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託者及びジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求されます。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適しています（下記第4.2項参照）。

免許投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従いCIMAに登録されなければなりません。

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定します。同管理者及び投資信託により作成された目論見書が、投資信託及び投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2及びMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければなりません。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務及び受益権を募る方法が適切に行われること、及び投資信託がケイマン諸島において設立又は設定されていない場合には、CIMAにより承認された国又は領土において設立又は設定されていることを満たしていることが要求されます。当初手数料及び年間手数料は約5,030.49米ドルです。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（若しくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託者、若しくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、又はその他債権者若しくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければなりません。

管理投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従いCIMAに登録されなければなりません。

4.3 第4(3)条投資信託

4.3.1 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられます。

- (a) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- (b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (c) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、又は
 - () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

4.3.2 上記の(a)又は(b)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ5,030.49米ドルの当初手数料及び年間手数料を支払わなければなりません。上記の(c)に分類される投資信託で、マスター・ファンドに関する別個の販売用書類が存在しない場合、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ約3,750米ドルの当初手数料及び年間手数料を支払わなければなりません。

4.3.3 第4(3)条投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為する若しくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、第4(3)条投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従いCIMAに登録されなければなりません。

4.4 限定投資者投資信託

4.4.1 規制投資信託の第四の類型は、限定投資者投資信託です。第4(3)条投資信託とは異なり、限定投資者投資信託には、一投資者当たり100,000米ドルの最低投資額の要件はないが、限定投資者投資信託の投資者の数は15名を超えることはできず、また、かかる投資者の過半数は、投資信託の運営者を任命若しくは解任できなければなりません。

4.4.2 限定投資者投資信託は、以下を履行することによってCIMAに登録することが要求されます：（ ）投資者の過半数が投資信託の運営者を任命若しくは解任できる旨を規定している投資信託の設立書類の認証付写しを提出すること、（ ）所定の形式により目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料を含むその他の情報を提出すること、及び（ ）年間登録手数料5,030.49米ドルを支払うこと。

4.4.3 限定投資者投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為する若しくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、限定投資者投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従いCIMAに登録されなければなりません。

5 . 投資信託の追加的及び継続的要件

5.1 いずれの規制投資信託も、その持分についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書（Prospectus）（限定投資者投資信託の場合は目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料）を発行しなければなりません。かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければなりません。さらに、虚偽記載に対する既存の法的義務及びすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用されます。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託者、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っています。

5.2 CIMAの「2020年7月付規則 - 資産価額の計算 - 規制投資信託」（以下「NAV計算規則」といいます。）に従い、各規制投資信託は、その純資産価額の計算におけるプライシング・評価のための実務、方針及び手続きを定めた純資産価額計算ポリシー（以下「NAV計算ポリシー」といいます。）を定めなければなりません。NAV計算ポリシーは、NAV計算規則の要求事項を満たしていなければならず、規制投資信託の純資産価額が公正、完全、中立であり、重要な誤謬がなく、検証可能であることが確保されていなければなりません。NAV計算ポリシーは文書化され、ファンドの販売用書類に開示されなければなりません。

5.3 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任し、CIMAが承認した監査人によって毎年その会計書類を監査させ、決算終了から6か月以内に又はCIMAが認めた延長期間内にCIMAに投

資信託の各会計年度に関する監査済会計書類を提出しなければなりません。ミューチュアル・ファンド法に従い、規制投資信託の会計書類は、国際財務報告基準又はアメリカ合衆国、日本、スイス又はいずれかの非高リスク法域（すなわち、金融活動作業部会によって発行された高リスク法域一覧に記載していない法域）で一般に認められている会計原則に準拠して作成されるものとします。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したとき又は該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っています。

- 5.3.1 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、又はそのおそれがある場合
- 5.3.2 投資信託の投資者又は債権者を害するような方法で、自ら事業を行い若しくは行っている事業を解散し、又はそうしようと意図している場合
- 5.3.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 5.3.4 欺罔的又は犯罪的な方法で事業を行い又はそのように意図している場合
- 5.3.5 ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則又は免許の条件を遵守せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 5.4 すべての規制投資信託は、登記上の事務所若しくは主たる事務所又はその運営者（該当する場合、取締役、受託者又はジェネラル・パートナー）の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければなりません。
- 5.5 CIMAは、規制投資信託の健全かつ堅実なガバナンスのための最低限の期待水準に関する指針を定める、2023年4月付の指針書 - 投資信託及びプライベート・ファンドのコーポレート・ガバナンスを発行しました。これは、規制投資信託のすべての運営者（例えば、信託として設立された投資信託の場合には受託者）が、規制投資信託の運営において遵守することを求められるものです。規制対象事業体のコーポレート・ガバナンスに関するCIMAの規則では、CIMAにより規制される事業体（投資信託を含みます。）のコーポレート・ガバナンスに関するより詳細な規則が定められています。
- 5.6 ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な報告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。報告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報及び会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各報告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された報告書の正確性又は完全性については法的義務を負いません。

6. 投資信託管理者

- 6.1 免許には、「無制限投資信託管理者」の免許及び「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型があります。ケイマン諸島において又はケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求されます。管理とは、投資信託の資産のすべて又は実質上すべての支配を含む投資信託の運用又は管理事務を行うこと、投資信託に対して主たる事務所を提供すること、若しくは（会社であるかユニット・トラストであるかに応じて）受託者又は投資信託の取締役を提供することとして定義されます。
- 6.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャー又は役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければなりません。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造及びその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければなりません。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければなりません。投資信託管理者の純資産は、最低約50万米ドルなければなりません。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されません。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者である

かケイマン諸島で設立された法人を代行業社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができます。

- 6.3 管理投資信託に関する投資信託管理者の責任は、受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第4.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することです。
- 6.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができますが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要です。この類型は、ケイマン諸島に投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認めます。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができます。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていません。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第4.3項参照)又はミューチュアル・ファンド法第4(4)条(上記第4.4項参照)に基づき規制されていない場合は、別個に免許を受けなければなりません。
- 6.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したとき又は該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っています。
- 6.5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、又はそのおそれがある場合
- 6.5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者又は投資信託管理者の債権者又は投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行い若しくは行っている事業を自発的に解散し、又はそうしようと意図している場合
- 6.5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 6.5.4 欺罔的又は犯罪的な方法で事業を行い又はそのように意図している場合
- 6.5.5 ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則又は免許の条件を遵守せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 6.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、又は保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできます。
- 6.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、又はジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要です。
- 6.8 無制限免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約24,391米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約30,488米ドルです。制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は、約8,537米ドルです。無制限免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約36,586米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約42,683米ドルです。制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は、約8,537米ドルです。

7. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりです。

7.1 免除会社

- 7.1.1 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」といいます。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社です。時には、保証による有限責任会社も用いられます。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有します。
- 7.1.2 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、及び内部統制条項を記載した基本定款及び定款)、基本定款の記名者による署名を

行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含みます。

7.1.3 存続期限のある又は存続期間が限定される会社型のファンドビークルを設立することは可能です。

7.1.4 会社がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約されます。

(a) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければなりません。

(b) 取締役、代理取締役及び役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければなりません。

(c) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければなりません。

(d) 株主名簿は、登記上の事務所において又は希望すればその他の管轄地において維持することができます。

(e) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持します。

(f) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければなりません。

7.1.5 会社は、取締役会を持たなければなりません。取締役は、主に管理事項に関する一定の法的義務に沿って、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行なわなければならない。

7.1.6 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができます。

7.1.7 額面株式又は無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式及び無額面株式の両方を発行することはできません。)。

7.1.8 いずれのクラスについても償還株式の発行が認められます。

7.1.9 株式の買戻しも認められます。

7.1.10 収益又は払込剰余金からの株式の償還又は買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還又は買戻しをすることができます。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とします。

7.1.11 分配金は、(会社の定款に従うことを条件として)会社の払込剰余金勘定からも利益からも支払うことができます。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができます、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければなりません。

7.1.12 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。

7.1.13 会社は、名称、取締役及び役員、株式資本及び定款の変更並びに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければなりません。

7.1.14 免除会社は、会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければなりません。

7.1.15 ケイマン諸島の会社は、ケイマン諸島実質所有者透明化法制(第18項にて定義及び詳述されます。)に服します。

7.2 免除ユニット・トラスト

7.2.1 ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によって用いられます。

7.2.2 ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者又はこれを設立する管理者及び受託者により形成されます。

7.2.3 ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けたケイマン諸島の法人受託者又は免許を受けた当該法人受託者の「被支配子会社」とします。よって、受託者(又は免許を受けたその親会社)は、両方の法律に基づきCIMAによる規制・監督を受けません。

- 7.2.4 ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、受託者は、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社がこれを運用する間、一般的に受託者としてこれを保有します。各受益者は、信託資産に対する比例的割合(各受益者の受益証券の価額に基づく)に応じた権利を有します(受益証券のクラスが異なる場合には権利は異なる場合があります。)
- 7.2.5 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務及び責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。
- 7.2.6 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請されます。その場合、信託証書及びケイマン諸島の居住者又はケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出されます。
- 7.2.7 免除信託の受託者は、受託者、受益者、及び信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。
- 7.2.8 ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。
- 7.2.9 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料及び年次手数料を支払わなければなりません。
- 7.3 免除リミテッド・パートナーシップ
- 7.3.1 免除リミテッド・パートナーシップは、ベンチャーキャピタル又はプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられるが、投資信託ビークルとしても用いられます。
- 7.3.2 リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似しています。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」といいます。)です。
- 7.3.3 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業又はパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているか又は同島で設立されたものでなければなりません。)及びリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成されます。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となります。
- 7.3.4 ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受します(つまり、免除リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーの責任は、各リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップ契約に従って免除リミテッド・パートナーシップの資産への出資を約束した金額に限定されます)。加えて、()免除リミテッド・パートナーシップがキャッシュフロー・ベースで債務超過となり、かつ()分配時に組合員がその債務超過を実際に知っていた場合に、リミテッド・パートナーが分配を受け又は債務を免除された場合には、出資履行額の分配のクローバックが行われることがあります。かかる場合におけるリミテッド・パートナーの責任は、支払い又は免除の日から6ヶ月間に限定されます。ジェネラル・パートナーの機能、義務及び責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載されます。
- 7.3.5 ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っています。また、例えばパートナーシップに適用される衡平法及びコモン・ローの

規則（パートナーシップ法（改正済）及び免除リミテッド・パートナーシップ法により変更済。）などのジェネラル・パートナーシップの法理が適用されます。

7.3.6 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければなりません。

- (a) ケイマン諸島に登録事務所を維持します。
- (b) 商号及び所在地、リミテッド・パートナーに就任した日並びにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国又は領域に）維持します。
- (c) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持します。
- (d) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示又は通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態又はその他の媒体により登録事務所において入手可能にします。
- (e) リミテッド・パートナーの出資額及び出資日並びに当該出資額の引出額及び引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国又は領域に）維持します。
- (f) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持します。
- (g) 適用ある場合、以下に関する契約及び請求書を含む重要な基礎的書類を含む適正な会計帳簿を維持します：（ ）免除リミテッド・パートナーシップによって受領され、支出されたすべての金額、及び支出の受領が発生した事項；（ ）免除リミテッド・パートナーシップによる物品のすべての売却及び購入、及び（ ）免除リミテッド・パートナーシップの資産及び負債。

7.3.7 リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、リミテッド・パートナーシップの持分はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができます。

7.3.8 リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの事業と財務状況について完全な情報を求める権利を有します。

7.3.9 免除リミテッド・パートナーシップは、今後50年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。

7.3.10 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更及びその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければなりません。

7.3.11 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定報告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければなりません。

7.3.12 ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップは、ケイマン諸島実質所有者透明化法制（第18項にて定義及び詳述されます。）に服します。

7.4 有限責任会社

7.4.1 有限責任会社（以下「LLC」といいます。）は、ケイマン諸島の有限責任会社法（改正済）（以下「LLC法」といいます。）に基づき設立することができます。

7.4.2 LLCは、有限責任会社登記官（以下「登記官」といいます。）に登録届出書を提出することで設立されます。LLCには、LLCのメンバー間で文書によるLLC契約を締結することが要求されますが、登記官に提出することは求められません。

7.4.3 LLCの名称には、「LLC」又は「有限責任会社」を含めることができますが、義務ではありません。当初の登録料及び登録届出書を受領次第、登記官はLLCを登録し、通常3乃至5営業日（追加手数料により24時間に短縮可）以内に登録証明書を発行します。

7.4.4 LLCは、独立した法人格を有します。したがって、LLCの場合、免除リミテッド・パートナーシップとは対照的に、一つのピークルだけが組成され維持されることが必要です。

7.4.5 一般的に、LLCのメンバーの責任は、LLC契約に従い各メンバーがLLCの資産に拠出することを引受けた額に制限されます。

7.4.6 LLC法では、有限責任に関する重要な例外の一つとして、分配のクローバック（払戻し）規定が定められており、当該規定に従い、(i) LLCがキャッシュフロー・ベースで支払不能に陥

り、かつ()メンバーが分配時においてかかる破産状態を実際に認識していた場合に、メンバーが分配を受領するか、債務を免除される場合、分配のクローバックがある場合があります。クローバックについて時効はありません。

- 7.4.7 LLCの経営は、メンバーによって遂行されることができ、取締役（又はLLC法のもとでは「マネージャー」と呼ばれる）を任命することは要求されません。
- 7.4.8 LLCのマネージャー若しくは経営陣の義務は、免除会社の取締役が負う義務に比べて著しく負担の少ないものとなっています。免除会社の取締役は、適切な注意、スキル及び努力を払って行為すべき衡平法上の受託者義務及びコモン・ロー上の義務を負っていますが、LLCのマネージャーには、誠実に行う義務以外にLLCに対して負う義務（受託者義務やその他の義務等）はありません。ただし、かかる誠実義務は、LLC契約により拡大することも制限することもできます。
- 7.4.9 LLCは、株式資本を持ちません。その代わりに、メンバーには、持分又は持分クラスが発行されます。
- 7.4.10 メンバーは、メンバー間相互の合意により、LLCの利益及び損失の配分方法並びに分配方法及び分配時期を決定することができ、それらは按分比例配分以外によることができます。LLCが活動していない場合、LLC法では、利益及び損失の分配は拠出された出資金に基づいて配分されなければならない旨規定しています。
- 7.4.11 LLCは、今後50年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。
- 7.4.12 LLC分配の点において、分配を行う能力を制限するような資本維持要件はありません。ただし、LLC契約の下で認められていることを条件として、LLCは、分配、義務の免除及び出資金の払戻し等の種々の方法により、メンバーに対して現金又は資産を返還することができます。
- 7.4.13 LLC法は、LLCで規定されるとおりに分配が行われるような現金ベースの支払能力テストを課しています。ただし、LLCが、通常の事業の過程において期限が到来する債務を支払うことができることを前提とします。
- 7.4.14 LLCは、ケイマン諸島実質所有者透明化法制（第18項にて定義及び詳述されます。）に服します。

8. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 8.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できます。
- 8.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託者又はジェネラル・パートナー）は、上記第8.11項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金及び所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられます。かかる場合、CIMAは、規制投資信託の運営者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.3 ある者がケイマン諸島において又はケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報又は説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 8.4 CIMAが与える第8.3項に記載する指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.5 CIMAからの指示により第8.3項に記載する情報又は説明を提供する者は、それが虚偽である又は誤解を招くものであることをみずから知っている場合又は合理的に知るはずである場合にこれをCIMAに提供してはなりません。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル

- の罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.6 投資信託がケイマン諸島において又はケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるかそれを企図しており、そのように行っていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、ケイマン諸島の（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」といいます。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を付与する権限を有しています。
- 8.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第8.9項に定めたいずれかの行為又はすべての行為を行うことができます。
- 8.7.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- 8.7.2 規制投資信託がその投資者若しくは債権者に有害な方法で業務を行っているか若しくは行おうとしている場合、又は自発的にその事業を解散する場合
- 8.7.3 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法又は反マネー・ロンダリング規則（改正済）のいずれかの規定に違反した場合
- 8.7.4 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- 8.7.5 規制投資信託の指導及び運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- 8.7.6 規制投資信託の取締役、マネージャー又は役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 8.8 第8.7項に言及した事由が発生したか、又は発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとします。
- 8.8.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- 8.8.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- 8.8.3 所定の年間許可料又は年間登録料を支払うこと
- 8.8.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、又は監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 8.9 第8.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとします。
- 8.9.1 第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）又は第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可又は登録を取り消すこと
- 8.9.2 投資信託に対して条件を付し、又は条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- 8.9.3 投資信託の推進者又は運営者の入替えを求めること
- 8.9.4 業務の適切な遂行について投資信託に助言する者を選任すること
- 8.9.5 投資信託の業務管理者を選任すること
- 8.10 CIMAが第8.9項に記載する行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者及び債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行い及びその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができます。
- 8.11 CIMAは、そうすることが必要又は適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置又は行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとします。
- 8.12 第8.9.4項又は第8.9.5項に記載するCIMAにより選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとします。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払います。
- 8.13 第8.9.5項に記載するCIMAにより選任された者は、投資信託の投資者及び債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有します。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含みます。
- 8.15 第8.9.4項又は第8.9.5項に記載する投資信託に関しCIMAにより選任された者は、以下の行為を行うものとします。

- 8.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供します。
- 8.15.2 選任後3か月以内又はCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行います。
- 8.15.3 第8.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供します。
- 8.16 第8.9.4項又は第8.9.5項に記載するCIMAにより選任された者が第8.15項の義務を遵守しない場合、又はCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.17 投資信託に関する第8.15項に記載する情報又は報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができます。
- 8.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- 8.17.2 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- 8.17.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託者に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- 8.17.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てることができ、また、CIMAは、第8.9.4項又は第8.9.5項に基づき選任される者の選任又は再任に関して適切と考える行為をとることができます。
- 8.18 CIMAが第8.17項に記載する措置をとった場合、CIMAは、投資信託の投資者及び債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置及び同項又は第8.9項に記載するその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができます。
- 8.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第8.9.1項に記載する投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなされます。
- 8.20 グランドコートが第8.17.3項に記載される申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託者に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができます。
- 8.21 CIMAは、投資信託によるミューチュアル・ファンド法及びケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則を含むケイマン諸島の一定の規制法令の所定の条項の違反に関して、投資信託に対して、並びにその違反を承諾したか共謀したか、又はその違反がその者の懈怠に起因すると証明された投資信託の取締役（又は受託者等のその他の運営者）若しくは役員に対して高額の罰金を課す裁量権を有しています。
- 8.22 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこと若しくは行おうとすることを終了し又は清算若しくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）又は第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可又は登録をいつでも取り消すことができます。

9. 投資信託管理者に対するCIMAの規制及び監督

- 9.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができます。
- 9.2 免許投資信託管理者は、第9.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。

- 9.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報又は説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 9.4 第9.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 9.5 第9.3項の目的のために情報又は説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、又は知るべきであるのにもかかわらず、これをCIMAに提供してはなりません。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 9.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有します。
- 9.6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、又はその業務を行っており、かつ
- 9.6.2 その者がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 9.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこと若しくは行おうとすることを終了し又は清算若しくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができます。
- 9.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第9.10項所定の措置をとることができます。
- 9.8.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- 9.8.2 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法又は反マネー・ロンダリング規則の規定に違反した場合
- 9.8.3 会社法のパートXVIIIA、LLC法のパート12又は有限責任パートナーシップ法（改正済）（以下「LLP法」といいます。）のパート8に定義される「コーポレートサービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が当該パートに違反した場合
- 9.8.4 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者又は投資信託管理者の債権者又は投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行い若しくは行っている事業を解散し、又はそうしようと意図している場合
- 9.8.5 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行い又はそのように意図している場合
- 9.8.6 免許投資信託管理業務の指示及び管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- 9.8.7 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャー又は役員地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- 9.8.8 上場されている免許投資信託管理業務を支配し又は所有する者が、当該支配又は所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 9.9 CIMAは、第9.8項に言及した事由が発生したか、又は発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとします。
- 9.9.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (a) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- (b) CIMAの命令に従い、保証又は財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- (c) 投資信託、又はファンドの設立計画推進者又は運営者に関し、条件が満たされていること
- (d) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- (e) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- (f) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

- (g) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (h) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 9.9.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - 9.9.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - 9.9.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分され又は取り引きされること
- 9.10 第9.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りです。
 - 9.10.1 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - 9.10.2 その投資信託管理者免許に関し条件及び追加条件を付し、またかかる条件を変更し又は取り消すこと
 - 9.10.3 管理者の取締役、類似の上級役員又はジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - 9.10.4 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - 9.10.5 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
 - 9.11 CIMAが第9.10項に記載する措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができます。
 - 9.12 第9.10.4項又は第9.10.5項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとし、その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となります。
 - 9.13 第9.10.5項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者及び管理者の債権者及びかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有します。
 - 9.14 第9.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含みます。
 - 9.15 第9.10.4項又は第9.10.5項に記載する権限に基づき免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとし、
 - 9.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供します。
 - 9.15.2 選任後3か月以内又はCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行います。
 - 9.15.3 第9.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供します。
 - 9.16 第9.10.4項又は第9.10.5項に記載する権限に基づき選任された者が、
 - 9.16.1 第9.15項の義務に従わない場合、又は
 - 9.16.2 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
 - 9.17 免許投資信託管理者に関する第9.15項に記載する情報又は報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができます。
 - 9.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - 9.17.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること、又は、第9.10.4項又は第9.10.5項に記載する権限に基づき選任される者の選任に関してCIMAが適切と考える措置を行うこと

- 9.18 CIMAが第9.17項に記載される措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者及びかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができます。
- 9.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができます。
- 9.19.1 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うこと又は行おうとすることをやめてしまっていると判断した場合
- 9.19.2 免許の保有者が、解散又は清算に入った場合
- 9.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第9.10項に記載されるとおりその投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされます。
- 9.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、例えば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法によりCIMAによっても規制され監督されます。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものです。

10. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 10.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができます。
- 10.1.1 規制投資信託
- 10.1.2 免許投資信託管理者
- 10.1.3 規制投資信託であった者、又は
- 10.1.4 免許投資信託管理者であった者
- 10.2 解散のための申請に関する書類及び10.1.1項から10.1.4項に規定された者又はそれらの各債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付されます。
- 10.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下を行うことができます。
- 10.3.1 10.1.1項から10.1.4項に規定された者の債権者集会に出席すること
- 10.3.2 仲裁又は取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- 10.3.3 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 10.4 執行官が、CIMA又はインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか若しくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMA又は警察官及びその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができます。
- 10.4.1 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- 10.4.2 それらの場所又はその場所にいる者を捜索すること
- 10.4.3 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
- 10.4.4 ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、又は行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- 10.4.5 ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、又は行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。
- もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 10.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、又はCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができますが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとします。
- 10.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはなりません。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。

11. 金融庁法に基づくCIMAによる開示

- 11.1 下記第11.2項及び金融庁法第50(3)条に定める事項を条件として、金融庁法に基づき、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人若しくは顧問人である者が、その者の職務の過程で、又は金融庁法若しくはその他の法律に従いCIMAの機能を執行する中で取得した以下に関する情報を開示する場合は犯罪となり、即決の有罪判決の場合は10,000ドルの罰金及び1年の禁固刑、起訴による有罪判決の場合は50,000ドルの罰金及び3年の禁固刑が課せられます。
- 11.1.1 CIMAに関する事柄
- 11.1.2 規制法に基づきCIMA又は政府に対して行われた申請
- 11.1.3 免許を受けた者に関する事柄
- 11.1.4 免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託に関する事柄
- 11.1.5 海外の規制当局との間で共有されるもの、又はそれに関する通信
- 11.2 上記第11.1項に記載する事項は、以下の開示には適用されないものとします。
- 11.2.1 ケイマン諸島内の管轄権裁判所により合法的に要求された、又は認められた開示
- 11.2.2 CIMAが金融庁法、その他の法律又は当該法律の関係規則により付与された機能を執行する際にCIMAを支援するために行われる開示
- 11.2.3 当該情報に係る免許を受けた者、又は免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託に関する事柄で、場合により、免許を受けた者、顧客、メンバー、クライアント、被保険者、会社又は投資信託の権限で、自発的な同意が与えられて行われる開示
- 11.2.4 金融庁法若しくは当該法律の関係規則に基づき、内閣に付与された機能を執行することを可能にするため若しくは援助するため、又はCIMAが当該法律若しくはその他の法律に基づく機能を執行する際の内閣とCIMAとの間の取引に関連する開示
- 11.2.5 開示される情報が、その他の情報源から公に取得可能である、又は取得可能であった場合における開示
- 11.2.6 開示される情報が、当該情報に係る免許を受けた者、又は免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託の身元が明かされないような方法で表示された要約若しくは統計による場合
- 11.2.7 () 刑事訴訟の提起に関して、又は刑事訴訟の目的で、ケイマン諸島の公訴局長官又は法執行機関に対して行われる開示、() 反マネー・ロンダリング規則に基づく者に対して行われる開示、又は() 金融庁法第50(3)条に基づいて行われる開示
- 11.2.8 免許を受けた者の解散若しくは清算、又はその任命若しくは職務に関連する法的手続を目的として行われる開示
- 11.3 金融庁法第50(3)条は、海外規制当局からの支援要請を承諾すべきであるとCIMAが確信する場合には、第11.6項に定める事項に従うことを条件として、以下のとおり規定しています。
- 11.3.1 CIMAは、海外規制当局が規制機能を履行（当該海外規制当局が管理する法律、規制及び規則を執行するための民事及び行政手続きの実施を含みます。）するために必要な情報を開示することができます。
- 11.3.2 CIMAは、かかるすべての要請及び開示の記録並びに開示した情報の一覧を保管するものとします。
- 11.3.3 CIMAは、要請があった時又はその後いつでも、(i) 民事及び行政執行手続きの実施、(ii) 自主規制機関の監視活動又は強制執行活動の支援（ただし、CIMAが、当該機関が要請の対象である行為の監督に関与していると認める場合に限り、）、又は(iii) 要請に明記された規定の違反に適用される告発の刑事捜査又は訴追の支援（ただし、当該告発が、要請を行う当局が管理する法令の違反に関連する場合に限り、）を目的として、情報を使用することに同意することができます。
- 11.3.4 CIMAは、裁判所の規則に従い、投資家、預金者、保険契約者又は信託受益者の利益を保護するための命令を求めて、グランドコート裁判官の審判を請求することができます。これには、(i) 関連する資産又は口座の凍結命令、(ii) 規制対象ファンドの受益証券又は株式の発行、買戻し又は償還の停止命令、又は(iii) CIMAと海外規制当局との間で締結した基本合

意書の条件に基づき、これに従って海外規制当局がCIMAに対して行う要請に基づくその他の行為の承認命令が含まれます。

- 11.3.5 CIMAは、その監督又は規制の対象となるケイマン諸島内の事業体に関して、CIMA及び海外規制当局が書面で合意した方法により、海外規制当局が現地査察又は訪問を実施することを許可することができます。
- 11.4 金融庁法はまた、第11.6項に定める事項に従うことを条件として、CIMAが、その裁量により、金融庁法に基づくCIMAの規制機能の執行に際して発見された犯罪行為に関する情報を、海外規制当局に提供することができる旨規定しています。この目的上、「犯罪行為」とは、犯罪収益法に定める意味を有します。
- 11.5 金融庁法はさらに、CIMAが、その裁量により、又は所轄官庁の要請に応じて、金融庁法又は規制法に基づく規制の対象である者又は事業体に関する情報を共有することができることを規定しています。
- 11.6 CIMAは、以下の場合を除き、海外規制当局に対して、情報又は文書の開示若しくは収集又はそれらへのアクセスの提供に係るいかなる支援も行っておりません。
- 11.6.1 CIMAが、受領者となる当局がさらなる開示に関して適切な法的制限の対象となることを確信している場合。
- 11.6.2 CIMAが、受領者である当局から、提供された情報をCIMAの同意なく開示しない旨の約定を取得している場合。
- 11.6.3 CIMAが、海外規制当局が要求する支援又は海外規制当局に提供される情報が、当該海外規制当局の規制機能（規制法に対応し、かつ当該当局が管理する法律を履行するための民事及び行政上の調査又は手続きの実施を含みます。）の目的上必要であると認める場合。
- 11.6.4 CIMAが、その権限の行使後に提供された情報が、情報提供者に対する刑事手続き（ただし偽証罪の手続きは除きます。）において使用されないことを確信している場合。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

12.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生することがあります。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、マネージャー、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課しています。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的又は黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にすることがあります。

12.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、又は意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じることがあります。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら又は表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されます。

12.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

12.3.1 契約法（改正済）の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができることがあります。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りではありません。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものです。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めています。

12.3.2 一般的に、関連契約はファンド自身（又は受託者）とのものであるため、ファンド（又は受託者）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者又はアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなります。

12.4 欺罔に対する訴訟提起

12.4.1 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができます。

- (a) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- (b) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

12.4.2 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら又は表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されます。だます意図があったこと又は欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はありません。

12.4.3 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、又は欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的若しくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりえます。

12.4.4 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生させることがあります。

12.4.5 事実の表明とは違い、意見又は期待の表明は、本項の責任を生じることはないことがありますが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありえます。

12.5 契約上の債務

12.5.1 販売書類もファンド（又は受託者）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成します。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し又は損害賠償を求めて、ファンド（又は受託者）及び/又はマネージャー、設立計画推進者、ジェネラル・パートナー又は取締役に対し訴えを提起することができます。

12.5.2 一般的事柄としては、当該契約はファンド（又は受託者）そのものと締結するので、ファンド（又は受託者）は取締役、マネージャー、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、又は助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（又は受託者）です。

12.6 隠された利益及び利益相反

ファンドの受託者、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはなりません。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りではありません。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属します。

13. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

13.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）（以下「刑法」といいます。）第257条

13.1.1 法人又は（法人格のない）任意団体の役員である者（又はかかる者として行為しようとする者）が、当該法人若しくは団体の事項について当該法人若しくは団体の株主又は債権者を欺罔する意図のもとに、重要な点につき誤解を招く内容、虚偽的若しくは欺罔的内容の表明又は説明を書面にて発行するか、又は発行に協力することは犯罪であり、7年間の拘禁刑に処せられます。

13.1.2 本項において、法人ないし団体の利益のために保証人となる者は、その債権者とみなされます。

13.1.3 法人ないし団体の経営がそのメンバーによって遂行される場合、メンバーがその経営上の役割に関して発行するか、又は発行に協力する表明に対しては、当該メンバーが当該法人又は団体の役員であるかのごとくに本項が適用されるものとします。

13.2 刑法第247条、第248条

13.2.1 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、又は他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われると共に5年間の拘禁刑に処せられます。

13.2.2 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられます。この目的上、彼が所有権、占有又は支配を取得し

た場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得又は第三者をして取得若しくは確保を可能にすることを含みます。

13.2.3 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者若しくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含みます。

13.3 ケイマン諸島の2016年秘密情報開示法（以下「CIDL法」といいます。）は、守秘義務を負う者がその義務を違反することなく秘密情報を開示することのできる一定の状況を定めています。守秘義務を負う者がCIDL法の第3(1)(a)条乃至第3(1)(j)条に従い行う秘密情報の開示は、守秘義務の違反を構成することではなく、いかなる者の訴訟においても違法行為として起訴されないものとします。

14. 清算

14.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、ケイマン諸島の会社清算規則（2023年改正）（以下「清算規則」といいます。）及び会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、又は債権者、出資者（すなわち、株主）又は会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがあります。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもあります。CIMAも、投資信託又は投資信託管理会社である会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有しません（参照：上記第8.17.2項及び第9.17.2項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配されます。

14.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠します。CIMAは、受託者が投資信託である信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっています。（参照：第8.17.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配されます。

14.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法及びパートナーシップ契約に準拠します。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第8.17.4項）を求めて裁判所に申立をする権限を有しています。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配されます。ジェネラル・パートナー又はパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っています。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナー又はパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければなりません。また免除リミテッド・パートナーシップ法に従い、ジェネラル・パートナー若しくは清算人が署名した解散通知が免除リミテッド・パートナーシップの登記官に提出されるまでは、パートナーの決議等があったとしても、免除リミテッド・パートナーシップを解散することはできません。

14.4 有限責任会社

有限責任会社の清算（解散）は、LLC法、清算規則及びLLCのLLC契約（もしあれば）に準拠します。清算は、LLC契約に規定された事由の発生した場合などは任意で行われ、債権者、出資者（すなわち、組合員）又はLLC自体の申請により裁判所によって強制的に行われる場合もあります。任意解散がその後に裁判所の監督下に置かれることもあります。また、CIMAは、投資信託であるLLCの清算を裁判所に申請する権限を有しています（上記8.17.2項及び9.17.2項を参照）。

14.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税又は為替管理はありません。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対して又はよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していません。免除会社、信託、リミテッド・パートナーシップ及びLLCは、将来の課税に対して誓約書を取得することができます（上記第7.1.12項、第7.2.7項、第7.3.9項及び第7.4.11項参照）。

15. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

15.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。ミュー

チュアル・ファンド法の下で、「ミューチュアル・ファンド」とは、投資リスクの分散並びに投資対象の取得、保有、運用若しくは処分からの収益若しくは利益をミューチュアル・ファンドの投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的若しくは効果としてエクイティ持分を発行する会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップを意味します（ただし、銀行・信託会社法若しくはケイマン諸島の2010年保険法（以下「保険法」といいます。）の下で免許を受けた者又はビルディング・ソサエティー法（改正済）又はフレンドリー・ソサエティー法（改正済）の下で登録されている者は含まれません。）（いずれもケイマン諸島の法律を指します。）。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、又は販売されることが予定されている投資信託をいいます。2003年11月17日現在存在しており、日本国内で既に証券の公募を行っている投資信託又は同日現在存在しており、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれません。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能です。）をすることができます。

- 15.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばなりません。
- 15.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利及び制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額及び証券の募集価格及び償還価格又は買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡又は転換の条件、証券の償還若しくは買戻しの条件及びかかる償還若しくは買戻しが停止される状況、監査人の任命などが含まれます。
- 15.4 直近の発行日及び償還日若しくは買戻日における一般投資家向け投資信託の証券の発行価格及び償還価格若しくは買戻価格は、請求により管理事務代行会社の事務所で無料で入手できなければなりません。
- 15.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、又は目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、又はこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務書類を盛り込まなければなりません。
- 15.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限及び設立文書を遵守していること、並びに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。
- 15.7 管理事務代行会社
 - 15.7.1 本規則の第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めています。かかる職務には下記の事項が含まれます。
 - (a) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約及びその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換及び償還又は買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (b) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約及び投資家又は潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格及び償還価格又は買戻価格が計算されるようにすること
 - (c) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器及び人員を確保すること
 - (d) 一般投資家向け投資信託の事業遂行のために必要となるすべての一般管理事務サービスを確保し、かつすべての適用法令規則の遵守を確保すること
 - (e) 本規則、会社法及びミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

- (f) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- (g) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續及び投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- (h) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- (i) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金又はその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

15.7.2 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部又は全部が目論見書に定める投資目的及び投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、又は一般投資家向け投資信託の運営者又は投資顧問会社が設立文書又は目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務又は投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけています。

15.7.3 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集又は償還若しくは買戻しを停止した場合及び一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、CIMAに対してその旨を、かかる停止若しくは清算の理由とともに可及的速やかに通知しなければなりません。

15.7.4 設立規定、関連ある目論見書及び申込契約に別段の規定がある場合を除き、管理事務代行会社は、ケイマン諸島又はケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」といいます。）第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域で設立されている又は適法に事業を営んでいる者にその職務又は任務を委託することができます。ただし、管理事務代行会社は委託した職務又は任務の履行に関し引き続き責任を負わなければなりません。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者及び投資家に通知するものとします。

15.8 保管会社

15.8.1 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域又はCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家及びサービス提供者に通知しなければなりません。

15.8.2 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券及び権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約又は関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社及び運営者の指示を実行することを定めています。

15.8.3 保管会社は、管理事務代行会社又は一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り及び充当、当該投資信託の証券の発行、転換及び買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本及び収益の充当並びに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写し及び情報を請求する権利を有します。

15.8.4 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意及び努力を払うものとします。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければなりません。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負います。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければなりません。

15.9 投資顧問会社

15.9.1 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、又は犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域又はCIMAが承認したその他の法域で設立されて

いる又は適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、又は一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいいます。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれません。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、証券投資業法の別表2第3項に規定される活動が含まれます。

- 15.9.2 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家及びその他の業務提供者に当該変更について通知しなければなりません。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託者又はジェネラル・パートナー）の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。
- 15.9.3 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求しています。かかる職務には下記の事項が含まれます。
- (a) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (b) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (c) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (d) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に記載される当該投資信託の投資目的及び投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (e) 保管会社又は副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報及び指示を合理的な時に提供すること
- 15.9.4 本規則は、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、又は会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されています。
- 15.9.5 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めています。
- (a) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはなりません。
 - (b) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはなりません。ただし、
 - (i) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンド又はそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られません。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (I) 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべて又は実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (II) 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営又は当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとします。
 - (c) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
 - (d) 取引所に上場されていないか、又は容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはなりません。投

資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとします。

- (e) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、又は当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社若しくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られません。）を行ってはなりません。
- (f) 本人として自社又はその取締役と取引を行ってはなりません。

15.9.6 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めています。

- (a) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除きます。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
- (b) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはなりません。
- (c) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、又は当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社若しくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限られません。）を行ってはなりません。

15.9.7 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項又は第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップ又はその他の者のすべての又はいずれかの株式、証券、持分又はその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記しています。

- (a) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズ又はその他の種類の集団投資スキームである場合
- (b) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織若しくは会社又は事業体のグループの一部を構成している場合
- (c) 一般投資家向け投資信託の投資目的又は投資戦略を、全般的に又は部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

15.9.8 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者及びCIMAに通知しなければなりません。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

15.10 財務報告

15.10.1 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられています。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務書類を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家及びCIMAに配付しなければなりません。また中間財務書類については当該投資信託の設立文書及び目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

15.10.2 投資家に配付するすべての関連財務情報及び純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければなりません。

15.10.3 本規則の本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務書類に入れるべき最低限の情報を定めています。

15.11 監査

15.11.1 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければなりません。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家及びサービス提供者に通知しなければなりません。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければなりません。

15.11.2 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表又は配付してはなりません。

15.11.3 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実及び法域の名称を開示しなければなりません。

15.11.4 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者及びその他のサービス提供者から独立していなければなりません。

15.12 目論見書

15.12.1 本規則のパート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)及び第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めています。さらに、かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければなりません。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければなりません。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所又はケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければなりません。

15.12.2 ミューチュアル・ファンド法及びCIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定める要件に加えて、本規則の本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければなりません。

- (a) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社若しくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (b) 一般投資家向け投資信託の設立日又は設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (c) 設立文書及び年次報告書又は定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (d) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (e) 監査人の氏名及び住所
- (f) 下記の(v)、(w)及び(x)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問及びその他の者の氏名及び営業用住所
- (g) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式及び発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式又は経営株式を含みます。）
- (h) 証券に付与されている主な権利及び制限の詳細（通貨、議決権、清算又は解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含みます。）
- (i) 該当する場合、証券を上場し、又は上場を予定する証券取引所又は市場の記述
- (j) 証券の発行及び売却に関する手続及び条件
- (k) 証券の償還又は買戻しに関する手続及び条件並びに償還又は買戻しを中止する状況
- (l) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当又は分配金の宣言に関する意向の説明
- (m) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針及び投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、及び使用する投資手法、投資商品又は借入の権限に関する記述
- (n) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (o) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格又は買戻価格の決定（取引の頻度を含みます。）に適用される規則及び価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (p) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社及びその他のサービス提供者が受取る又は受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額及び報酬の計算に関する情報
- (q) 一般投資家向け投資信託とその運営者及びサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (r) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域又はケイマン諸島以外の監督機関若しくは規制機関で登録し、若しくは免許を取得している場合（又は登録し、若しくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (s) 投資家に配付する財務報告書の性格及び頻度に関する詳細
- (t) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (u) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンス又は信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失若しくは不履行又は目論見書に記載された意見若しくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (v) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所を含みます。）
- (w) 保管会社及び副保管会社（下記事項を含みます。）
 - (i) 保管会社及び副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社及び副保管会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所
 - () 保管会社及び副保管会社の主たる事業活動
- (x) 投資顧問会社（下記事項を含みます。）
 - (i) 投資顧問会社の取締役の氏名及び経歴の詳細並びに投資顧問会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所
 - () 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - () ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

16. ケイマン諸島の経済的実体要件

- 16.1 国際税務協力（経済的実体）法（改正済）（以下「ES法」といいます。）は、特定の事業を遂行する「範疇内エンティティ」に対して実証可能な経済的実体を有することを義務づけます。
- 16.2 ES法は、ケイマン諸島税務情報庁（以下「TIA」といいます。）によって発行された2022年7月付ガイダンス「地理的移動性事業活動の経済的実体」（以下「ガイダンス」といいます。）、並びに「国際税務協力（経済的実体）（規定日）規則（改正済）」及び「2020年国際税務協力（経済的実体）規則」によって補足されています。
- 16.3 ES法は、同法の範疇に属するケイマンのエンティティについて定義しています（以下「該当エンティティ」といいます。）。該当エンティティは、一覧表に規定される事業活動（以下「該当事業活動」といいます。）の一若しくは複数を遂行しているか否かについて年次報告書を作成しなければなりません。遂行している場合、該当エンティティは、該当事業活動に関してケイマンにおける経済的実体テストを充足させなければなりません。TIAは、該当エンティティが経済的実体テストを充足しているか否かを決定する責任を有します。TIAは、該当エンティティによって提出された情報に基づき、この決定を行います。
- 16.4 ES法の下で、該当エンティティとは以下を意味します：
- (a) 内国会社を除き、以下のいずれかに該当する会社：（ ）会社法に準拠して設立された会社、又は（ ）LLC法に基づき登録されている有限責任会社、
 - (b) LLP法に従い登録されている有限責任パートナーシップ、
 - (c) ケイマン諸島外で設立された会社で、会社法の下で登録されている会社。ただし、（ ）投資信託、又は（ ）税務上の居住国がケイマン諸島ではないエンティティは含まれません。該当エンティティには、ユニット・トラストは含まれません。
- 16.5 ES法の下での「投資信託」としての定義を満たすケイマンの投資信託は同法の範疇から外れるものとします。この目的上、「投資信託」とは、資金を調達して、又は投資者の資金をプールして投資持分を発行し、かかる投資持分の保有者に対して、当該エンティティによる投資対象の取得、保有、運用若しくは処分による収益若しくは利益の恩恵をもたらすことを主要事業とするエンティティをいうものとし、投資信託がそれを介して直接若しくは間接に投資若しくは運用を行うエンティティ（当該エンティティ自体が保有される最終的投資対象である場合はこの限りではありません。）も含まれます。ケイマンのパートナーシップ及びユニット・トラストも、現在、同法の範疇から外れています。

17. プライベート・ファンド法

- 17.1 プライベート・ファンド法は、ケイマン諸島のクローズドエンド型ファンドに適用されます。かかるファンドが「プライベート・ファンド」の定義に該当する場合は、プライベート・ファンド法は、そのCIMAへの登録及びCIMAによる規制を定めています。プライベート・ファンド法は、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)条、第4(3)条又は第4(4)(a)条に準拠して事業を行っている投資信託である「規制投資信託」には適用されません。従って、オープンエンド型ユニット・トラストは、一般的にはプライベート・ファンド法の対象とはならず、引続きミューチュアル・ファンド法によって規制されます。

- 17.2 プライベート・ファンド法の「プライベート・ファンド」の定義に該当するものは、投資対象の取得、保有、運用若しくは処分からの収益若しくは利益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的として投資持分を募集又は発行する又は発行している会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップで、かつ以下に該当する場合です：(a) 投資持分の保有者は、投資対象の取得、保有、運用若しくは処分に関して日常的にコントロールすることはできず、かつ(b) 投資対象は、全般的に、プライベート・ファンドの運営者又は運営者を代理する者により、直接若しくは間接的に運用され、その報酬が、当該会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップの資産、収益若しくは利益に基づき支払われます。ただし、() 銀行・信託会社法又は保険法に基づく免許を受けた者、() ビルディング・ソサエティー法（改正済）又はフレンドリー・ソサエティー法（改正済）（いずれもケイマン諸島の法律を指します。）に基づき登録されている者、又は() ファンド以外の組織形態は含まれません。
- 17.3 上記第17.2項のとおり、プライベート・ファンド法は、証券化特別目的ビークル、合併事業、プロプライエタリ・ビークル、持分ビークル、優先持分ファイナンス・ビークル、ソブリン・ウェルス・ファンド及びシングル・ファミリー・オフィスを含む「ファンド以外の組織形態」を明示的に除外しています。CIMAは、FAQs（よくある質問）を発行し、当該ファンドが名簿上一人の投資者のみを有し、かつ常に一人の投資者を有することを前提としていることがプライベート・ファンドの設立書類、又は法的拘束力あるその他の規定若しくは契約において明示的に記載されている場合には、当該ファンドは、プライベート・ファンド法に基づく「プライベート・ファンド」として登録する義務を免除される旨を指摘しています。
- 17.4 プライベート・ファンド法は、プライベート・ファンドが、CIMAに登録申請を提出する前に、投資を行う目的で、持分の申込みに関心を有する富裕層や専門知識を持つ投資家と契約を締結し、投資家から出資約束を受諾することを明示的に認めています。プライベート・ファンドは、出資約束の受諾から21日以内にCIMAに対し登録の申請を提出しなければなりません。プライベート・ファンドは、すべての場合において、投資に関する投資者からの出資履行を受諾する前にCIMAに登録しなければなりません。
- 17.5 プライベート・ファンド法に基づき、プライベート・ファンドは、(1) 年1回、その会計書類をCIMAが承認する監査人に監査させ、その監査済会計書類をファンドの年次報告書とともに、各会計年度末から6ヵ月以内にCIMAに提出しなければならず、また(2) 資産の保持、評価及び保管の記録、権原の確認、現金のモニタリング及び有価証券の特定に関して一定の条件を満たさなければなりません（以下、かかるすべての要件を「PFA要件」といいます。）。加えて、プライベート・ファンド法では企図されていないものの、CIMAは、すべてのプライベート・ファンドに対して、その運営者として行為する若しくは運営者を代理して行為する少なくとも2名の自然人を有することを義務づけることを別途確認しています。PFA要件が独立の第三者によって遂行されない場合、CIMAは、第三者確認の履行を要求することができます。
- 17.6 プライベート・ファンドは、約366米ドルの手数料を添えて、所定の形式により登録の当初申請を提出することが要求されます。プライベート・ファンドは、約5,031米ドルの当初及び継続的登録手数料も支払わなければなりません。販売用資料、要項若しくは目論見書等の写しは、その他の所定の登録書類とともに、登録の際に提出することが要求されます。

18. 実質所有者法制

- 18.1 2023年実質所有者透明化法及び関連する2024年実質所有者透明化規則により構成されるケイマン諸島の実質所有者法制（以下「実質所有者透明化法制」といいます。）は、ケイマン諸島の会社、LLC、有限責任パートナーシップ及び免除リミテッド・パートナーシップに適用され、これらの事業体に対して実質所有者登録簿を作成及び維持することを義務づけています。実質所有者透明化法制の対象となる事業体は、要求された場合には、その実質所有者登録簿を所轄官庁に提出しなければなりません。ただし、投資信託又はプライベート・ファンドとして規制されている事業体は、要求があった場合に、投資信託又はプライベート・ファンドに関する実質所有者の情報提供に責任を有する、関連するケイマン諸島の規制法に基づき免許を受けた者の連絡先を所轄官庁に提出することにより、実質所有者透明化法制を遵守することを代替として選択することもできます。この法制を遵守しない場合には、罰金が科せられることがあります。

第4 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」又は「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

管理会社、受託会社、投資運用会社及び管理事務代行会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用又は為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。」との趣旨を示す記載
- ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) その他の留意点として、次の事項を記載することがあります。

「本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「本ファンドの受益証券の価格は、本ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用又は為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。」

「投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、本受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。」

「投資信託は預貯金とは異なります。」

「投資先ファンドの財務書類につきましては外部監査を受検する態勢が取られています。」

「本ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資先ファンドの評価に際し、原則として受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるオルタナティブ資産が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資先ファンドの評価額は日次で更新されないため、本ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は投資先ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

別紙

定 義 集

| | |
|------------------|--|
| 代行協会員 | 日本法に基づき、管理会社によって代行協会員として任命された者をいいます。 |
| 代行協会員報酬 | 代行協会員に支払われる報酬をいいます。 |
| 管理事務代行契約 | 本ファンドに関して受託会社、管理会社及び管理事務代行会社の間で締結された契約をいいます。 |
| 管理事務代行会社 | エイペックス・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッド、又は受託会社及び管理会社によって本ファンドの管理事務代行会社に任命されたその他の者をいいます。 |
| 監査人 | アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド、又は本ファンドの監査人として随時任命されるその他の者をいいます。 |
| ファンド営業日 | ケイマン諸島、日本及び上海の銀行が通常の銀行業務のために営業している日(土曜日、日曜日、法定の祝祭日を除きます。)、又はそれに加えて若しくはそれに代えて、受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の日をいいます。 |
| CIMA | ケイマン諸島金融庁をいいます。 |
| クラス | 本信託証書に基づき受託会社が指定した本受益証券のいずれかのクラスをいいます。 |
| 日本円建クラスR 受益証券 | 本書に基づき募集される受益証券で、日本円建クラスR受益証券として指定された、運用通貨が日本円であるものをいいます。 |
| クラスR受益証券 | 日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券のことをいいます。 |
| 米ドル建クラスR 受益証券 | 本書に基づき募集される本受益証券で、米ドル建クラスR受益証券として指定された、運用通貨が米ドルであるものをいいます。 |
| ケイマン会社法 | ケイマン諸島の会社法(改正済)をいいます。 |
| 販売会社 | 本ファンド及び/又は特定のクラスに関して販売会社として随時任命される者をいいます。 |
| 適格投資者 | 本ファンドが登録その他の法的要件に違反することなく適法に本受益証券の申込の勧誘を行うことができ、いずれの国、規制機関、政府当局の法規又は要件にも違反することなく本受益証券を取得及び保有することができ、かつ、受託会社が随時決定する適格要件(本書その他に記載されるもの)を満たす者をいいます。 |
| 本ファンド | ジュエル・ボックス・ファンドのことであり、ケイマン諸島の信託法(改正済)に基づき、免税信託として登録された登録番号54458のオープン・エンド型ユニット・トラストをいいます。 |
| 重過失 | ある者が明白かつ許容できないリスクを伴うことを実際に認識しつつ行為する(若しくは行為しない)こと、または明白かつ許容できない関連するリスクを著しく無視し、又はそれに無関心なま行為することを示す、過失を超える水準をいいます。 |
| IFRS(又はIFRSs) | 国際財務報告基準をいいます。 |
| 投資運用契約 | 本ファンドの運用に関して受託会社、管理会社及び投資運用会社の間で締結された契約をいいます。 |
| 投資運用会社 | TORANOTEC 投信投資顧問株式会社、又は本ファンドの投資運用会社として随時任命されるその他の者をいいます。 |
| 投資対象 | あらゆる種類の資産(有価証券、デリバティブ取引、集団投資スキームを含みますが、これらに限られません。)をいいます。 |

| | |
|-----------------|---|
| 管理会社 | エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド、又は本ファンドの管理会社として随時任命されるその他の者をいいます。 |
| 管理報酬 | 投資運用契約に従って投資運用会社に支払われる管理報酬をいいます。 |
| 本英文目論見書 | 本ファンドの英文目論見書（随時行われる変更又は追補を含みます。）をいいます。 |
| 最低保有額 | 本受益証券1口当たり純資産価格の総額が10,000米ドル（若しくは日本円での同等の額）以上（又は受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するそれよりも少額の）の本受益証券をいいます。 |
| ミューチュアル・ファンド法 | ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）で、随時改正、再施行又は統合されるものをいい、同法に基づき、随時制定される下位法令を含みます。 |
| NAV計算方針 | 本ファンドが制定し、維持している純資産価額を算出するための価格及び評価の慣行、方針並びに手続であって、随時採用、修正、改正、及び補充されるものを含みます。 |
| 純資産価額 | 本ファンド及び各クラスに関して、本書に記載されている評価原則を用いて決定される、本ファンド又は関連するクラスの純資産価額をいいます。 |
| 本受益証券1口当たり純資産価格 | 各クラスの本受益証券に関して、関連するクラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの本受益証券の口数で除して得た値をいいます。 |
| 買戻日 | 各暦四半期の最初のファンド営業日（各年の1月、4月、7月、及び10月それぞれの最初のファンド営業日）、及び/又は、受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の（一又は複数の）日をいいます。 |
| 買戻手数料 | 受益証券の買戻しの際に受益者が支払う手数料（もしあれば）をいいます。 |
| 買戻価格 | 本受益証券に関して、関連する買戻日の直前の評価日の評価時点における、関連するクラスの本受益証券1口当たり純資産価格をいいます。 |
| 買戻請求（書） | 受託会社が随時決定することができる条項による買戻しの請求又は買戻請求書をいいます。 |
| 販売会社報酬 | 販売会社に対して支払われる販売会社報酬をいいます。 |
| 1933年米国証券法 | 1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）をいいます。 |
| 申込契約 | 投資運用会社が、受託会社の同意を得た上で、随時承認する様式の申込契約をいいます。 |
| ファンド買付日 | 各暦月の最初のファンド営業日、並びに/又は、管理会社が、受託会社及び投資運用会社と協議の上、一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の日をいい、この日に本ファンドが新規に受益者から拠出された資金を以て投資対象を買い付けます。 |
| 申込価格 | 本書に記載されている方法で決定された、関連するクラスの本受益証券が発行される際の1口当たりの申込価格をいいます。 |
| 本信託証書 | 2022年3月18日付けの信託証書（その後の随時の変更、再規定、及び/又は、追補を含みます）をいいます。 |
| 受託会社 | エイペックス・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド、又は本信託証書の規定に従って随時本ファンドの受託会社として任命されるその他の者をいいます。 |

| | |
|---------|---|
| 受益証券 | 本ファンドの純資産に対する不可分な実質上の権利を表章する受益証券をいいます。本書との関係では、日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券が含まれます。 |
| 受益者 | 本受益証券の保有者をいいます。 |
| 受益者決議 | 本信託証書の規定に基づき書面により又は開催された受益者集会において、合計で発行済受益証券の50%超を表章する本受益証券を保有する2名以上の保有者によって、承認された決議をいいます。 |
| 受益者特別決議 | 受益者の特別決議として提案され、本信託証書の規定に基づき書面により又は開催された受益者集会において、合計で発行済受益証券の75%超を表章する本受益証券を保有する2名以上の保有者によって承認された決議をいいます。 |
| 米国 | アメリカ合衆国(各州及びコロンビア特別区を含む)、その領土及び属領をいいます。 |
| 米ドル | 米国の法定通貨をいいます。 |
| 米国人 | 1933年米国証券法に基づいて制定されたレギュレーションSのルール902条で定義された米国人をいいます。 |
| 評価日 | 各クラスに関して、各買戻日及び各ファンド買付日の直前のファンド営業日、並びに/又は、受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の日をいいます。 |
| 評価時点 | 各評価日において最後に営業を終了する各資産ポートフォリオに関連する市場における取引終了時点をいいます。 |
| 円又は日本円 | 日本の法定通貨をいいます。 |

以上

独立監査人の報告書

ジュエル・ボックス・ファンド
受託会社 御中

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ジュエル・ボックス・ファンド（以下「当ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2025年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の包括利益計算書、償還可能受益者に帰属する純資産変動計算書及びキャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の情報を含む財務書類に対する注記について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、IFRS会計基準に準拠して、すべての重要な点において、2025年12月31日現在の当ファンドの財政状態、並びに同日に終了した年度の財務実績及びキャッシュフローを適正に表示している。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会が発行した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立基準を含む。）（以下「IESBAコード」という。）及びケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理上の要求事項に従い、当ファンドから独立しており、また、これらの要求事項及びIESBAコードに従い、その他の倫理的責任を果たしている。我々は、入手した監査の証拠が監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

当ファンドの2024年12月31日現在及び同日に終了した年度の財務書類は、他の監査人により監査されており、当該監査人は2025年6月18日付の報告書において、当該財務書類に対し限定付適正意見を表明している。

経営陣及び受託会社の財務書類に対する責任

経営陣は、IFRS会計基準に準拠した財務書類の作成及び適正な表示、並びに不正又は誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣は、当ファンドを清算若しくは運用停止する意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替策がない場合を除き、当ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、該当する場合には継続企業に関する事項を開示し、会計において継続企業的前提を用いる責任を負う。

受託会社は、当ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

独立監査人の報告書（続き）

財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、受託会社全体に対してのみ作成されたものである。我々の監査業務は、監査報告書において受託会社に対して報告すべき事項を受託会社に表明することのみを目的として実施されたものであり、その他の目的のために実施されたものではない。法律で認められる最大限の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書又は我々が形成した意見に関して、当ファンド及び受託会社全体以外の者に対して責任を負わず、また引き受けない。

我々の目的は、不正又は誤謬によるかにかかわらず、財務書類全体として重大な虚偽記載がないか否かについて合理的な確証を得ること、及び我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高い水準の保証であるが、ISAsに準拠して実施された監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常にこれを発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正又は誤謬により生じることがあり、個別に又は全体として、財

務書類の利用者が当該財務書類に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に見込まれる場合には、重大であると判断される。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は監査を通じて専門的判断を行い、また職業的専門家としての懐疑心を維持する。我々はまた、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを識別及び評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案及び実施し、また我々の意見の根拠を提供するために十分かつ適切な監査の証拠を入手する。不正により生じた重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じた重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは、不正には共謀、文書の偽造、意図的な不記載、虚偽の陳述又は内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- ・ 状況に適した監査手続きを立案するため、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、当ファンドの内部統制の有効性について意見を表明することを目的とするものではない。
- ・ 経営陣が採用した会計方針の適切性、並びに経営陣による会計上の見積り及び関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が会計において継続企業の前提を採用することの適切性、及び、入手した監査の証拠に基づき、当ファンドの継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連して重要な不確実性が存在するか否かについて結論付ける。我々が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務書類中の関連する開示に注意を喚起すること、また当該開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められる。我々の結論は、監査報告書日までに入手した監査の証拠に基づいている。ただし、将来の事象又は状況により、当ファンドが継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成及び内容、並びに財務書類が適正な表示を達成する方法で基礎となる取引及び事象を表示しているかを評価する。

我々は、計画した監査の範囲及び時期、並びに監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む重要な監査上の発見事項等について、受託会社と連絡を行う。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

ケイマン諸島、グランド・ケイマン
2026年6月18日

Independent Auditor's Report

The Trustee
Jewel Box Fund

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Jewel Box Fund (the "Fund"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of comprehensive income, statement of changes in net assets attributable to redeemable unitholders and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at 31 December 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The financial statements of the Fund as at and for the year ended 31 December 2024, were audited by other auditors whose report dated 18 June 2025, expressed a qualified opinion on those statements.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do

not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

Grand Cayman, Cayman Islands

18 June 2026

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものである。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エマージング・アセット・マネジメント株式会社の株主各位

監査意見

我々は、2025年12月31日現在の財務状態計算書ならびに同日に終了した年度の損益およびその他包括利益計算書、株式変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の情報を含む財務書類の注記により構成される、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当会社」という。）の非法定財務書類（6頁から24頁まで）を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際会計基準審議会が公表したIFRS会計基準に準拠し、当会社の2025年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。この基準に基づく我々の責任は、我々の報告書中の「財務書類監査に関する監査人の責任」において詳述されている。我々は、財務書類のマルチにおける我々の監査に関連する倫理的要件とともに、国際会計士倫理基準審議会による国際独立基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBAコード」という。）に従い当会社から独立しており、IESBAコードに従い我々のその他の倫理的責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査の証拠が我々の意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると信じている。

財務諸表および監査報告書以外の情報

取締役はその他の情報の責任を負う。その他の情報は、当会社の情報、取締役の報告書および取締役の責任説明書により構成されるが、財務書類およびそれに対する我々監査人の報告書は含まない。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、それに対しいかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関し、我々の責任は、その他の情報を精読し、そうする中でその他の情報に財務書類または監査において入手した我々の知見と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載が見られるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、我々が、このその他の情報に重大な虚偽記載があると結論した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。この点につき、我々に報告すべきことはない。

財務諸表に関する取締役の責任

5頁の取締役の責任説明書により詳しく説明されている通り、取締役は、IFRSsに従って真実かつ公正な概観を提供する財務書類の作成、および不正または誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役が判断する内部統制に責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣が当会社の清算もしくは事業の停止を意図するかまたはそうする以外に現実的な代替策がない場合を除き、取締役は当会社が継続企業として存続しうるかを査定し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、会計において継続企業の前提を使用することにつき責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽記載があるか否かにつき合理的な確証を入手すること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証であるが、重大な虚偽記載が存在する場合にISAsに従って行われた監査がそれを必ず発見できるとの保証にはならない。虚偽記載は不正または誤謬から生じることがあり、個別にまたは全体として、この財務書類の利用者がこれを根拠に行う経済的決定に当該記載が影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、重大であると判断される。

独立監査人の報告書（続き）

財務書類の監査に関する監査人の責任（続き）

我々の監査の範囲には、当会社の将来の存続可能性または取締役が当会社の事項につき行ったか、または行う際の効率または効果に関する確証を含まない。当会社の財務状態は、経営陣により行われたまたは行われる決

定の結果として改善し、悪化または変動することがあり、または不可抗力による事由を含むがそれに限られず、本監査意見の日付後に発生する事由による影響を受けることがある。

従って、当会社の過去の非法定財務書類に関する我々の監査報告書は、当会社の将来の財務健全性および存続可能性に関する見積りまたは予測の作成において、いずれの者にもその信頼を促しまたは信頼を可能とすることを意図しておらず、また信頼するに適してもおらず、従って、当会社への投資またはその他取引（信用拡張を含むがそれに限られない。）に関する決定を目的としては、利用されまたは依拠されることはできない。これに関する意思決定は、特に当会社の展望を評価し、それに重大な関連性を有する可能性のある事実または状況を特定することを意図した個別の分析を根拠として形成されるべきである。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は監査を通じて専門的な判断を行い、また職業的専門家としての懐疑心を維持する。我々はまた、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定し、査定し、当該リスクに対応した監査手続きを立案し実施し、また我々の監査意見を提供するために十分かつ適切な監査の証拠を入手する。不正により生じた重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じたそれより高くなる。なぜなら、不正には共謀、文書の偽造、意図的な不記載、虚偽の陳述、または内部統制の無効化を含むことがあるからである。
- ・ 状況に適した監査手続きを立案するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、当会社の内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的とはしていない。
- ・ 取締役が使用した会計方針の適切性、および行った会計上の見積もりおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 会計において取締役が継続企業としての前提を利用することの適切性、および、入手した監査の証拠に基づき、当会社の継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせる事象または状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを結論づける。我々が重大な不確実性が存在すると結論づけた場合、財務書類中の関連する開示に対し、我々の監査報告書において注意を喚起する義務があり、また当該開示が不適切である場合、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当会社が継続企業として存続できなくなる可能性がある。従って、一般的に認められた監査基準の観点から、継続企業として存続する当会社の能力についての重大な不確実性が監査報告書中に言及されていないということは、当会社の継続企業として存続する能力に関する保証と見做されるべきではない。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的表示、構成および内容、ならびに公正な表示を獲得する方法により財務書類が基礎となる取引および事象を表示しているかにつき評価を行う。

疑義を避けるために、財務リスクが株主および/または債権者の間で分散される方法に関する概観の形成を含む、当会社の資本構成の適切性に関する結論は、この財務書類のみを根拠としては到達することはできず、必ず追加の情報に支持された広範な分析に基づかなければならない。

我々は、とりわけ、計画上の監査範囲および時期、および我々が監査中に特定する内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の発見に関し、取締役と通信を行っている。

独立監査人の報告書（続き）

監査報告書は、2026年6月11日に作成され、以下に記載する者によって署名された。

デロイト・オーディット・リミテッド

登録監査人

セントラル・ビジネス・ディストリクト、ビルキルカラ、マルタ

の名称においてそれを代理して取締役として

マイケル・ピアンキ

Independent auditor's report

to the members of

Emerging Asset Management Ltd.

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Emerging Asset Management Ltd. (" the Company "), set out on pages 6 to 24, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025 and the statement of profit or loss and other comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants including International Independence Standards* (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Malta, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and the Auditor's Report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the Company's information, the directors' report and the statement of directors' responsibilities, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities on page 5, the directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRSs and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

The scope of our audit does not include assurance on the future viability of the Company or on the efficiency or effectiveness with which the directors have conducted or will conduct the affairs of the Company. The financial position of the Company may improve, deteriorate, or otherwise be subject to change as a consequence of decisions taken, or to be taken, by the management thereof, or may be impacted by events occurring after the date of this opinion, including, but not limited to, events of force majeure.

As such, our audit report on the Company's historical non-statutory financial statements is not intended to facilitate or enable, nor is it suitable for, reliance by any person, in the creation of any projections or predictions, with respect to the future financial health and viability of the Company, and cannot therefore be utilised or relied upon for the purpose of decisions regarding investment in, or otherwise dealing with (including but not limited to the extension of credit), the Company. Any decision-making in this respect should be formulated on the basis of a separate analysis, specifically intended to evaluate the prospects of the Company and to identify any facts or circumstances that may be materially relevant thereto.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern. Accordingly, in terms of generally accepted auditing standards, the absence of any reference to a material uncertainty about the Company's ability to continue as a going concern in our auditor's report should not be viewed as a guarantee as to the Company's ability to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

For the avoidance of doubt, any conclusions concerning the adequacy of the capital structure of the Company, including the formulation of a view as to the manner in which financial risk is distributed between shareholders and/or creditors cannot be reached on the basis of these financial statements alone and must necessarily be based on a broader analysis supported by additional information.

We communicate with directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

The audit report was drawn up on 11 June 2026 and signed by:

Michael Bianchi as Director
in the name and on behalf of
Deloitte Audit Limited
Registered auditor
Central Business District, Birkirkara, Malta

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものである。